

(仮称) 遠野風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 30 年 12 月

アカシア・リニューアブルズ株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	3
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	4
(1) 公告の日及び公告方法	4
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	4
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	5
(1) 意見書の提出期間	5
(2) 意見書の提出方法	5
(3) 意見書の提出状況	5
第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	6

添付書類 環境影響評価方法書についての説明会での質疑応答

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1月間以上縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成30年6月1日（金）

(2) 公告の方法

①日刊新聞紙による公告（別紙1-1参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・平成30年6月1日（金）付 福島民友新聞社、福島民報社の全県版

②いわき市入遠野地区、上遠野地区、三和地区及び古殿町の自治会への回覧によるお知らせ 福島県いわき市及び石川郡古殿町の下記の自治会にて「お知らせ」を以下のとおり回覧した。（別紙2-1、別紙2-2、別紙2-3及び別紙2-4参照）

- ・いわき市遠野町全域

平成30年5月15日（火）に「お知らせ」を区長へ提示した。

- ・いわき市三和町全域

平成30年5月21日（月）と平成30年5月22日（火）に「お知らせ」を区長へ提示した。

- ・古殿町大久田区、上山区

平成30年5月21日（月）に「お知らせ」を古殿町役場総務課へ提示した。

③インターネットによるお知らせ

平成30年6月1日（金）から、下記のウェブサイトにて「お知らせ」を掲載した。

- ・福島県のウェブサイト（別紙3-1参照）

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/eia-zisshianken/eia-anken-law-26.html>

- ・いわき市 ホームページ（別紙3-2参照）

<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1450751689820/index.html>

- ・アカシア・リニューアブルズ株式会社 ホームページ（別紙3-3参照）

<https://www.acacia-renewables.com/6-1-2018>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 6 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧

- ・福島県庁 生活環境部環境共生課（西庁舎 8 階）
福島県福島市杉妻町 2 番 16 号
- ・いわき地方振興局 県民部 県民生活課（いわき合同庁舎本庁舎 4 階）
福島県いわき市平字梅本 15 番地
- ・いわき市役所本庁舎 1 階市民ロビー
福島県いわき市平字梅本 21 番地
- ・いわき市役所遠野支所
福島県いわき市遠野町根岸字白幡 40-1
- ・いわき市役所三和支所
福島県いわき市三和町下市萱字竹之内 114 番地の 1
- ・古殿町役場 1 階総務課
福島県石川郡古殿町大字松川字新桑原 31 番地

②インターネットの利用による縦覧

- ・アカシア・リニューアブルズ株式会社 ホームページ
<https://www.acacia-renewables.com/6-1-2018>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：平成 30 年 6 月 1 日（金）から平成 30 年 7 月 23 日（月）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）
- ・縦覧時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。また、縦覧期間の延長公告は以下のとおり、日刊新聞紙、新聞折込チラシ及びインターネットによって実施した。

①日刊新聞紙による公告（別紙 1-2）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・平成 30 年 6 月 26 日（火）付 福島民友新聞社、福島民報社の全県版

②新聞折込チラシによるお知らせ（別紙 4-1）

平成 30 年 6 月 29 日（金）付の日刊紙に「チラシ」を以下の地域を対象に折り込んだ。

- ・いわき市遠野町全域

③インターネットによるお知らせ

平成 30 年 6 月 1 日（金）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・福島県のウェブサイト（別紙 3-4 参照）

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/eia-zisshianken/eia-anken-law-26.html>

- ・いわき市 ホームページ（別紙 3-5 参照）

<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1450751689820/index.html>

- ・アカシア・リニューアブルズ株式会社 ホームページ（別紙 3-6 参照）

<https://www.acacia-renewables.com/6-1-2018>

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見箱への投函者）は 42 件であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1、別紙2、別紙3及び別紙4参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

①上遠野公民館（福島県いわき市遠野町上遠野字堀切1番地の1）

日時：平成30年6月14日（木）15時～17時

来場者数：14名

②三和ふれあい館（福島県いわき市三和町下市萱字竹ノ内114番地の1）

日時：平成30年6月15日（金）18時30分～20時

来場者数：10名

③古殿町公民館（福島県石川郡古殿町大字松川字横川235）

日時：平成30年6月19日（火）18時30分～20時

来場者数：4名

④入遠野公民館（福島県いわき市遠野町入遠野字前田38番地の1）

日時：平成30年7月3日（火）19時～22時

来場者数：40名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(別紙5 参照)

(1) 意見書の提出期間

平成30年6月1日(金)から平成30年8月6日(月)まで
(郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ②アカシア・リニューアブルズ株式会社への書面の郵送
- ③アカシア・リニューアブルズ株式会社へのメールによる送付

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は44通、意見総数は149件であった。

第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条の規定に基づく環境影響評価方法書について、受け付けた意見書は、44通、意見は149件であった。方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜その他＞

福島県いわき市在住ア氏

No.	意見の概要	当社の見解
1	事業全般に対する住民等への説明責任について ・2016年9月27日に開催された遠野地区区長会における、事業者による当該事業の概要説明において、事業者が作成した会議記録に記載されている次の事項については、当時の事業者の真摯な説明であったことから、区長会として調査に同意した経緯があります。今後は住民に不信感を与えることがないよう、事業者として当然の説明責任を果たされるよう、改めて強く要望します。 ①(会議録1ページ) ・事業そのものについては、調査結果、地元の方々との対話を踏まえて検討させていただくことになる旨を前提とした(区長への)説明会である。 ②(会議記録3ページ) ・状況によるが、(地元の)開発同意が得られない開発は出来ないと考えている。十分な安全設計と説明努力をさせていただく。 ③(会議記録3ページ) ・水体系への影響、土砂災害・騒音対策等について、行政と相談しながら設計を行っていく考えである。	今後、住民の方々に不信感を与えることがないよう、事業者として説明責任を果たしていく考えです。今後、工事の概要、ご利用の水などについても説明会を開催し、住民の皆様が不安に思っている点について説明と対話を行います。さらに、環境影響評価に関する項目につきまして今までの説明会では不十分だと考えている住民等の方々に対し、個別に説明をさせていただきます。また、区長説明会でご説明したとおり、下記の事項について、十分に検討してまいります。 ①今後、事業計画については、調査結果を公表し、地元の方々との対話を踏まえて対応してまいります。 ②今後、地元の方々の理解を得るため、十分な安全設計と説明努力を継続させていただきます。 ③水体系、土砂災害、騒音対策等について、行政と相談しながら設計を行っていきます。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜事業計画、騒音・超低周波音＞

福島県いわき市在住イ氏

No.	意見の概要	当社の見解
2	隣接する風力発電事業計画との整合性について(離隔の確保) ・隣接する風力発電事業計画では、事業者による住民説明会等での意見交換や関係大臣等の意見を踏まえ、住居等から風車までの距離(離隔)を出来る限り離す計画に変更。当初は約1kmだった離隔を2km以上に変更した経緯があることから、事業者間の整合性を図る観点からも住居等から風車までの距離を2km以上確保すること。	「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」(平成28年、環境省)報告書では、風車騒音の調査範囲として、人の生活環境に影響を与えるおそれがある地域を対象とする必要があるとされております。 また、その地域は、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年6月12日通商産業省令第54号)」に示されている、「事業実施想定区域及びその周囲1kmの範囲内」とされております。
3	・また、平成29年8月30日に御社が遠野地区で開催した当該事業に関する環境影響評価配慮書説明会において、『騒音及び超低周波音』の項目で、事業者より「騒音及び超低周波音の影響がある2km周辺には644戸の住居等が存在する。」との説明を受けており、2kmの範囲内はそれらの影響を受けるものと我々住民は理解しました。このようなことから、住居等から風車までの距離を2km以上確保する必要があることは当然のことであると判断されます。	本事業においては、準備書の段階で、騒音や風車の影等の予測を定量的に実施し、住居と風車との隔離について適切に対応いたします。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

<動物>

神奈川県川崎市在住ウ氏

No.	意見の概要	当社の見解
4	■コウモリ類について コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫を食べるので、人間にとって、非常に役立つ益獣である。風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。コウモリ類の出産は年1～2頭程度と、繁殖力が極めて低いため、死亡率のわずかな増加が、地域個体群へ重大な影響を与えるのは明らかである。国内では今後さらに風車が建設される予定であり、コウモリ類について累積的な影響が強く懸念される。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。	コウモリ類は、生態系の中で重要な役割を持つことを考慮しつつ、調査を実施してコウモリ類の生息状況を把握いたします。次いで、本事業の影響について予測及び評価を実施してお示しします。コウモリ類への影響は不明な点もありますが、新たな知見を収集し、専門家等の助言を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を検討いたします。
5	■コウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？	重要種以外のコウモリ類についても、専門家等の助言を踏まえながら、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。
6	■バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者はバットストライクの予測を「定性的」に行うようだが、事業者が行う「高度別飛翔状況の調査（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、定量的な予測手法も存在する。よってバットストライクの予測は「定量的」に行い、年間の衝突頭数を予測し、保全措置により何個体低減するつもりか、<u>具体的数値を示すこと</u>。	最新の知見を参考にしながら、できる限り定量的な予測をいたします。
7	■「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングしたコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。よって事業者は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。	ヒアリング対象の専門家はコウモリ類の調査を実施しており、対象事業実施区域で留意すべき事項を助言していただきました。今後は、適切な知見を有する専門家から情報・御助言を得て、調査、予測等を行います。
8	■コウモリの音声解析について コウモリの周波数解析（ソナグラム）による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。仮に種の同定を誤れば、当然ながら誤った予測評価につながるだろう。よって、無理に種名を確定しないで、グループ（ソナグラムの型）に分けて利用頻度や活動時間を調査すべきである。	音声による種の同定については、周波数解析ではソナグラムの型に分けて調査結果を整理し、グループ（ソナグラムの型）に分けて調査結果を整理します。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜動物＞

神奈川県川崎市在住ウ氏

No.	意見の概要	当社の見解
9	■コウモリの音声録音について 捕獲によって攪乱が起こるので、自動録音調査と捕獲調査は、同日に行うべきでない（捕獲調査日の録音データは使用しないこと）。	自動録音調査と捕獲調査の調査日が重なる場合には、捕獲調査日の録音データは使用しないこととします。
10	■コウモリの捕獲調査について ・コウモリ類について配慮のかけた不適切な捕獲を行う業者がいる。よってコウモリの捕獲及び許可申請の際には必ず「コウモリ類の専門家」の指導を受ける（うけさせる）べきだ。	コウモリ類の捕獲については、所管機関より許可を得たうえで、適切に実施いたします。
11	・6月下旬-7月中旬はコウモリ類の出産哺育期にあたるため、捕獲調査を避けるべきではないのか。	コウモリ類への影響を考慮し、適切な時期に調査を実施します。
12	・ハーブトラップは高空を飛翔するコウモリを捕獲できないので、カスミ網も併用するべきではないのか。	捕獲調査については、事前に専門家に調査計画をご確認いただき、指導を受けた上で実施いたします。なお、捕獲調査を行う際には、ご指摘いただいた事項にも注意し、対象個体の健康に影響がないように調査を進めます。また、風況ボール設置地点での高度別飛翔状況のバットディテクターによる記録や、LED ライトによる確認調査で上空のコウモリ類の飛翔状況を把握いたします。
13	・捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、年齢、体重、前腕長等を記録し、すみやかに放獣するべきではないのか。	捕獲したコウモリ類は、麻酔を使用せず、種名、性別、年齢、体重、前腕長等を記録した後、すみやかに放獣いたします。
14	・捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大きいので、ハーブトラップは、かならず夜間複数回見回るべきだ（夕方設置して、見回りせずに朝方回収などということをして絶対に行わないこと）。 ・捕獲した個体を持ち帰り飼育しないこと。 ・捕獲した個体を素手で扱わないこと。 ・冬眠中の個体を絶対に覚醒させないこと。 ・冬眠中の個体を絶対に捕獲しないこと。	ご意見のとおり、ハーブトラップ調査では、夜間に複数回見回りを行い、放獣いたします。 また、以下の方針を守ります。 ・捕獲した個体を持ち帰り飼育しません。 ・捕獲した個体を素手で扱いません。 ・冬眠中の個体を覚醒させません。 ・冬眠中の個体を捕獲いたしません。
15	■「回避」と「低減」の言葉の定義について 事業者とその委託先のコンサルタントにあらかじめ指摘しておく。事業者らは「影響の回避」と「低減」の言葉の定義を本当に理解しているだろうか。 事業者らは、コウモリ類への保全措置として「ライトアップをしない」ことを掲げるはずだが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。	「回避」及び「低減」については、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成27年9月修正版）に示されている以下の定義と考えます。 回避：事業行為の全体または一部を実行しないことによって影響を回避すること。影響要因を遠ざけることによって発生させないことも回避といえる。 低減（最小化）：事業行為の程度・規模を制限することによって影響を低減（最小化）すること。 以上の考え方をもとに、適切な措置をいたします。
16	■回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これについて事業者は「ライトアップアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」と主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。	本事業において、ライトアップについて述べておりませんが、コウモリ類への影響については新たな知見を収集し、より良い対策等を検討いたします。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

<動物>

神奈川県川崎市在住ウ氏

No.	意見の概要	当社の見解
17	■回避措置（ライトアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。昆虫類はライトだけでなくナセルから発する熱にも誘引される。またナセルの隙間、ブレードの回転音、タワー周辺の植生や水たまりなどコウモリ類が誘引される要因は様々であることが示唆されている。つまりライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』」できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。	風車によるコウモリ類への影響及び有効な環境保全措置については、近年バットストライクの情報が事後調査などで蓄積されつつあります。本事業では、今後も新たな知見を収集するとともに、事後調査によってバットストライクの発生状況を確認します。バットストライクが確認された場合は、専門家の助言のもとに、必要に応じて環境保全措置を検討いたします。
18	■コウモリ類の保全措置（回避）について 樹林内に建てた風車や、樹林（林縁）から 200m 以内に建てた風車は、バットストライクのリスクが高いことが、これまでの研究でわかっている。低空（林内）を飛翔するコウモリでさえ、樹林（林縁）から 200m 以内ではバットストライクのリスクが高くなる。よって、風力発電機は樹林から 200m 以上離すこと。	
19	■「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きの P3-110～111 には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」と「低風速時のフェザリング」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。	
20	■コウモリ類の保全措置について 事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのだろうか？既存資料によれば、樹林から 200m の範囲に風車を立てないこと（回避措置）、『カットイン風速を限られた期間と時間帯に高く設定し、低速時のフェザリングをすること（低減措置）』がコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっている。この方法は、事業者が「実施可能」かつ「適切な」、コウモリ類への環境保全措置である。	
21	■コウモリ類の保全措置（低減措置）について コウモリの保全措置として、「カットイン風速の値を上げることと低風速時のフェザリング」が行われている。事業者は、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば、バットストライクの発生を抑えられることを認識しているのか？	
22	■コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと 上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、（カットイン風速の値を上げることフェザリングの）保全措置は実施しない（事後調査の後まで先延ばしにする）」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。 保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。	

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

<動物>

神奈川県川崎市在住ウ氏

No.	意見の概要	当社の見解
23	■コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。	風車によるコウモリ類への影響及び有効な環境保全措置については、近年バットストライクの情報が事後調査などで蓄積されつつあります。本事業では、今後も新たな知見を収集するとともに、事後調査によってバットストライクの発生状況を確認します。バットストライクが確認された場合は、専門家の助言のもとに、必要に応じて環境保全措置を検討いたします。
24	■コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと3 上記について事業者は「実際に何個体死ぬか仕組みがよくわからないから（適切な保全措置をせずに）事後調査して、本当に死んだらその時点で保全措置を検討する」などと論点をすり替えるかもしれないが、それは「事後調査」という名目の「実証実験」である。身勝手な「実験」でコウモリを殺してはいけない。保全措置とは「コウモリを殺す前」から安全側で実施する行為である。	風車によるコウモリ類への影響及び有効な環境保全措置については、近年バットストライクの情報が事後調査などで蓄積されつつあります。本事業では、今後も新たな知見を収集するとともに、事後調査によってバットストライクの発生状況を確認します。バットストライクが確認された場合は、専門家の助言のもとに、必要に応じて環境保全措置を検討いたします。
25	■バットディテクターによる調査について バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向（上向きか下向きか）を記載すること。 なお「仕様に書いていない（ので分からない）」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。	準備書において、現地調査で使用するバットディテクターの探知距離及びマイクの設置方向を記載いたします。
26	■P268 バットディテクターによる踏査ルートについて バットディテクターによる踏査ルートが風力発電機設置位置を「網羅していない」。「利用頻度を比較する」つもりならば、すべての風力発電機設置位置(27箇所)において日没前から日の出まで自動録音調査するべきではないのか。	図6.2-9に示した踏査ルートは、主要なルートを示しています。示したルートとは別に詳細な踏査ルートを設定し、対象事業実施区域及びその周辺のコウモリ類を把握いたします。
27	■バットディテクターによる調査時間について バットディテクターによる調査時間の記載がない。日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。	バットディテクターによる調査を、日没1時間前から、日の出1時間後までの間で実施します。
28	■コウモリ類の保全措置について 事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につなぐべき生物多様性をとりあげてはいけない。『事後調査でコウモリの死体を確認したら保全措置を検討する』などという悪質な事業者がいたが、コウモリの繁殖力は極めて低いので、一時的な殺戮が地域個体群へ与える影響は大きい。コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少しあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば』、バットストライクの発生を低減できることはこれまでの研究でわかっている。『ライトアップをしないこと』はバットストライクを『低減する効果』は確認されていない。さらに『事後調査』は『環境保全措置』ではない。 『影響があることを予測』しながら『適切な保全措置』をとらないのは、「発電所アセス省令」に違反する。	風車によるコウモリ類への影響及び有効な環境保全措置については、近年バットストライクの情報が事後調査などで蓄積されつつあります。本事業では、今後も新たな知見を収集するとともに、事後調査によってバットストライクの発生状況を確認します。バットストライクが確認された場合は、専門家の助言のもとに、必要に応じて環境保全措置を検討いたします。
29	■コウモリ類の保全措置を先延ばしにするな 「国内におけるコウモリの保全事例が少ないので保全措置は実施しない（大量に殺した後に検討する）」といった回答をする事業者がいたが、そもそも「影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しい。	現在、コウモリ類及び風車によるコウモリ類への影響に関する研究が十分に行われている状況ではなく、環境保全措置についても検討され始めた段階です。本事業にあたっては、今後も新たな知見を収集し、有効な環境保全措置について検討いたします。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜動物、その他＞

神奈川県川崎市在住ウ氏

No.	意見の概要	当社の見解
30	■事後調査など信用できない コウモリは小さいので、死体はスカベンジャーに持ち去られてすぐに消失する。月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、科学的な根拠は乏しい。最新の科学的知見に従い、コウモリの保全措置を安全側で実施し、「その上で」科学的かつ透明性の高い事後調査を実施すること。	
31	■意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。	意見書の文章については、見解を対応させるために分けて記載しておりますが、個人名等については、弊社の判断で省略させていただいております。しかしながら、可能な限り全文を公開しております。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

<動物>

福島県いわき市在住エ氏

No.	意見の概要	当社の見解
32	日本野鳥の会いわき支部は、(仮称)遠野風力発電事業における環境影響評価についての専門家ヒアリングをコンサルより平成 29 年 10 月 17 日に受けた。 その中で当支部は、風車設置が計画されている入遠野周辺に生息する鳥類リストを提示するとともに、<u>〇〇(注：希少生物保護の点から位置は非掲載とする)に営巣するクマタカ</u>情報を具体的に提示し、出現記録や餌運び行動などの現地調査を当支部と連携して実施するよう提案していた。 同地におけるクマタカのペアは、当支部におけるクマタカ繁殖状況調査の結果、平成 28 年と平成 30 年の今年も同じ巣を使って繁殖しており、平成 30 年 6 月 4 日の調査では、前述のモミの木に日齢 15 日程度の巣内雛を確認した。 クマタカは、環境省ホームページの報道発表資料「平成 16 年 8 月 31 日掲示の希少猛禽類調査(イヌワシ・クマタカ)の結果について」では、国内に 1,800 羽程度が生息するとされる極めて希少な猛禽類で、環境省では絶滅危惧ⅠＢ類(EN)に、ふくしまレッドリスト 2017 年度版においても絶滅危惧ⅠＢ類に指定されている。また、平成 29 年 10 月 13 日付の同省ホームページでは、当事業に対する環境大臣意見として、「<u>風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等によるクマタカ及びイヌワシ等鳥類への影響を回避又は極力低減すること等を求めている</u>」このように求め、経済産業大臣に提出したとある。 このように希少な猛禽類クマタカについて、平成 29 年 10 月 13 日付の同省ホームページには、「別表 希少猛禽類調査(イヌワシ・クマタカ)の生態等に関する結果概要」=別添の抜粋資料=で、クマタカペアの行動圏や亜成鳥行動圏についても詳細に記述されている。 これらの情報を当事業での風車設置配置計画に当てはめてみると、事業計画地と極めて近い位置に営巣=別添資料「繁殖期におけるクマタカペアの行動圏」=しており、計画通りに事業が進められた場合、成鳥はもとより巣立ち後の幼鳥に対してもバードストライクなどの深刻な影響が出るのが想定される。 そこで当支部は、同地におけるクマタカが 1 年おきに同じ営巣木の同じ巣を使って繁殖している実態が確認できていることから、繁殖期・非繁殖期に係らず、極めて局地的な行動圏での生息が裏付けられるものであるとして、風車設置におけるバードストライクを危惧し、配置計画の撤回を求め事業者に対して意見書を提出するものである。	クマタカを含めた希少猛禽類については、現地調査を実施し生息状況を把握したうえで、事業の影響について予測及び評価を行い、専門家の助言を頂いたうえで必要に応じて環境保全措置を検討します。 専門家ヒアリングで情報提供いただいた、鳥類リスト及びクマタカ情報を現地調査計画に反映し、適切な調査を実施します。 事業の影響については、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(平成 23 年 1 月公表・平成 27 年 9 月修正、環境省)に準じて、衝突確率モデルによる予測を行います。営巣地の行動圏の内部構造の解析は、「猛禽類保護の進め方(改訂版)-特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて-」(平成 24 年 12 月、環境省)に準じて行います。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜騒音・超低周波音、生活用水＞

福島県いわき市在住才氏

No.	意見の概要	当社の見解
33	1. 意見 騒音(風車の稼働)の調査期間が四季に各 1 回(1 週間)ではデータが不十分である。 年間通して毎日行うべきである。 その理由 一定期間のみの調査では、ばらつきがでる 調査期間中騒音が出ない時もある。 年間を通して毎日行うべきである。	騒音の測定期間については、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年 5 月、環境省)に準じて測定期間を選定しております。同マニュアルでは、原則として四季毎に測定することが望ましいとされるほか、測定時期の風況を踏まえた残留騒音又は風車騒音の把握ができる時期として、各季節ごとに昼夜間ともに 3 日間(有効風速が得られる期間の合計、連続した 3 日間である必要はない)以上確保できる期間とすることが適当とあることから、一週間に設定いたしました。
34	2. 意見 騒音 超低周波音 秋季に 2 日間の調査ではデータが不十分である その理由 秋季に 2 日間の調査ではデータが不十分である 年間を通して毎日行うべきである	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(平成 29 年 5 月、環境省)によると、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、環境影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった」とありますが、本事業では、超低周波音を環境影響評価項目として選定し、調査、予測及び評価を行った上で、丁寧な説明を行ってまいります。調査時期は秋季とし、調査期間は、騒音の調査期間に対する有効風速の考え方を取り入れて、一週間実施することといたしました。
35	3. 意見 騒音 超低周波音 調査地点 最寄り住居と周辺集落だけではばらつきがでる 入遠野入定 入上天王地区全戸で年間調査するべきである その理由 最寄り住居と周辺集落だけではばらつきがでる 入遠野入定 入上、天王地区全戸で年間を通して行い 個人差の影響も調査するべきである。	測定地点については、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年 5 月、環境省)に準じて対象地域を代表する残留騒音が把握できる地点を選定いたしました。 マニュアルでは、静穏な環境を保全すべき対象や住宅の分布状況を把握した上で調査の対象地域を選定し、その対象地域を代表する音環境を把握できる地点を測定地点として選定するとあります。その地域を代表する地点として、最寄の集落の代表的な地点を選定した上で、調査、予測及び評価を実施いたします。調査期間については、前述の問いでお示ししたとおり四季ごとに、それぞれ一週間の調査としております。 調査結果を踏まえ、必要に応じて、風車と住居等との離隔距離を確保する等、事業計画に反映してまいります。マニュアルで示された指針値を遵守するように配慮いたしますが、周辺の生活環境によって地域により住民の生活様式や住居環境が異なり、音の感じ方に個人差があることは理解しております。例えば指針値を越えない場合であっても、可能な限り風車騒音の影響を小さくするなど、地域の音環境の保全に配慮してまいります。
36	4. 意見 沢水、井戸水の水質の汚染が懸念される。 その理由 基礎工事掘削をすれば、沢水、井戸水の汚染は明白である。住民が生活できなくなるので風力発電立地を停止すること。	生活用水については、専門家に相談し、使用されている水の取水及び利用状況についての調査を行います。その後、これらの状況を把握したうえで、必要となる現地調査を実施し、必要に応じて保全措置を検討いたします。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜土砂災害、景観＞

福島県いわき市在住才氏

No.	意見の概要	当社の見解
37	5. 意見 入遠野地区は土砂災害警戒区域であり、さらに近年の頻繁に起こる大雨に危険を感じている土地に風車の立地は認められない。 その理由 風車の立地により、土砂災害の危険が増大する為、風車の立地は認められない。	対象事業実施区域の地質は「塩基性岩源片岩」「変成石英斑岩類」「片状花崗閃緑岩」から構成されますが、風車設置予定位置は主に塩基性岩源片岩が分布しており、風化しやすい性質をもっていることも考えられます。 今後、土砂災害については、地形及び地盤の調査を実施した段階で、風車及び工事用道路の配置や工法の詳細な検討を行います。この結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、災害発生の防止に努めます。
38	6. 意見 風車の立地により景観が損なわれる。 その理由 無機質な風車の立地により山並の景観が損なわれ日々の癒しがなくなる。 住民にとって入遠野の山々はとても大切な心のよりどころになっているので風車の立地は認められない。	今後の環境影響評価手続きの中で、専門家の意見を取り入れながら、景観への環境影響を適切に予測・評価し、配置等を検討することにより、環境影響を極力低減いたします。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜その他＞

福島県いわき市在住カ氏

No.	意見の概要	当社の見解
39	遠野地区における風力発電計画に反対します。 化石燃料に頼る発電は、地球温暖化に結び付くことから、太陽光や風力による再生可能エネルギーが必要なことはわかっていますが、なぜ、この場所に作らなければならないのでしょうか。土石流の危険、自然破壊などあまりにも代償が大きすぎます。違う方法が絶対あるはずですが、これをもっと減らすことはできないのでしょうか。特に都会において無駄な電力が使われているように思われてなりません。その電力を作るのにわたしたち山村に住む者ががまんしなければならないという図式が、どうにも納得できません。ドイツは3割が再生エネルギーによる発電を行っており、スウェーデンは初の完全脱化石燃料国への脱皮を目ざしているといいます。日本もこのような方向を目ざすなら、貴社のような個々の会社に任せるのではなく、国として大きな方針を打ち出すべきです。	方法書でお示した場所を選定した理由は、良好な風況を有する地点であること、送電線が近傍にあること、風車を運搬する道路があること、環境を考慮すれば、建設できる可能性があるところ、以上4点の理由に基づいております。 また、平成27年7月発表の経済産業省の「長期エネルギー需給見通し」においては、「電力の需給構造については、安全性、安定供給、経済効率性及び環境適合を同時達成する中で、省エネ、再生可能エネルギーの最大限の導入、原発依存度の可能な限りの低減」が基本方針となっており、風力についてはコスト低減を図りつつ、国民負担の抑制の観点も踏まえた上で、大規模風力の活用等により最大限の導入拡大を図るとされています。 当社としては反対意見があることは真摯に受け止めておりますが、皆様にご理解いただけるように努めてまいります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜土砂災害、生活用水、景観＞

福島県いわき市在住キ氏

No.	意見の概要	当社の見解
40	遠野風力発電事業に絶対に反対です。計画地の近くに住んでいる者です。この地域は土石流の危険性が最も高い地域です。西日本豪雨で大きな被災がありました。工事で地盤が緩めば同じことになる危険が高くなります。	対象事業実施区域の地質は「塩基性岩源片岩」「変成石英斑岩類」「片状花崗閃緑岩」から構成されますが、風車設置予定位置は主に塩基性岩源片岩が分布しており、風化しやすい性質をもっていることも考えられます。 今後、土砂災害については、地形及び地盤の調査を実施した段階で、風車及び工事用道路の配置や工法の詳細な検討を行います。この結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、災害発生の防止に努めます。
41	また、山の沢水を生活用水として利用しています。工事で水質が変わるというのはわかりきったことです。説明会で「なぜここに建てるのか」という質問に「コストが安くすむから」との答えでしたがそんな理由で命の危機にさらされたくありません。	生活用水については、専門家に相談し、使用されている水の取水及び利用状況についての調査を行います。その後、これらの状況を把握したうえで、必要となる現地調査を実施し、工事で水質が変わることの無いよう必要に応じて保全措置を検討します。 本事業は、当社として安定した運営のために、一定の利益を得ることは必要ですが、生活用水を含めた環境への影響を適切に予測・評価し、必要な保全措置を講じることにより、環境影響の程度を回避又は極力低減してまいります。
42	さらに反対の理由として景観を壊されたくないです。たくさん木を伐採し、150mの発電機を何本も建てるということは、私の大切な遠野の美しい山の稜線を破壊することです。想像しただけで悲しいし悔しいです。方法書に景観の項目を入れて下さい。前回の意見書を誰も読んでいなかったようですが、意見書の意味はあるのでしょうか。住民の意見を聞いて、ただちに計画を中止して下さい。	今後の環境影響評価手続きの中で、専門家の意見を取り入れながら、景観への環境影響を適切に予測・評価し、配置等を検討することにより、環境影響を極力低減いたします。 また、方法書では環境影響評価項目として景観の項目を選定しております。 住民の皆様のご理解をいただけるよう、丁寧な説明をしていきたいと考えております。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜土砂災害、生活用水＞

福島県いわき市在住ク氏

No.	意見の概要	当社の見解
43	遠野風力発電事業計画に反対します。 私達が住んでいる地域は土石流危険地域で、大雨が降ったりすると、水かさが増し川がはんらんしそうになる。	対象事業実施区域の地質は「塩基性岩源片岩」「変成石英斑岩類」「片状花崗閃緑岩」から構成されますが、風車設置予定位置は主に塩基性岩源片岩が分布しており、風化しやすい性質をもっていることも考えられます。 今後、土砂災害については、地形及び地盤の調査を実施した段階で、風車及び工事用道路の配置や工法の詳細な検討を行います。この結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、災害発生の防止に努めます。
44	また、生活用水も山からのわき水を使っている、雨が続きとにごったり、止まったりして使用できなくなる。ここに風力発電の工事や設置が行われると雨が降る度にいつも生活がおびやかされる。	生活用水については、専門家に相談し、使用されている水の取水及び利用状況についての調査を行います。その後、これらの状況を把握したうえで、必要となる現地調査を実施し、必要に応じて保全措置を検討いたします。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜騒音・超低周波音＞

福島県いわき市在住ク氏

No.	意見の概要	当社の見解
45	また、心臓が弱い病人もかかえているので、風力発電から生じる低周波も健康に及ぼす原因となる。	低周波音については、「風力発電等による低周波音の人への影響評価に関する研究」等を踏まえた最新の知見（「風力発電施設から発生する騒音・低周波音等への対応について」（平成 28 年、風力発電施設から発生する騒音・低周波音等の評価手法に関する検討会））が環境省より公開されています。これによると、「風車騒音・低周波音は 20Hz 以下の超低周波音の問題ではなく、通常可聴周波数範囲の騒音の問題としてとらえるべきものであり、騒音としての評価を基本とすることが適当である。」とあります。それを踏まえて、20～100Hz の低周波音については、騒音の帯域に含まれるものとして、騒音の調査の中で予測及び評価を行います。 一方、超低周波音の帯域については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成 29 年 5 月、環境省）にて、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、環境影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった」とあります。この指針は、「風力発電等による低周波音の人への影響評価に関する研究」（平成 22～24 年）や、「風力発電等による低周波音・騒音の長期健康影響に関する疫学研究」（平成 27 年度）及び「同事後評価結果」等の最新の研究・知見をまとめた結果として示されています。 また、超低周波音を含めた騒音に関する研究は世界各国でも行われております。オーストラリア国立保健医療研究評議会は、「感覚閾値以下の超低周波音が、生理的もしくは心理的な影響を生じさせるという信頼できる証拠は無い」との見解を示しております※¹。フランス食品環境労働衛生安全庁は、風力発電設備周辺住民の騒音被害と健康上の影響を調査した結果として「風力発電設備により発生する騒音は、聴覚器官に対する直接的な健康上の影響を及ぼさないことが明らかになった」との見解を示しております※²。さらに、マサチューセッツ州環境保護省は、「風力発電機への反応に関するほとんどの疫学文献は「自己報告の」不快感」に関連しており、風力発電機からの騒音および風力発電機の視認性の影響とは独立した不快感、またはその逆と関連性があるかどうかを決定する疫学的証拠は不十分である。」との見解を示しております※³。 総じて、国内外いずれにおいても、風車から発生する超低周波音と健康影響について、明らかな関連を示す知見は確認されておりませんが、本事業では、超低周波音を環境影響評価項目として選定し、調査、予測及び評価を行い、住居等と風車の隔離について適切に対応いたします。 ※ 1 Berglund et al. Community Noise. Archives of the Center for Sensory Research 1995, 2(1)1-195. ※ 2 Impacts sanitaires du bruit genere par les eoliennes. Agence Francaise de securite sanitaire de l' environnement et du travaille. 2008. ※ 3 Massachusetts Department of Environmental Protection and Massachusetts Department of Public Health. Wind Turbine Health Impact Study: Report of Independent Expert Panel. 2012.

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

< 景観 >

福島県いわき市在住ク氏

No.	意見の概要	当社の見解
46	景観でも自然の景色が風力の羽で損われてしまう。以上の理由から遠野風力発電事業は、止めてください。	今後の環境影響評価手続きの中で、専門家の意見を取り入れながら、景観への環境影響を適切に予測・評価し、配置等を検討することにより、環境影響を極力低減いたします。自然の景色を守るよう配慮いたします。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜その他＞

福島県いわき市在住ケ氏

No.	意見の概要	当社の見解
47	環境影響評価書にかかわる意見の前段の問題として、環境影響評価方法書の説明会での御社の姿勢に大いに問題があると感じている。 私自身は、入遠野公民館で開催された 2 回の説明会、及び上遠野公民館で開催された説明会、いずれも公務があり出席することができなかったが、参加した方々から聞いた限りでは、入遠野公民館では、マスコミの取材も、住民による写真撮影、録音、録画のいずれも禁止したと聞いた。 ここには、一つに、住民のみなさんの理解と協力のもとで事業をすすめる前提となる説明責任を果たすこと及び情報開示に、御社が消極的であることが示されている。 これでは、住民生活の安全と安心を確保しながら住民とともに事業をすすめるという基本的な姿勢を欠いている事業者だと考えざるを得なく、遠野町で事業を展開するにふさわしい姿勢とは言えないと考える。 二つ目に、環境影響評価の調査により環境影響評価書を、より精度の高いものとして仕上げ、事業を安全・安心なものとして進めようとするならば、より広範な意見に耳を傾け、方法書に反映させることが重要と考える。その意味で、メディアによる取材及び報道は、より多くの方にこの事業を紹介し、関心を高め、意見を幅広く集約する絶好の機会になり、より精度の高い環境影響評価書を作成することにつながるものと考ええる。 また、住民が録音・録画等をすることは、環境影響評価方法書に関する情報を、事業者と住民が正しく共有する上で大切な意義を持つものである。 にもかかわらず、これらを禁止する貼り紙を施したことには、情報開示の大切さがいわれる現代社会に逆行する、時代遅れの事業者という印象を持つに至っている。実際、過去に行われた隣接事業者の各種説明会においては、録音をとがめられることはなかった。 三つ目に、御社が発する情報の信頼性が極めて低いということである。 7 月 3 日の入遠野公民館における説明会を告知した 6 月 26 日の広告（福島民報等）においては、「取材を希望される報道関係各位におかれましては、事前承認の取得をお願いしております」と、事前承認さえあれば取材を認めるという考えを表明した。しかしながら、これを一方的に反故にして取材を拒否した。その理由は、「本社がだめだ」と言ったことにあると説明されたと聞いている。 広告の文言は、6 月 13 日の入遠野公民館説明会のマスコミ取材の可否をめぐる混乱に端を発するもので、いわば広告の文言は、住民との約束と言えるものであったと考えられる。これが簡単に撤回される企業体質はいかなものかと考える。 以上を前提としながら、以下、環境影響評価方法書に関する意見を記入する。	ご意見誠にありがとうございます。ご指摘いただきました 3 つの点については、当社でも真摯に受け止めており、今後の説明会等をどのように地域住民の皆様のご希望にそった形で開催できるか、検討しているところでございます。頂いたご意見を参考にしながら、最大限、改善の努力をしたいと考えております。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

< 事業計画 >

福島県いわき市在住ケ氏

No.	意見の概要	当社の見解
48	1 配慮書の段階で、(仮称) 遠野風力発電事業計画について、御社は、風車から発する超低周波の影響を 2 km程度とするとともに、先行する隣接事業との整合性を図るとしていたと記憶しているが、今回、示された環境影響評価準備書では、風車から最も近い住宅を 850mとして評価を実施しようとしている。 一方、隣接事業では、風車と住宅の距離を、2 km程度に引き離す計画変更を行っている。 このことから、事業の整合性を図るため、風車の設置場所を隣接事業と整合性を持たせて、住宅と風車の位置を 2 km程度まで引き離れた配置に計画を変更して、環境影響評価を実施すること。	「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」(平成 28 年、環境省) 報告書では、風車騒音の調査範囲として、人の生活環境に影響を与えるおそれがある地域を対象とする必要があるとされております。 また、その地域は、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令 (平成 10 年 6 月 12 日通商産業省令第 54 号)」に示されている、「事業実施想定区域及びその周囲 1km の範囲内」とされております。 本事業においては、準備書の段階で、騒音や風車の影等の予測を定量的に実施し、住居と風車との隔離について適切に対応いたします。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜騒音・超低周波音＞

福島県いわき市在住ケ氏

No.	意見の概要	当社の見解
49	2 超低周波の影響については、その影響に個人差があるとされていることから、単に機械的な測定とするのではなく、全国的に、超低周波の影響で心身に不調をきたしたとされる事例を慎重に検証しながら、その有無について評価すること。	超低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成 29 年 5 月、環境省）にて、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、環境影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった」とあります。この指針は、「風力発電等による低周波音の人への影響評価に関する研究」（平成 22～24 年）や、「風力発電等による低周波音・騒音の長期健康影響に関する疫学研究」（平成 27 年度）及び「同事後評価結果」等の最新の研究・知見をまとめた結果として示されています。 また、超低周波音を含めた騒音に関する研究は世界各国でも行われております。オーストラリア国立保健医療研究評議会は、「感覚閾値以下の超低周波音が、生理的もしくは心理的な影響を生じさせるという信頼できる証拠は無い」との見解を示しております※¹。フランス食品環境労働衛生安全庁は、風力発電設備周辺住民の騒音被害と健康上の影響を調査した結果として「風力発電設備により発生する騒音は、聴覚器官に対する直接的な健康上の影響を及ぼさないことが明らかになった」との見解を示しております※²。さらに、マサチューセッツ州環境保護省は、「風力発電機への反応に関するほとんどの疫学文献は「自己報告の」不快感」に関連しており、風力発電機からの騒音および風力発電機の視認性の影響とは独立した不快感、またはその逆と関連性があるかどうかを決定する疫学的証拠は不十分である。」との見解を示しております※³。 総じて、国内外いずれにおいても、風車から発生する超低周波音と健康影響について、明らかな関連を示す知見は確認されておりませんが、本事業では、超低周波音を環境影響評価項目として選定し、調査、予測及び評価を行い、住居等と風車の隔離について適切に対応いたします。 また、20～100Hz の低周波音については、騒音の帯域に含まれるため、騒音の調査の中で予測及び評価を行います。 ※1 Berglund et al. Community Noise. Archives of the Center for Sensory Research 1995, 2(1) 1-195. ※2 Impacts sanitaires du bruit genere par les eoliennes. Agence Francaise de securite sanitaire de l' environnement et du travaille. 2008. ※3 Massachusetts Department of Environmental Protection and Massachusetts Department of Public Health. Wind Turbine Health Impact Study: Report of Independent Expert Panel. 2012.

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜事業計画、生活用水、地形・地質、土砂災害＞

福島県いわき市在住ケ氏

No.	意見の概要	当社の見解
50	3 配慮書の段階で、上遠野公民館の説明会での私の質問に、先行する計画もあわせて複合的な環境影響評価を実施すると回答されたが、今回の方法書を見る限り、隣接事業の事業区域が想定された物となっているようには見受けられない。 今回の、方法書がどのような形で複合的な影響を評価するものとなっているか、明らかにすること。 また、先行する隣接事業と近接する地域での開発行為で、開発面積がより広大になることを踏まえ、水環境、景観、動植物特に野鳥の会いわき支部が保護に向けた措置と事業者に対する事業計画の撤廃や計画の見直しを求める理由としているクマタカ、及びレクリエーション機能等への影響を十分考慮した評価を行うこと。	累積的な環境影響評価の実施については、隣接事業の事業者様と、引き続き協議を密に行い、情報提供を依頼してまいります。また、ご提供いただいた情報に基づき、準備書において、累積的な予測・評価を実施する予定であります。 水環境、景観、動物、植物、特に日本野鳥の会いわき支部のご指摘を受けたクマタカ、及びレクリエーション機能（人と自然との触れあいの活動の場）について、現地調査の結果を踏まえ、専門家と相談しながら、適切に評価してまいります。
51	4 水環境に対する評価にあたっては、方法書では、工事の実施に伴う影響の評価を行うとどまり、風車設置に伴う影響評価については実施しないことになっている。説明会では、御社独自にこれを実施すると説明されたと聞いているが、隣接する地域が沢の表流水等を生活用水として活用している現実にかんがみ、環境影響評価の信頼性を高め、住民の安全・安心を確保する観点から、風車設置に伴う影響評価が必要と考えられることから、これを実施すること。	生活用水については、専門家に相談し、使用されている水の取水及び利用状況についての調査を行います。その後、これらの状況を把握したうえで、必要となる現地調査を実施し、必要に応じて保全措置を検討いたします。 調査等により把握した情報は、可能な限り準備書内に記載いたします。
52	5 計画地周辺は、湯ノ岳断層の一方の端にあたると考えられ、震災後には、計画地周辺を震源として震度 4 及び 5 程度の地震が頻発していた。断層の末端では、指を開いた手のような形で断層が分裂して伸びていると考えられることから、当然にして、同地域での断層の有無を十分に考慮した評価とすること。	地質及び地盤の調査は綿密に行います。湯の岳断層については、最新の知見に基づき適切な対応を検討させていただきます。 調査等により把握した情報は、可能な限り準備書内に記載いたします。
53	6 計画地周辺の居住地は土砂災害特別警戒区域等が存在し、また、全国的に降雨が過去の経験を超える状況となっていることから、2008 年 8 月の入遠野地区に土砂災害をもたらした降雨以上の水量を考慮し、開発行為及び風車設置後の災害等への影響を評価すること。	対象事業実施区域の地質は「塩基性岩源片岩」「変成石英斑岩類」「片状花崗閃緑岩」から構成されますが、風車設置予定位置は主に塩基性岩源片岩が分布しており、風化しやすい性質をもっていることも考えられます。 今後、土砂災害については、地形及び地盤の調査を実施した段階で、風車及び工事用道路の配置や工法の詳細な検討を行い、この結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、災害発生の防止に努めます。調査等により把握した情報は、可能な限り準備書内に記載いたします。 また、2008 年 8 月の入遠野地区に土砂災害をもたらした降雨以上の水量についても留意いたします。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜大気質＞

福島県いわき市在住ケ氏

No.	意見の概要	当社の見解
54	7 方法書では、大気質の現状についての説明を、常磐地区の観測データをもとにしている。かつて、福島県立勿来高校科学部の研究で、入遠野地区の立ち枯れの原因を研究した際、勿来地区の工場等から発した排ガスを含む空気が、海風に乘って谷あい吹きあがり、最終的には三大明神山をはじめ入遠野地区の背後の山に沿って上昇し生じた雲が、酸性雨を降らせているという研究結果を発表している。 このことから考えるに、遠野地区における大気への影響は、常磐地区及び勿来地区の影響が大きいと考えられ、このデータを基にした影響評価とすることが望ましいと考えられる。この点を十分踏まえて影響評価を実施すること。	準備書において、大気質の予測を実施する際は、近隣の大気測定局のデータを使用して行う予定です。窒素酸化物については、現地で調査を行うため、異常値等が確認された場合には頂いた情報についても考慮し、評価いたします。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜工事、生活用水、騒音・超低周波音、その他＞

福島県いわき市在住コ氏

No.	意見の概要	当社の見解
55	1 縦覧、説明会について (仮称)遠野風力発電事業の計画段階環境配慮書の縦覧がされました。しかし、私たちのような一般人が、この膨大な資料を読み解くことは困難です。 持ち帰れる「概略を説明する資料」もありませんでした。電子縦覧もされているが期間を過ぎるとみることができません。 住民説明会で渡された資料は内容が貧弱で知りたいことが分かりません。多くの人が参加、理解できるよう、縦覧・説明会の周知・資料の改善をはかること。 以下のことを方法書で明らかにされるようお願いします。	ご指摘いただいた点について、今後、資料の作成方法等の対応を検討し、分かりやすいご説明ができるよう努めてまいります。さらに住民説明会等で頂いたご意見を踏まえ、住民の皆様が知りたい事を把握し、資料を作成いたします。 また、多くの方がご参加、ご理解いただけるように、縦覧・説明会の周知に努め、資料を改善いたします。
56	2 地域メリットについて 地元雇用について、地域経済の発展について具体的に示すこと。	いわき市内に建設、開発、運営を行う会社を設立し、地域の風力資源を使用させていただく地元の事業として、地域貢献ができるように利益の一部を地域に還元させていただくことを考えております。また、調査、工事、メンテナンスにあたっては、極力地元の会社にご協力をいただきたいと考えております。
57	3 工事について 基礎工事・道路工事の規模、残土処理を記載すること。	基礎工事・道路工事の規模、残土処理については、地盤調査を行い、基礎形状を確認の上、準備書にて記載いたします。
58	4 水源保護について 大規模な自然破壊を伴い異常気象、大雨が心配である。土石流の不安が解消されません。 多くの住民が沢水・井戸水を使用しております。水源保安林を含んでおり、水質・流量、井戸水、水源が確保されるのか、水道水等へ影響、不慮の事故の対応を明らかにすること。	生活用水については、専門家に相談し、使用されている水の取水及び利用状況についての調査を行います。その後、これらの状況を把握したうえで、必要となる現地調査を実施し、必要に応じて保全措置を検討いたします。 万が一不慮の事故があった場合、状況を十分把握した上で、適切に対応させていただきます。
59	5 超低周波・低周波・騒音、風車の影による被害対応について 事業実施想定区域内には87戸の住居及び三和中学校、いわき市三和ふれあいデイサービスセンターが存在し、2km以内に644戸の住居があります。超低周波・騒音等は3kmより遠くの住民にも被害をもたらしており、3km以内には建設すべきではありません。 発電機から500m、1km、1.5km、2km以内の人家戸数は示されていますが、2.5km、3km以内の人家戸数を明らかにすること。 既建設地の被害の実例を示し説明すること。また、被害が発生した場合の対応を示すこと。	「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」(平成28年、環境省)報告書では、風車騒音の調査範囲として、人の生活環境に影響を与えるおそれがある地域を対象とする必要があるとされております。 また、その地域は、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年6月12日通商産業省令第54号)」に示されている、「事業実施想定区域及びその周囲1kmの範囲内」とされております。 以上を踏まえ、本事業では1kmの離隔を確保した上で、安全側を見て事業実施想定区域から2kmの範囲の環境影響を調査いたします。調査にあたっては、「風力発電等による低周波音の人への影響評価に関する研究」(平成24年、環境省)で報告されている社会反応調査結果などを参考にいたします。また、万が一被害が発生した場合、状況を十分把握の上、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」(平成28年11月、環境省)で示されている対策例などを参考に、誠意をもって適切に対応させていただきます。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜動物、景観・人と自然との触れ合いの活動の場、事業計画、その他＞

福島県いわき市在住コ氏

No.	意見の概要	当社の見解
60	6 動物への影響について 養鶏・畜産への影響を示すこと。原発事故以来イノシシが増えています。イノシシが風力発電により凶暴化し人的被害もあるとの報告もあり対応を明らかにすること。	風車により野生動物が凶暴化したという事例については承知しておりませんが、文献等を収集し、ご指摘のような事例を確認します。
61	7 有効な発電はできるのか 自然エネルギーとしての風力発電がどの位役に立つのか、役立たないのか判断のしようがありません。年平均でなく、春夏秋冬と8月の13～16時の風況と、発電量予想、どのくらいの温室ガス削減になるのかを明らかにして下さい。	現在、対象事業実施区域において詳細な風況調査を実施しております。ご質問いただいた点については、調査完了後、1年間の風況データにて詳細を算出する予定です。
62	8 安全対策について 落雷や強風、積雪凍結等による風力発電機の破損・倒壊事・火災故が発生しており、近年、気候変動による土砂災害が増加する傾向にあることから、安全対策や万が一事故が発生した場合の復旧方法を具体的に示すこと。	風力発電所の運用にあたっては、風力発電設備の定期安全管理検査制度に基づく保守管理を徹底し、事故の未然防止を図ります。 万が一の場合の復旧方法について、状況に応じて関係機関と協議し、適切な対応を行います。
63	9 景観、自然との触れ合いの場について 「住民の生活領域における各風力発電機の垂直見込角ができるだけ、2度を超えることのないように、風力発電機の配置を計画すること」とされていますがここで言っている垂直見込角は鉄塔の基準です。鉄塔と風力発電機では見え方が大きく違います。 茨城県「自然公園における風力発電施設の新築および増築に関わる許可措置命令指導指針」における「視野角1度未満」「視野占有率0.02%未満」を準用すべきです。 工事対象山城のうち、往生山は県内外の市民に親しまれている登山コースがあり、いわき市の聖地スポットとしても注目されています。 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な景観資源に往生山、及び住民が生活している居住地を加えること。 景観破壊・自然破壊・登山道破壊となるこの山城への大規模風力発電設置は、当会は反対です。	垂直視野角の評価は、「鉄塔」の見え方に関する知見が風力発電所の評価基準のひとつとして広く使われております。準備書においてフォトモンタージュ法による視覚的な表現手法等により主要な眺望景観の変化の程度を予測及び評価を行います。また、今後の現地調査にあたっては、登山道や視点場からの眺望景観についても現地を確認の上、十分留意して調査を実施いたします。 事業者としては反対意見があることは真摯に受け止めております。住民の皆様にご理解いただけるように努めてまいります。
64	10 管理会社及び事業終了後について 維持管理の職員数は何人を当てる予定でしょうか。故障、事故等で使用できない場合や風力発電耐用年数20年経過後、会社の倒産又は清算後は管理人がいなくなり、放置されてしまうリスクがあります。 事業終了後は原状復帰すると説明されましたが、原状復帰の中味を明らかにすること。	維持管理の詳細については現段階では検討中ですが、安全な事業運営のために十分な体制を確保いたします。また、事業終了時の風車の撤去や更新については、事前に検討を行い、発電所を撤去する場合には、適切に対応いたします。 撤去する際の、原状復帰の内容については、検討中という事もあり、準備書にて記載させていただきます。
65	11 他風力発電との複合的影響について この計画では隣接事業と近接、別隣接事業一部重複しており、その複合な影響について明らかにすること。	累積的な環境影響評価の実施については、隣接事業の事業者様と、引き続き協議を密に行い、情報提供を依頼してまいります。また、提供いただいた情報に基づき、準備書において、累積的な予測・評価を実施する予定です。その結果、累積的な影響が生じる可能性がある場合には、適切な措置を行います。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜事業計画＞

福島県いわき市在住コ氏

No.	意見の概要	当社の見解
66	12 総合的な意見 計画が具体的でなく、住民が可否を判断できる材料が足りません。事業者は住民が判断できる正しい情報を示すこと。 地元へのメリットは全くなく、我慢と犠牲が強いられ、事業終了の 20 年後、残るのは廃物となった施設と自然破壊のみとなることを危惧します。 福島県の集計でも登山など自然を体感できる地域を訪れる観光客は増加しており、この計画は「山の資源を生かし観光交流人口を増やそう」と努力しているいわき市の施策とも矛盾するものです。水源地域でもあり、この地域に風力発電は建設すべきではありません。 以上	今後の準備書手続き段階において、詳細な事業計画を検討し、地区説明会等を実施して皆様のご理解を得てまいりたいと考えております。 事業終了時の、風力発電設備の撤去や更新については、事前に検討を行い、風力発電設備を撤去する場合には適切に対応いたします。 また、地元貢献については、現在、地元協議を進めており、地域の発展につながるよう検討しているところです。本事業は、福島県やいわき市の関係課と調整を図りながら、より良い事業となるよう対応してまいります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

<その他>

福島県いわき市在住サ氏

No.	意見の概要	当社の見解
67	無責任な風力発電事業は許すことはできません。全国で被害に苦しんでいる人が多くいるのが現実です。何を訴えても聞く耳持たずの事業者の何が信頼できますか？ 田舎を甘く見ないでください。音の被害に水への影響、土石流の危険など、近年の不安定な天候から住民が多大な損害を受けることは容易に推測できます。 全国の被害の現状に心痛めることなくウソをつき、原発の被害を受けた住民に対して、また苦しみを与える考えですか？ 日本の山々は風力発電の適地ではありません。住民はだまされるほど愚か者ではないのです。	音への被害については、定量的な予測・評価を実施し、風車の適切な配置を検討いたします。 水への影響については、専門家に相談し、使用されている水の取水及び利用状況についての調査を行います。その後、これらの状況を把握したうえで、必要となる現地調査を実施し、保全措置を検討いたします。 土石流の危険については今後、地形及び地盤の調査を実施した段階で、風車及び工事用道路の配置や工法の詳細な検討を行い、この結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減いたします。 風力発電事業を進めるにあたり、より一層責任感をもって取り組みます。今後とも住民のみなさまの不安を解消できるよう、丁寧な説明を心がけます。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

<その他>

福島県いわき市在住シ氏

No.	意見の概要	当社の見解
68	貴社が、いわき市遠野町入遠野地内で計画している(仮称)遠野風力発電事業計画に関する対応について、次のとおり要望します 1 これ以上住民に不信感を与えることが無いよう、地域住民の安全を第一に考えた計画とし、公開説明会を開催するなど、地域住民の理解が得られるよう最大限の努力をすること 2 先行する隣接事業の事業者と緊密な協議を行い、事業間の整合性を図ること 具体的には、 ①貴社が昨年の配慮書説明会で「風車から2キロメートル以内は騒音等の影響を受ける」と説明している以上、住居等から風車までの距離は、少なくともそれ以上は離すこと ②断層の調査や、沢水・井戸水等の水質・水量調査等についても、同様の調査を行い公表すること 3 説明会(7月3日)で約束した、『説明会議事録の共有』について、速やかに議事録を作成し公表すること 以上について強く要望します。なお、平成30年8月末日までにこれらの要望が受け入れられない場合は、区長会として、今後の現地調査等への協力は、一切いたしませんので、ご承知おきください	1 ご意見のとおり、今後、住民の方に不安を与えないよう、地域住民の安全を考慮とした計画とし、準備書説明会に加え、必要に応じて個別説明などを行い、地域住民の方々の理解を得られるよう最大限、努力してまいります。 2 ①隣接事業と本事業においては、立地環境が異なることから、本事業においては、準備書において、騒音や風車の影等の予測・評価を定量的に実施し、住居等と風車の隔離について対応を行ってまいります。 ②断層及び、沢水、井戸水等の水質調査等についても、今後、環境影響評価手続とは別に詳細な調査を実施する予定です。その結果については、関係する住民の方々に公表する予定です。 また、隣接事業者とは、密に連絡を取り、情報を共有しつつ事業を進めてまいります。 3 「説明会(7月3日)議事録の共有」について、8月末日までに区長会に公表することとしております。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜その他＞

福島県双葉郡広野町在住ス氏

No.	意見の概要	当社の見解
69	以前に、北海道で造られていた風力発電を見ていたのですが、広い大地にゆったりと回っている風景にとっても好感を持ちました。しかし、今回の遠野風力発電の計画を知り、遠野地区の方々に聞く中で、立地条件や電力を地元で使う、いわゆる地産地消には、程遠い事になるなど、そして、山頂に立てることで、災害を呼び込みやすいことにも、賛成できない案件だと考えます。 賛成しないというよりも、大反対です。 遠野地区だけではなく、小川町にもこういう計画があり、広野町にも、多いに影響がある問題です。企業の利益優先で、住民の安全安心をないがしろにするこの風力発電には、強く反対します。	土砂災害の問題については今後、専門的な調査を実施した段階で、風車及び工事用道路の配置や工法の詳細な検討を行い、この結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減いたします。 また、いわき市内に建設、開発、運営を行う会社を設立し、地域の風力資源を使用させていただく地元の事業として、地域貢献ができるように利益の一部を地域に還元させていただくことを考えております。また、調査、工事、メンテナンスにあたっては、極力地元の会社にご協力をいただくなど、地元にもメリットのある形の事業を検討いたします。 今後とも、住民の皆様にご理解いただけますよう、丁寧な説明をまいります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜その他＞

福島県いわき市在住セ氏

No.	意見の概要	当社の見解
70	下記のような事業者に環境保全を語る資格はないと思います。 7月3日の説明会では、公民館に入ってすぐにこの張り紙が・・・・・・・・。 『来場者各位 本説明会における、メディアの取材、及びご来場の皆様による写真撮影、録音、録画はご遠慮頂いております。 ご理解の程、御願い申し上げます。』	ご意見誠にありがとうございます。ご指摘いただきました点については、当社でも真摯に受け止めており、今後の説明会をどのように地域住民の皆様のご希望にそった形で開催できるか、検討しているところでございます。頂いたご意見を参考にしながら、最大限、改善の努力をしたいと考えております。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜生活用水、土砂災害＞

福島県いわき市在住ソ氏

No.	意見の概要	当社の見解
71	事業者の住民説明会でのやり方にまづ抗議致します。 6/13 日の入遠野公民館での住民説明には会社として、切に住民理解を得ようとする誠意あるものでなく、全く会社の信頼を失わせるものだと痛感しています。 方法書の意見として― ①水環境の調査について調査期間が短い。 土砂災害や、飲料水等にも使用している住民がいるのできちんとした調査を行うべき。選定していないが、事業者が調査の上、住民に公開すべきです。	生活用水については、専門家に相談し、使用されている水の取水及び利用状況についての調査を行います。その後、これらの状況を把握したうえで、必要となる現地調査を実施し、必要に応じて保全措置を検討いたします。 調査等により把握した情報は、可能な限り準備書内に記載いたします。
72	②その他の環境 地形及び地質についても選定していない。 土砂災害の不安のある住民は調査を望んでおり、調査結果公開すべきです。	対象事業実施区域の地質は「塩基性岩源片岩」「変成石英斑岩類」「片状花崗閃緑岩」から構成されますが、風車設置予定位置は主に塩基性岩源片岩が分布しており、風化しやすい性質をもっていることも考えられます。 地形及び地質については、今後、地形及び地盤等の調査、専門家へのヒアリングを行い、土砂災害に配慮し慎重に事業を進めてまいります。 また、調査等により把握した情報は、可能な限り準備書内に記載いたします。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜その他＞

福島県いわき市在住タ氏

No.	意見の概要	当社の見解
73	福島第一原発事故の被害を受けた者として、原発に代わる再生可能エネルギーの活用は歓迎するが、それは自然環境破壊や災害が生まれないようにすることが必要である。 特に最近、想定を超える豪雨などでの災害が生まれている。それを考えると、この地域に風力発電施設を作るとは、土砂災害の可能性を高めることになります。また、広大な地域の樹木などの伐採で、生態系の破壊につながるようになります。 したがって、この遠野風力発電事業の推進には反対します。	対象事業実施区域の地質は「塩基性岩源片岩」「変成石英斑岩類」「片状花崗閃緑岩」から構成されますが、風車設置予定位置は主に塩基性岩源片岩が分布しており、風化しやすい性質をもっていることも考えられます。 今後、土砂災害については、地形及び地盤の調査を実施した段階で、風車及び工事用道路の配置や工法の詳細な検討を行い、この結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、災害発生防止に努めます。 生態系につきましても、環境影響評価の予測・評価を適切に行い、重大な影響を可能な限り低減いたします。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜景観、生活用水＞

福島県いわき市在住チ氏

No.	意見の概要	当社の見解
74	・風力発電が計画されている地区は、ずっと昔から里山として自然豊かな場所でした。 それが、そこなわれるおそれがあります。 理由としては、工事用の道路などでは、大規模な森林の伐採が必要だからです。 景観がそこなわれることは、もちろん、急傾斜地も多いため土砂くずれの危険もあります。	今後の環境影響評価手続きの中で、専門家の意見を取り入れながら、景観への環境影響を適切に予測・評価し、配置等を検討することにより、環境影響を極力低減いたします。土砂災害についても、今後、地形及び地盤の調査を実施した段階で、風車及び工事用道路の配置や工法の詳細な検討を行います。
75	また、その地区の住民は沢水を水源としている家庭も多く、大雨の時ですら水がにごって使えなくなるのに開発によつては、生活の根幹にかかわり、命をおびやかすことにもなりかねません。 以上により反対です。	生活用水については、専門家に相談し、使用されている水の取水及び利用状況についての調査を行います。その後、これらの状況を把握したうえで、必要となる現地調査を実施し、必要に応じて保全措置を検討いたします。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜土砂災害、生活用水＞

福島県いわき市在住ツ氏

No.	意見の概要	当社の見解
76	この計画に反対です。 最も危ない地域に土石流の危険と生活用水の危機 家族とこれからの子供達の生活を脅やかさないでください 過去2回にわたって土石流が起き、道路の寸断や生活用水の不通などの問題が起きてきました。地質は塩基性岩源片岩で固いが割れやすく、土砂災害を起こしやすいのです。建設工事で災害の危険が格段に増すのは確実です。	対象事業実施区域の地質は「塩基性岩源片岩」「変成石英斑岩類」「片状花崗閃緑岩」から構成されますが、風車設置予定位置は主に塩基性岩源片岩が分布しており、風化しやすい性質をもっていることも考えられます。 今後、土砂災害については、地形及び地盤の調査を実施した段階で、風車及び工事用道路の配置や工法の詳細な検討を行います。この結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、災害発生の防止に努めます。
77	その上、生活用水の濁水化を招くため、日常生活に著しい支障をきたすのは、間違いありません	生活用水については、専門家に相談し、使用されている水の取水及び利用状況についての調査を行います。その後、これらの状況を把握したうえで、必要となる現地調査を実施し、必要に応じて保全措置を検討いたします。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜土砂災害、その他＞

福島県いわき市在住テ氏

No.	意見の概要	当社の見解
78	遠野町に計画されている二つの風力発電計画に反対します。 1. 反対署名が 80%以上も集まっているということは遠野の住民の意見が反映されている証拠です。 住民の声を聞くべきです。 (私も 2 回署名運動に参加させていただきました。低周波音によるトラブルや土石流の心配 水質の変化 (悪化)、がけくずれなど本気で心配していることがわかりました。)	当社としては署名があることを真摯に受け止めます。住民の皆様の意見をしっかりと聞き、皆様にご理解いただけるよう努めてまいります。
79	1. 住民説明会が明朗でないと思います。 マスコミの取材を認めないこと、説明会を中止したことに疑問を持ちます。	ご意見誠にありがとうございます。ご指摘いただきました点については、当社でも真摯に受け止めており、今後の説明会をどのように地域住民の皆様のご希望にそった形で開催できるか、検討しているところでございます。頂いたご意見を参考にしながら、最大限、改善の努力をしたいと考えております。
80	1. 今回の西日本豪雨のような被害が風力発電計画されれば予想される心配があります。	対象事業実施区域の地質は「塩基性岩源片岩」「変成石英斑岩類」「片状花崗閃緑岩」から構成されますが、風車設置予定位置は主に塩基性岩源片岩が分布しており、風化しやすい性質をもっていることも考えられます。 今後、土砂災害については、地形及び地盤の調査を実施した段階で、風車及び工事用道路の配置や工法の詳細な検討を行います。この結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、災害発生の防止に努めます。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

<その他>

福島県いわき市在住ト氏

No.	意見の概要	当社の見解
81	意見 異常気象といわれ、全国的に土砂災害の様子が連日マスコミで報道されています。 今回の「遠野風力発電事業計画」に関しても、土石流を起こしやすい結晶片岩が分布する地域という事は、わかっている土地です。そんな土地に山山の木々を伐採し、コンクリートでおおい、巨大風車を27基も作る。おだやかな自然がなくなるのです。 まして、水道がなく、沢水に頼っている生活の人が多く、つつましく生活しているのです。 だから、住民の人達が不安だからやめてほしいと署名をしているのです。 誰が考えても不安でいっぱいです。 満が一の時、誰が責任を取るのですか？ そんな中、住民説明会には、マスコミは入れない。 写真・録音・録画の禁止。 生活に直結する事に対して、情報開示がきちんとできないオープンにできない。 事業者では信頼することができません。 同じいわき市民として 私はこの計画には反対です。	土砂災害については今後、地形及び地盤の調査を実施した段階で、風車及び工事用道路の配置や工法の詳細な検討を行い、この結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、環境への影響を回避又は極力低減いたします。また、災害事故が発生しないよう最大限の対応をとりますが、万が一の場合でも、責任かつ誠意をもって対応いたします。 生活用水についても、専門家に相談し、使用されている水の取水及び利用状況についての調査を行います。その後、これらの状況を把握したうえで、必要となる現地調査を実施し、保全措置を検討いたします。 また、ご指摘いただきましたメディア対応については、当社でも真摯に受け止めており、今後の説明会をどのように地域住民の皆様のご希望にそった形で開催できるか、検討しているところでございます。頂いたご意見を参考にしながら、最大限、改善の努力をしたいと考えております。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜その他＞

福島県いわき市在住ナ氏

No.	意見の概要	当社の見解
82	1、方法書説明会と会社の対応について 6月13日の入野公民館における方法書説明会は、冒頭マスコミ取材を拒否した事業者に対し、参加者からはマスコミ取材があった方が「説明会の公開性、公平性」が担保されるとしてマスコミ参加を強くようぼうした。約1時間以上に及ぶ応酬のなかで、「本社の許可がないとマスコミ取材に応じられない。」「本日は中止とし、次回の説明会にはマスコミ取材に応ずる。」として終了した。 7月3日 午後7時 やり直しの説明会が入野公民館行われた。ところが、前回約束したマスコミ取材は再び拒否された。その理由は「本社の許可がえられなかった。」「マスコミ対応の研修を受けた社員がいない」と言う理解できないものであった。これも「本社」でなく「親会社」の許可であろう。 この会社の経営陣は、取材ひとつ自分の経営判断が出来ず、親会社のいいなりと言うことになる。共にこの会社の姿勢としては、「住民との約束」より「会社の都合を優先させる」信頼の出来ない会社であることが明確となった。 さらに、この日は玄関と会場内に、参加者による「写真撮影、録音、録画」を禁止する張り紙がされていました。私は会場の責任者に「録音や写真を禁じているが、事業者はどうするのか？録音がないと議事録が出来ないのでは？」と問いただすと、その責任者は「メモでやる」と答えていました。 ところが、説明会の途中で議事録が問題となり、業者は録音をしていることが判明しました。 説明会責任者が「うそ」を平気でついていました。「うそ」をついていた事に謝罪もしない態度でした。責任者の方の名前は失念しましたが、最低でもこの方は事業から外れるべきでしょう。 説明会で会社について、社長、資本金、所在地などについての質問が出されましたが、「後にネットのホームページに掲載する」として、はっきり答えませんでした。説明会にこられた皆さんは自分の会社の社長や資本金について「知らない」のでしょうか。その後2週間ほどしてホームページに社長の名前は紹介されたのですが、資本金の記載はありませんでした。聞くところによれば資本金は1千万円だとのことでした。資本金が「一般家庭の預金並み」の金額であることが公表をはばかったのでしょうか？ 事業を進める過程で、大きな災害事故などが発生したとき、この会社に保障能力があるとは思えません。さらに不安が大きくなりました。	ご意見誠にありがとうございます。ご指摘いただきましたメディア対応については、事業者でも真摯に受け止めており、今後の説明会をどのように地域住民の皆様のご希望にそった形で開催できるか、検討しているところでございます。頂いたご意見を参考にしながら、最大限、改善の努力をしたいと考えております。 また、弊社は、前身は世界で2000MW（7000基）の実績がある日本法人の会社で、大規模事業の実績もあります。親会社を買収され現会社が誕生した経緯がありますが、親会社も、風力を含めた再生可能エネルギー全体で4000MWの実績がある会社です。災害事故が発生しないよう最大限の対応をとりますが、万が一の場合でも、責任かつ誠意をもって対応いたします。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜土砂災害、生活用水、その他＞

福島県いわき市在住ナ氏

No.	意見の概要	当社の見解
83	2、本説明会で「様々な調査はこれからで、土石流の危険や生活水の汚濁について、「大丈夫とは言えない」との事業者としての見解が確認されました。また、「本事業計画に関わる地域住民の多くが反対している」との認識を持っている点が確認されました。 住民の理解を得ようとする態度が全くみられない事業者です。本事業計画は中止すべきです。	対象事業実施区域の地質は「塩基性岩源片岩」「変成石英斑岩類」「片状花崗閃緑岩」から構成されますが、風車設置予定位置は主に塩基性岩源片岩が分布しており、風化しやすい性質をもっていることも考えられます。 今後、土砂災害については、地形及び地盤の調査を実施した段階で、風車及び工事用道路の配置や工法の詳細な検討を行います。この結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、災害発生の防止に努めます。 生活用水についても、専門家に相談し、使用されている水の取水及び利用状況についての調査を行います。その後、これらの状況を把握したうえで、必要となる現地調査を実施し、必要に応じて保全措置を検討いたします。 また、当社としては反対意見があることは真摯に受け止めております。皆様にご理解いただけるように努めてまいります。
84	3、方法書で本事業の目的を「イノベーションコースト構想」「福島新エネ社会高層」等の福島県の取り組みの1助となる事を目的としている件。 本事業の目的は事業者の営利目的のものである。 しかも、本事業は経済の側面では地域住民を含めた国民負担を求めるものであり、環境や地域社会にも負荷を生む迷惑施設の側面もあります。 事業者はFIT法で利益が保証された営利事業であり、営利の目的で生ずる迷惑行為を、「行政の施策に協力する」とするとして、行政の責任に転嫁するものであり、看過できません。事業目的を適正に改めるべきである。	本事業については、当社として安定した運営のために、一定の利益を得ることは必要ですが、地域の風力資源を使用させていただく地元の事業として、地域貢献ができるように利益の一部の還元を考えております。引き続き、地域の皆様のご理解・ご協力をいただきながら、地域への貢献を目指してまいります。 また、福島県では2040年までに、県内で使用するエネルギーと同じ量を、再生可能エネルギーとして導入するという目標を設定しており、この目標に貢献できるものと考えております。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜地形・地質、土砂災害、生活用水＞

福島県いわき市在住ナ氏

No.	意見の概要	当社の見解
85	4、本事業地域をどうとらえるか？ 事業者のこの地域での山地風力発電にたいして、安易な分析をしている。 今夏の方法書では「対象事業実施区域は一般斜面が大半を占めており、その他山頂緩斜面及び山腹緩斜面等が分布している。」とし、安全、安定的地形と捉えている。(P54～57) 配慮書の評価項目の中で、「地形及び地質」の項目を「重要な地形及び地質」に絞り、「日本地形レッドデータブック第1集－危機にある地形－及び第2集－保存すべき地形」によって選定された保存すべき地形はない、「日本の典型地形」に該当するものは存在しない」として、配慮書の評価項目から除外し (P-162)、方法書でも、事業地域の「地形及び地質」の項目を「重要な地形、地質」はなく、「大規模な地形変更は行わない」として、影響評価から除外した。(P230) これに対し経産大臣の意見は、「事業実施想定区域及びその周辺は、砂防法 (明治 30 年法律第 29 号) に基づく砂防指定地、林野庁の山地災害危険地区調査要領 (平成 18 年 7 月) に基づく崩落土砂流出危険地区等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの指導・助言を踏まえること。また、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること」としている。業者は概ねこれに同意している (P221) 説明会では、調査はこれからで安全の担保もできないとする事業者の説明と、「大規模な地形変更は行わない」として、再び「土地の改変」に関して評価項目から除外するのは明らかに矛盾する。「土地の改変」の評価に、「土石流の危険」の項目を位置づける必要がある。	経済産業大臣からの意見を踏まえ、土地の改変に慎重を要する地域であることを認識し、風車の配置等の検討に当たっては、専門家からの指導・助言を踏まえます。また、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を行い、この結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、災害発生の防止に努めます。 調査等により把握した情報は、可能な限り準備書内に記載いたします。
86	5、6 月 15 日の上遠野公民館、7 月 3 日の入遠野公民館での説明会の中では、「土石流や水の汚濁」は皆さんが心配している。土石流の件は専門家の意見を聞きながら、水の汚濁の件は個々の水利用の実態を含め、別途調査を進める旨の回答をしていた。 現在の方法書の記載からみると、専門家からの聴取は鳥類、植物などに特化して意見を受け (P232) 地質や防災関連の専門家の意見は聴取されていない。 前述の通り、土砂災害の危険性の評価は「別途」でなく、正式な評価項目として方法に位置づけて実施する必要がある。 水の汚濁については、「方法書の水利用状況」は実態に合わない。公共水道の敷設がほとんどないこの地域で、多くの家庭が谷あいの表流水、湧水を利用している実態を把握し、この汚染、汚濁を調査する必要がある、方法書記載の調査は不十分である。 しかも調査期間は方法書の工事期間だけでなく、植生が回復するまで、最低 10 年間程度の評価を続ける必要がある。 この件も「別途」実施でなく、方法書に位置づけ実施すべきである。	今後、土砂災害については、地形及び地盤の調査を実施した段階で、風車及び工事用道路の配置や工法の詳細な検討を行います。この結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、災害発生の防止に努めます。 生活用水についても、専門家に相談し、使用されている水の取水及び利用状況についての調査を行います。その後、これらの状況を把握したうえで、必要となる現地調査を実施し、必要に応じて保全措置を検討いたします。 調査等により把握した情報は、可能な限り準備書内に記載いたします。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜土砂災害＞

福島県いわき市在住ナ氏

No.	意見の概要	当社の見解
87	6、土石流被害の危険性について。 事業者は計画段階配慮書から、今回の方法書で往生山周辺の風車の配置を取りやめ、事業計画地の西側方面に集中配置とした。このため、田子内、入定、貝那夫部落などの土砂災害の危険が大きくなったといえる。 これらの地域に流れる溪流はすべて土石流危険溪流のうちにあり、人家の存在する区域は土砂災害危険区域、土砂災害特別危険区域に指定され、地すべり危険箇所も複数指定されており、入遠野の中でも最も土砂災害の危険性の高い地域であり、過去の大雨で土石流も発生し、幸い人命が失われることなく済んだが、長期間孤立する集落が生じた。本事業計画では、この地域の山の尾根部に集中して、保安林を大量に伐採し発電施設の土木工事行い、工事用の搬入路、林道筋の拡幅工事のためさらに大量の森林伐採と土石、地形の変容を生み出すことになる。 土石流の発生の原因は様々かもしれませんが、大雨による表土の大量流亡による土石流の発生、雨水の浸透による山腹崩壊が指摘心配されています。 まさに今回の計画は土石流の危険性を高める行為になると思います。もちろん工事をすれば必ず土石流が起こると言っているわけではありません。これまでの山の自然を保持すれば150mm程度の雨量に耐えていたものが、もっと少ない雨量でも土石流を生み出す危険性が確実に高くなると心配するわけです。 地質の詳細はよく解りませんが、多くは阿武隈変成岩とよばれ、花崗岩の風化土壌が広く分布していると聞いています。関西地方の集中豪雨で多くの土石流を発生させた地層、土質と同じで、崩れやすいと聞いています。 湯ノ岳断層も山すそにあり、さらに危険度を大きくしています。 このように、風力発電事業に適していない地域です。計画の中止を強く求めます。	対象事業実施区域の地質は「塩基性岩源片岩」「変成石英斑岩類」「片状花崗閃緑岩」から構成されますが、風車置予定位置は主に塩基性岩源片岩が分布しており、風化しやすい性質をもっていることも考えられます。 今後、土砂災害については、地形及び地盤の調査を実施した段階で、風車及び工事用道路の配置や工法の詳細な検討を行います。この結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、災害発生の防止に努めます。 湯ノ岳断層については、事業としても断層の真上に風車を設置するのは極力避けますが、近隣にある場合は断層による地震荷重を考慮して基礎の設計を行います。 当社としては反対意見があることは真摯に受け止めております。今後皆様にご理解いただけるように努めてまいります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜生活用水＞

福島県いわき市在住ナ氏

No.	意見の概要	当社の見解
88	7、水の汚濁による生活崩壊の心配 方法書の中では対象事業地域の水環境について、夏井川水系と鮫川水系があり、水質汚濁防止法や水道法、いわき市の水道水源保護条例などで管理運営されており、本方法書でも測定された最下流域の岩穴つり橋(好間川)愛谷川橋(藤原川)等で環境記事運を概ね満たしたデータ掲載している。(p44) これらの水の利用状況をみると、いわき市の遠野町で見ると、表流水は取水口3か所で70100m³、地下水の取水0m³、湧水は取水口2か所25000m³となっている。(p106) 事業者の調査によれば遠野の水利用は公共水道3か所と湧水2か所(簡易水道?)とされ、事業地域の入遠野町の湧水及び表流水の個人利用に関しては調査すらされていません。 湧水利用者は地震等で水脈を絶たれる不安をかかえている。大量の伐採、土木工事で湧水に与える影響を心配している。 表流水利用者は現在でも雨による生活水が汚濁される。天気予報をみてペットボトルに飲み水を確保する生活を余儀なくしている。 この問題は、土木工事中の一時的な問題でなく、山の植生が戻るまで数十年は悩まされることになる。これに対する調査、予測が必要である。 水問題での配慮書に対する知事意見では 「事業実施想定区域及びその周辺では、生活用水として地下水、湧水、表流水等の利用があることから、土地の改変等による水質及び水量への影響を十分に低減する計画とすること。実情と対策の調査検討がなければ話にならない。」とし、これに対し事業者では「土地の改変による水質、水量への影響を十分に低減する計画とすること。また、事業実施想定区域と周辺で綿密に調査します。(P302)」と答えているが、方法書では入遠野川では4か所の調査となっており、本方法書の手法では実態はつかめない。 従って、 ①個人で表流水、湧水を利用する人の調査、把握、意見の聴取を方法書に明記し実施すること。 ②調査と評価期間は工事中だけでなく、工事終了後も最低10年間の調査を行なうよう方法書の調査期間を改めること。	生活用水については、専門家に相談し、使用されている水の取水及び利用状況についての調査を行います。その後、これらの状況を把握したうえで、必要となる現地調査を実施し、必要に応じて保全措置を検討いたします。調査等により把握した情報は、可能な限り準備書内に記載いたします。 また、事後調査につきましては、調査結果及び専門家の意見を踏まえ、調査の内容及び期間を検討いたします。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

<騒音・超低周波音>

福島県いわき市在住ナ氏

No.	意見の概要	当社の見解
89	8、騒音にかんして 配慮書では騒音に関して区域内 87 戸、0.5 km 118 戸、1.5 km 142 戸、2 km 166 戸の計 644 を対象に影響を評価するとし、想定区域周辺 2 km には、住居、配慮の必要な学校、施設などが存在し、これらの住居、施設に騒音、低周波音による重大な影響を受ける可能性が示唆された、評価している。 これを方法書で明らかにされた事業計画、風車の配置では到底これらの騒音、低周波音の影響を軽減できるとは思えない。	低周波音については、「風力発電等による低周波音の人への影響評価に関する研究」等を踏まえた最新の知見（「風力発電施設から発生する騒音・低周波音等への対応について」（平成 28 年、風力発電施設から発生する騒音・低周波音等の評価手法に関する検討会）が環境省より公開されています。これによると、「風車騒音・低周波音は 20Hz 以下の超低周波音の問題ではなく、通常可聴周波数範囲の騒音の問題としてとらえるべきものであり、騒音としての評価を基本とすることが適当である。」とあります。それを踏まえて、20～100Hz の低周波音については、騒音の帯域に含まれるものとして、騒音の調査の中で予測及び評価を行います。 一方、超低周波音の帯域については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成 29 年 5 月、環境省）にて、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、環境影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった」とあります。この指針は、「風力発電等による低周波音の人への影響評価に関する研究」（平成 22～24 年）や、「風力発電等による低周波音・騒音の長期健康影響に関する疫学研究」（平成 27 年度）及び「同事後評価結果」等の最新の研究・知見をまとめた結果として示されています。 また、超低周波音を含めた騒音に関する研究は世界各国でも行われております。オーストラリア国立保健医療研究評議会は、「感覚閾値以下の超低周波音が、生理的もしくは心理的な影響を生じさせるという信頼できる証拠は無い」との見解を示しております※¹。フランス食品環境労働衛生安全庁は、風力発電設備周辺住民の騒音被害と健康上の影響を調査した結果として「風力発電設備により発生する騒音は、聴覚器官に対する直接的な健康上の影響を及ぼさないことが明らかになった」との見解を示しております※²。さらに、マサチューセッツ州環境保護省は、「風力発電機への反応に関するほとんどの疫学文献は「自己報告の」不快感」に関連しており、風力発電機からの騒音および風力発電機の視認性の影響とは独立した不快感、またはその逆と関連性があるかどうかを決定する疫学的証拠は不十分である。」との見解を示しております※³。 総じて、国内外いずれにおいても、風車から発生する超低周波音と健康影響について、明らかな関連を示す知見は確認されておりませんが、本事業では、超低周波音を環境影響評価項目として選定し、調査、予測及び評価を行い、住居等と風車の隔離について適切に対応いたします。 ※ 1 Berglund et al. Community Noise. Archives of the Center for Sensory Research 1995, 2(1)1-195. ※ 2 Impacts sanitaires du bruit genere par les eoliennes. Agence Francaise de securite sanitaire de l' environnement et du travaille. 2008. ※ 3 Massachusetts Department of Environmental Protection and Massachusetts Department of Public Health. Wind Turbine Health Impact Study: Report of Independent Expert Panel. 2012.

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜その他＞

福島県いわき市在住ナ氏

No.	意見の概要	当社の見解
90	9、住民の理解について 説明会でも確認しましたが、事業区域内近隣では9割の住民が本事業計画の中止を求めている。 配慮書に対する知事意見では 「本事業計画の実施に当たっては、地域住民の理解が不可欠となることから、十分な説明と意見の聴取を確実に行うとともに、周辺で風車の設置を計画している他事業者と協同して説明会を開催する等、当該住民等の一番の不安がどこにあるのか、その感得に努めること。なお、方法書の作成に当たっては、閲覧者が地域事情について、視覚的にも十分な情報を得て理解が深められるよう当該区域及びその周辺の要所の現場写真を使用すること。」としている。 本年4月に改訂された風力発電事業計画のガイドラインでも、地域の皆さんの理解をえて進めることが強調されている。 このことを事業者はどう捉えているのか？ 事業者は、自ら住民の理解を進めようとする態度は見られない。 本法書の公開、縦覧の在り方を見れば、382ページ（要旨101p）に及ぶ方法書を支所に1冊おいて、町民の皆さん見て下さいでは、到底地域の理解はすすまない。ここで写しをとろうとすれば写真でとるしかなく、とても処理出来る量ではない。 ネットでの公開もコピーもできない仕様では公開には程遠い。 住民が方法書を見ることが出来るように求めたが、他社に準じたとして改善をする態度はない。 住民の意見はどうでも良いに近い在り方である。 6月13日に行われた説明会は、マスコミに公開するかの問題で、参加者と会社の意見が合わず、説明会を中止してしまった。親会社の了解がとれない、電話が繋がらないが会社の理由だが、事業を実施していて、事故など緊急事態発生したとき、親会社の指示がないと放置されかねないといんでもない会社との印象がつよまった。 すでに9割ちかい人が署名で反対の意を表している。説明会で会社に対する不信は更に強まった。事業者には今後これを改善する方策も意志も感じられない。 住民の理解が全く得られておらず、今後の見通しもない現状はいさぎよく事業を中止すべきと考える。	今後は住民の方々に理解しやすい資料作りと、説明会の開催を配慮いたします。 ご指摘いただきましたメディア対応については、当社でも真摯に受け止めており、今後の説明会をどのように地域住民の皆様のご希望にそった形で開催できるか、検討しているところでございます。頂いたご意見を参考にしながら、最大限、改善の努力をしたいと考えております。 なお、福島県の県政情報センターでは、方法書を公開しておりますのでご利用頂ければ幸いです。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜土砂災害、生活用水＞

福島県いわき市在住ニ氏

No.	意見の概要	当社の見解
91	○今回提示された風力発電事業に反対します 理由 1 風車立地の場所が、土砂災害危険区域に指定されているため。 過日起きた西日本豪雨災害をみても、予測不能の事態が世界規模で起きています。それなのに、危険区域に立地することが理解できません。	対象事業実施区域の地質は「塩基性岩源片岩」「変成石英斑岩類」「片状花崗閃緑岩」から構成されますが、風車設置予定位置は主に塩基性岩源片岩が分布しており、風化しやすい性質をもっていることも考えられます。 今後、土砂災害については、地形及び地盤の調査を実施した段階で、風車及び工事用道路の配置や工法の詳細な検討を行います。この結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、災害発生の防止に努めます。 当社としては反対意見があることは真摯に受け止めております。皆様にご理解いただけるように努めてまいります。
92	2 生活水及び飲料水の安全的確保及び安全性が不安であるため。 いわき市の水道が整備されていない当地区で、山林に道を造ったり、風車を建てることで、水源の移動や水の汚染がないか確証がありません。 東日本大震災で実際に水事情が変わってしまい大変な思いをしました。 二度とこの思いはしたくありません	生活用水については、専門家に相談し、使用されている水の取水及び利用状況についての調査を行います。その後、これらの状況を把握したうえで、必要となる現地調査を実施し、必要に応じて保全措置を検討いたします。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

<騒音・超低周波音>

福島県いわき市在住二氏

No.	意見の概要	当社の見解
93	3 低周波及び超低周波の心配があるため。 音に対する感覚は個人差があり、物理的に調査した数字だけでは確証がありません。少しでも心配があるものを造るのは反対です。 ○再生可能エネルギーには反対しませんが、立地する地区の住民の意見を尊重して欲しいです。	超低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成 29 年 5 月、環境省）にて、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、環境影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった」とあります。この指針は、「風力発電等による低周波音の人への影響評価に関する研究」（平成 22～24 年）や、「風力発電等による低周波音・騒音の長期健康影響に関する疫学研究」（平成 27 年度）及び「同事後評価結果」等の最新の研究・知見をまとめた結果として示されています。 また、超低周波音を含めた騒音に関する研究は世界各国でも行われております。オーストラリア国立保健医療研究評議会は、「感覚閾値以下の超低周波音が、生理的もしくは心理的な影響を生じさせるという信頼できる証拠は無い」との見解を示しております※¹。フランス食品環境労働衛生安全庁は、風力発電設備周辺住民の騒音被害と健康上の影響を調査した結果として「風力発電設備により発生する騒音は、聴覚器官に対する直接な健康上の影響を及ぼさないことが明らかになった」との見解を示しております※²。さらに、マサチューセッツ州環境保護省は、「風力発電機への反応に関するほとんどの疫学文献は「自己報告の」不快感」に関連しており、風力発電機からの騒音および風力発電機の視認性の影響とは独立した不快感、またはその逆と関連性があるかどうかを決定する疫学的証拠は不十分である。」との見解を示しております※³。 総じて、国内外いずれにおいても、風車から発生する超低周波音と健康影響について、明らかな関連を示す知見は確認されておきませんが、本事業では、超低周波音を環境影響評価項目として選定し、調査、予測及び評価を行い、住居等と風車の隔離について適切に対応いたします。 また、20～100Hz の低周波音については、騒音の帯域に含まれるため、騒音の調査の中で予測及び評価を行います。 ※1 Berglund et al. Community Noise. Archives of the Center for Sensory Research 1995, 2(1) 1-195. ※2 Impacts sanitaires du bruit genere par les eoliennes. Agence Francaise de securite sanitaire de l' environnement et du travaille. 2008. ※3 Massachusetts Department of Environmental Protection and Massachusetts Department of Public Health. Wind Turbine Health Impact Study: Report of Independent Expert Panel. 2012.

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜土砂災害、生活用水＞

福島県いわき市在住ㄨ氏

No.	意見の概要	当社の見解
94	私は、今回の遠野風力発電事業には、以下の理由により反対です。 ①この計画書の地域では、過去に二度土砂災害が発生しており、この事業による搬入路工事や風車建設工事で、一層災害が発生しやすくなる恐れがある。	対象事業実施区域の地質は「塩基性岩源片岩」「変成石英斑岩類」「片状花崗閃緑岩」から構成されますが、風車設置予定位置は主に塩基性岩源片岩が分布しており、風化しやすい性質をもっていることも考えられます。 今後、土砂災害については、地形及び地盤の調査を実施した段階で、風車及び工事用道路の配置や工法の詳細な検討を行います。この結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、災害発生防止に努めます。
95	②計画地域の直ぐ下流には、沢水を生活用水としている世帯があり、上流での工事により、湧水や汚濁などの影響が心配される。	生活用水については、専門家に相談し、使用されている水の取水及び利用状況についての調査を行います。その後、これらの状況を把握したうえで、必要となる現地調査を実施し、必要に応じて保全措置を検討いたします。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜騒音・超低周波音＞

福島県いわき市在住㊦氏

No.	意見の概要	当社の見解
96	③風車の位置が住居から僅か 850m と近く、低周波や超低周波による健康への影響が心配される。	超低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成 29 年 5 月、環境省）にて、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、環境影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった」とあります。この指針は、「風力発電等による低周波音の人への影響評価に関する研究」（平成 22～24 年）や、「風力発電等による低周波音・騒音の長期健康影響に関する疫学研究」（平成 27 年度）及び「同事後評価結果」等の最新の研究・知見をまとめた結果として示されています。 また、超低周波音を含めた騒音に関する研究は世界各国でも行われております。オーストラリア国立保健医療研究評議会は、「感覚閾値以下の超低周波音が、生理的もしくは心理的な影響を生じさせるという信頼できる証拠は無い」との見解を示しております※¹。フランス食品環境労働衛生安全庁は、風力発電設備周辺住民の騒音被害と健康上の影響を調査した結果として「風力発電設備により発生する騒音は、聴覚器官に対する直接的な健康上の影響を及ぼさないことが明らかになった」との見解を示しております※²。さらに、マサチューセッツ州環境保護省は、「風力発電機への反応に関するほとんどの疫学文献は「自己報告の」不快感」に関連しており、風力発電機からの騒音および風力発電機の視認性の影響とは独立した不快感、またはその逆と関連性があるかどうかを決定する疫学的証拠は不十分である。」との見解を示しております※³。 総じて、国内外いずれにおいても、風車から発生する超低周波音と健康影響について、明らかな関連を示す知見は確認されておりませんが、本事業では、超低周波音を環境影響評価項目として選定し、調査、予測及び評価を行い、住居等と風車の隔離について適切に対応いたします。 また、20～100Hz の低周波音については、騒音の帯域に含まれるため、騒音の調査の中で予測及び評価を行います。 ※1 Berglund et al. Community Noise. Archives of the Center for Sensory Research 1995, 2(1)1-195. ※2 Impacts sanitaires du bruit genere par les eoliennes. Agence Francaise de securite sanitaire de l' environnement et du travaille. 2008. ※3 Massachusetts Department of Environmental Protection and Massachusetts Department of Public Health. Wind Turbine Health Impact Study: Report of Independent Expert Panel. 2012.

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜その他＞

福島県いわき市在住ㄨ氏

No.	意見の概要	当社の見解
97	④7月3日のやり直しの説明会には、「マスコミ取材を認める」と住民に説明会開催を納得させておいて、直前になって「会社の都合により、今回も取材は受け入れられない」とした御社の姿勢。 更に、環境影響評価に土地改変の影響や風車稼働後の水質の変化などの項目を入れてない。その為工事後に、土石流や水質悪化があっても「環境影響評価になかったから」と逃げ道を作っていると思われる不信感をぬぐえない。 以上の理由により、この事業は白紙撤回してもらいたい。	ご指摘いただきましたメディア対応については、当社でも真摯に受け止めており、今後の説明会をどのように地域住民の皆様のご希望にそった形で開催できるか、検討しているところでございます。頂いたご意見を参考にしながら、最大限、改善の努力をしたいと考えております。 土石流や生活用水の汚濁については専門家の意見を聴取しながら、詳細に調査を実施し、影響を及ぼすことのないよう、設計計画にあたり、十分配慮いたします。また、調査等により把握した情報は、可能な限り準備書内に記載いたします。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜土砂災害、生活用水＞

福島県いわき市在住ネ氏

No.	意見の概要	当社の見解
98	私は、今回の遠野風力発電事業には、以下の理由により反対です。 ①この計画書の地域では、過去、二度も土砂災害が発生しており、この事業による搬入路工事や風車建設工事で、一層災害が発生しやすくなる恐れがある。	対象事業実施区域の地質は「塩基性岩源片岩」「変成石英斑岩類」「片状花崗閃緑岩」から構成されますが、風車設置予定位置は主に塩基性岩源片岩が分布しており、風化しやすい性質をもっていることも考えられます。 今後、土砂災害については、地形及び地盤の調査を実施した段階で、風車及び工事用道路の配置や工法の詳細な検討を行います。この結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、災害発生防止に努めます。
99	②計画地域の直ぐ下流には、沢水を生活用水としている世帯があり、上流での工事により、湧水や汚濁などの影響が心配される。	生活用水については、専門家に相談し、使用されている水の取水及び利用状況についての調査を行います。その後、これらの状況を把握したうえで、必要となる現地調査を実施し、必要に応じて保全措置を検討いたします。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

<騒音・超低周波音>

福島県いわき市在住ネ氏

No.	意見の概要	当社の見解
100	③風車の位置が住居から僅か 850m と近いところもあり、低周波や超低周波による健康への影響が心配される。 以上の理由により、この事業は白紙撤回すべきと思います。 ー以上ー	超低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成 29 年 5 月、環境省）にて、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、環境影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった」とあります。この指針は、「風力発電等による低周波音の人への影響評価に関する研究」（平成 22～24 年）や、「風力発電等による低周波音・騒音の長期健康影響に関する疫学研究」（平成 27 年度）及び「同事後評価結果」等の最新の研究・知見をまとめた結果として示されています。 また、超低周波音を含めた騒音に関する研究は世界各国でも行われております。オーストラリア国立保健医療研究評議会は、「感覚閾値以下の超低周波音が、生理的もしくは心理的な影響を生じさせるという信頼できる証拠は無い」との見解を示しております※¹。フランス食品環境労働衛生安全庁は、風力発電設備周辺住民の騒音被害と健康上の影響を調査した結果として「風力発電設備により発生する騒音は、聴覚器官に対する直接的な健康上の影響を及ぼさないことが明らかになった」との見解を示しております※²。さらに、マサチューセッツ州環境保護省は、「風力発電機への反応に関するほとんどの疫学文献は「自己報告の」不快感」に関連しており、風力発電機からの騒音および風力発電機の視認性の影響とは独立した不快感、またはその逆と関連性があるかどうかを決定する疫学的証拠は不十分である。」との見解を示しております※³。 総じて、国内外いずれにおいても、風車から発生する超低周波音と健康影響について、明らかな関連を示す知見は確認されておりませんが、本事業では、超低周波音を環境影響評価項目として選定し、調査、予測及び評価を行い、住居等と風車の隔離について適切に対応いたします。 また、20～100Hz の低周波音については、騒音の帯域に含まれるため、騒音の調査の中で予測及び評価を行います。 ※1 Berglund et al. Community Noise. Archives of the Center for Sensory Research 1995, 2(1)1-195. ※2 Impacts sanitaires du bruit genere par les eoliennes. Agence Francaise de securite sanitaire de l' environnement et du travaille. 2008. ※3 Massachusetts Department of Environmental Protection and Massachusetts Department of Public Health. Wind Turbine Health Impact Study: Report of Independent Expert Panel. 2012.

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜土砂災害・生活用水＞

福島県いわき市在住ノ氏

No.	意見の概要	当社の見解
101	住民の圧倒的な反対を知らながら最も危ない地域に風車が集中してできるそんな話反対です。土石流の危険と生活用水の危機さらに増幅することになります。西日本豪雨により被災されたみなさま又関係者のみなさま大変なおもいされている毎日の東報にて心がいたみます。こんな時に私達も東日本大震災を思い出して自分に何ができるかを考え地域の方々とたくさん話し合った日々まさに今、この時を守り安全に暮らしていけるように次世代に引き継ぐこの世代を脅かさないで下さい。 3月11日の東日本大震災発生から「直下型地震と土砂災害」台風雨期にがけ崩れないか心配や不安、土砂災害を起こしやすい性質を持っている危険が格段に増すのは確実です。	対象事業実施区域の地質は「塩基性岩源片岩」「変成石英斑岩類」「片状花崗閃緑岩」から構成されますが、風車設置予定位置は主に塩基性岩源片岩が分布しており、風化しやすい性質をもっていることも考えられます。 今後、土砂災害については、地形及び地盤の調査を実施した段階で、風車及び工事用道路の配置や工法の詳細な検討を行います。この結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、災害発生の防止に努めます。 生活用水についても、専門家に相談し、使用されている水の取水及び利用状況についての調査を行います。その後、これらの状況を把握したうえで、必要となる現地調査を実施し、必要に応じて保全措置を検討いたします。 また、当社としては反対意見があることは真摯に受け止めております。皆様にご理解いただけるように努めてまいります。
102	又この地域は沢水を生活用水として使っている世帯が多く上流での工事は生活用水の濁水化を招くため日常生活に著しい支障をきたすのは間違いありません反対です。	

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜生活用水・土砂災害、その他＞

福島県いわき市在住ハ氏

No.	意見の概要	当社の見解
103	事業者は、環境影響評価の項目として対象事業実施区域及びその周辺の地域特性を考慮し、「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引き」を参考としたとして事業者の項目選定の方向性を示している。 上遠野公民館、入遠野公民館、双方の説明会での住民の発言でも指摘されたように、地域近隣に居住する住民の生活環境への配慮が欠落している。 配慮書に対する福島県知事の意見に、「方法書においては、それらの具体的内容を明らかにせよ。」とあり、事業者の見解は「方法書において、明らかにする。」とある。方法書にも、説明会においても、地域住民への配慮 経済産業大臣の意見に対しても、環境影響の重大性の程度を整理し反映すると見解を示している。しかし近隣の事業計画との重複を避けたが、除外ではなく移動をただけである。方法書にも、説明会においても、地域住民への配慮は見られず、生活環境に直接関わる環境影響の重大性の整理は全くされていない。 2か所の説明会においても、住民の意見を真摯に聞く姿勢はなく、事業者にとり都合の悪い発言は抑えつこうとした。また明らかに経済産業大臣、県知事への意見、住民意見への無視である。	今後、地域住民の皆様の生活環境への影響の程度を、可能な限り定量的に予測・評価し、必要な保全措置を講じることにより、環境影響の程度を回避・低減してまいります。 また、その結果については、準備書説明会等により、住民の皆様へ丁寧にご説明する予定です。 なお、対象事業実施区域については、移動のみではなく重複部分を除外し変更等行っております。今後の説明会ではその結果等をご理解いただくため、わかりやすい説明ができるよう努めてまいります。
104	遠野風力発電事業実施予定地の水環境の環境影響評価の項目には造成中の濁水のみとし、事業予定地の飲料水を含む生活用水をどの様に確保されているのか、認識はあるのか。入遠野川を挟んで計画地の山系からの水の恩恵をうけている、住民の命の源の山系である。経済産業大臣の意見に示されているように、事業予定地は砂防指定地、山地災害危険地区、崩壊土砂流出危険地区等に指定されている。2008年には実施予定区域内では、豪雨災害により区域内の沢の土石流により道路が寸断され民家が孤立状態になった。上流のダム設置工事のための林道工事が被害を大きくした可能性があると言われている。風車の設置予定地域と大きく関わっている事を認識しているのか。 配慮書では「日本地形レッドデータブック」を理由に「地形改変および施設の設置」を環境影響評価からはずした。「さらに大規模な改変は行わない。」としてさらに方法書からも評価項目からはずした。いっさいの改変内容を方法書に示されていない。意見書の提出事項に環境の保全の見地からとあるが、住民が判断する事業内容が示されていない。方法書において明らかにするとは、住民に対する騙し行為だ。また評価項目とはせず別途調査をするとした。調査結果についても第三者の評価は入らず、なんら担保のない調査である。	生活用水については、専門家に相談し、使用されている水の取水及び利用状況についての調査を行います。その後、これらの状況を把握したうえで、必要となる現地調査を実施し、必要に応じて保全措置を検討いたします。 土砂災害についても、今後、地形及び地盤の調査を実施した段階で、風車及び工事用道路の配置や工法の詳細な検討を行い、この結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、災害発生の防止に努めます。 調査等により把握した情報は、可能な限り準備書内に記載いたします。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

<騒音・超低周波音>

福島県いわき市在住ハ氏

No.	意見の概要	当社の見解
105	また騒音の問題では、経済産業大臣意見への見解として、生活環境への影響を極力回避するとある。発電機出力約3200kwないし4200kwに変更され基数は最大27基としている。配置変更により一定の地域に寄せ集められ、配慮書の計画よりさらに騒音、低周波音、複合的な騒音の被害は予測され重大な影響はまぬがれない。とうてい影響回避とはいえない。地域特性を考慮しと、記載されているが方法書からはみいだす事はできない。	低周波音については、「風力発電等による低周波音の人への影響評価に関する研究」等を踏まえた最新の知見（「風力発電施設から発生する騒音・低周波音等への対応について」（平成28年、風力発電施設から発生する騒音・低周波音等の評価手法に関する検討会））が環境省より公開されています。これによると、「風車騒音・低周波音は20Hz以下の超低周波音の問題ではなく、通常可聴周波数範囲の騒音の問題としてとらえるべきものであり、騒音としての評価を基本とすることが適当である。」とあります。それを踏まえて、20～100Hzの低周波音については、騒音の帯域に含まれるものとして、騒音の調査の中で予測及び評価を行います。 一方、超低周波音の帯域については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成29年5月、環境省）にて、「風力発電施設から発生する20Hz以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、環境影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった」とあります。この指針は、「風力発電等による低周波音の人への影響評価に関する研究」（平成22～24年）や、「風力発電等による低周波音・騒音の長期健康影響に関する疫学研究」（平成27年度）及び「同事後評価結果」等の最新の研究・知見をまとめた結果として示されています。 また、超低周波音を含めた騒音に関する研究は世界各国でも行われております。オーストラリア国立保健医療研究評議会は、「感覚閾値以下の超低周波音が、生理的もしくは心理的な影響を生じさせるという信頼できる証拠は無い」との見解を示しております※1。フランス食品環境労働衛生安全庁は、風力発電設備周辺住民の騒音被害と健康上の影響を調査した結果として「風力発電設備により発生する騒音は、聴覚器官に対する直接的な健康上の影響を及ぼさないことが明らかになった」との見解を示しております※2。さらに、マサチューセッツ州環境保護省は、「風力発電機への反応に関するほとんどの疫学文献は「自己報告の」不快感」に関連しており、風力発電機からの騒音および風力発電機の視認性の影響とは独立した不快感、またはその逆と関連性があるかどうかを決定する疫学的証拠は不十分である。」との見解を示しております※3。 総じて、国内外いずれにおいても、風車から発生する超低周波音と健康影響について、明らかな関連を示す知見は確認されておりませんが、本事業では、超低周波音を環境影響評価項目として選定し、調査、予測及び評価を行い、住居等と風車の隔離について適切に対応いたします。 ※1 Berglund et al. Community Noise. Archives of the Center for Sensory Research 1995, 2(1)1-195. ※2 Impacts sanitaires du bruit genere par les eoliennes. Agence Francaise de securite sanitaire de l' environnement et du travaille. 2008. ※3 Massachusetts Department of Environmental Protection and Massachusetts Department of Public Health. Wind Turbine Health Impact Study: Report of Independent Expert Panel. 2012.

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

＜環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解＞

＜その他＞

福島県いわき市在住ハ氏

No.	意見の概要	当社の見解
106	7月3日の説明会開催の折り込みチラシについて、報道関係各位に事前承認の取得をせよ、と掲載されている。間を置かずに連絡をした報道関係に説明会の公開拒否をした。社内検討の結果、取材を受けない判断をしたとしている。当然案内チラシの作成はその判断の下に作成されるのが、住民に対する責任である。また、取材対応の研修を受けた従業員がいないのは、6月13日時当初より解っていたのは事業者として当然である。6月13日の説明会には本社の判断の下によってのみの決定と、マスコミの公開取材を拒否した。 とすれば、本社の承諾の下に、またその意向に添ってチラシは作成されるのが当然だろう。 本社との連絡、事業所内の検討期間も充分にあった。にもかかわらず折り込みチラシは住民の意思に添ったと思わせるようなマスコミ対策が載せられていた。住民騙しにほかならない。 どんな詭弁も住民には通用しない。その事を肝に命ずるべきだ。 事業者の営利目的の遠野風力発電事業計画には断じて反対。	ご意見誠にありがとうございます。ご指摘いただきました点については、当社でも真摯に受け止めており、今後の説明会をどのように地域住民の皆様のご希望にそった形で開催できるか、検討しているところでございます。頂いたご意見を参考にしながら、最大限、改善の努力をしたいと考えております。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

<事業計画>

福島県いわき市在住ヒ氏

No.	意見の概要	当社の見解
107	環境保全はもとより、建設には適した地形地質等ではないということを、認識すべきである。理由は次のとおり。 ・ 7月3日の事業者説明会で、事業者より風力発電が可能な地域があまり残っていないとの説明がありました。これまでなぜ他の事業者がこのエリアに計画してこなかったのかということを考えてはいかがが。 ・ まず、当該計画エリアには平成20年8月末豪雨により土石流が発生した区域が含まれている。それだけ急峻な地形と地質であり、日本最高峰の技術を用いれば建設は可能かもしれないが、莫大な費用が掛かることは目に見えている。 ・ 当該計画エリア内には、地元住民500数十名が所有する面積約41haの共有林がある。先般の住民説明会に参加した方の多くがその地権者になっていることから、そのエリアへの調査立ち入りも承諾されないと思慮される。	土砂災害については今後、地形及び地盤の調査を実施した段階で、風車及び工事用道路の配置や工法の詳細な検討を行い、この結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、環境への影響を回避又は極力低減いたします。 また、共有林については、今後、協議しながら調査の可否について、検討してまいります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜その他＞

福島県いわき市在住フ氏

No.	意見の概要	当社の見解
108	各地で土砂災害が連日放映されている中でこの地域の被害もまぬがれない所である事を承知してもらいたい 自然を破壊し、環境を壊す事は、その場所で生活ができなくなるのを意味します。貴社は、何の権利があつて、この入遠野地区に無用の物を設置したがるのか、明快に説明し、マスコミにも出して下さい。地区民が反対する事の内容を公けに出して下さい。住みなれた場所で生活ができなくなる事の虚しさを考えた事がありますか。東京電力と同じような事をするつもりですか。人間としてすることではないですよ。自分達の住む場所に設置をしてみてもいいですか。何かおきてからでは解決できるものではありません。この地区住民として私は、風力発電の立地は認める事は断固反対です。	当社としては反対意見があることは真摯に受け止めております。今後、環境影響評価書の段階において、環境影響の程度を、可能な限り定量的に予測・評価し、必要な保全措置を講じることにより、環境影響の程度を回避又は極力低減し、皆様にご理解いただけるように努めてまいります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜その他＞

福島県いわき市在住へ氏

No.	意見の概要	当社の見解
109	何よりも説明会の持ち方に異議あり。マスコミはおろか地域住民のことも禁じた説明会に、さすがに区長会も市（支所長）もあきれ果てていました。社長同席と言ってましたが、片ことの日本語すら出て来ないとは、おかざり社長と言わざるを得ないのが全員の声でした。 長年生活している住民にとっては、安住の地をどうなってしまうのか。生活用水は元より、何よりも土石流危険区域を知らながら計画をすることに怒りをおぼえます。今どこで大雨が降るかわからない。問題起きた時の責任の所在を明らかにせずには、反対するしかありません。住民の大多数の生の声をバカにしないで下さい。	説明会への配慮が足らず申し訳ございませんでした。ご意見を参考に、今後、丁寧に対応いたします。また、災害事故が発生しないよう最大限の対応をとりますが、万が一の場合でも、責任かつ誠意をもって対応いたします。 今後、生活用水や土砂災害等についての調査を実施することで、住民の皆様の不安を解消できるよう努めてまいります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜その他＞

福島県いわき市在住ホ氏

No.	意見の概要	当社の見解
110	何があっても反対です。将来孫子の生活に不安が残ることには、命をかけて反対します。	当社としては反対意見があることは真摯に受け止めております。今後、調査を行うことで環境影響の程度を、可能な限り定量的に予測・評価し、必要な保全措置を講じることにより、環境影響の程度を回避又は極力低減し、皆様にご理解いただけるように努めてまいります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

<土砂災害>

福島県いわき市在住マ氏

No.	意見の概要	当社の見解
111	生活に不安を感じる風力発電には断固反対します。土石流のきけん区に計画することはあまりにもふざけた話だ。説明会の持ち方に失望した。	対象事業実施区域の地質は「塩基性岩源片岩」「変成石英斑岩類」「片状花崗閃緑岩」から構成されますが、風車設置予定位置は主に塩基性岩源片岩が分布しており、風化しやすい性質をもっていることも考えられます。 今後、土砂災害については、地形及び地盤の調査を実施した段階で、風車及び工事用道路の配置や工法の詳細な検討を行います。この結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、災害発生の防止に努めます。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

<土砂災害>

福島県いわき市在住ミ氏

No.	意見の概要	当社の見解
112	この地区は土砂災害警戒区域であり、その危険度は高く、多くの住民が不安かつ危機感を持っている。住む場所をなくされては困るので風力発電の立地は認める事はない。	対象事業実施区域の地質は「塩基性岩源片岩」「変成石英斑岩類」「片状花崗閃緑岩」から構成されますが、風車設置予定位置は主に塩基性岩源片岩が分布しており、風化しやすい性質をもっていることも考えられます。 今後、土砂災害については、地形及び地盤の調査を実施した段階で、風車及び工事用道路の配置や工法の詳細な検討を行います。この結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、災害発生の防止に努めます。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

<動物>

福島県いわき市在住ム氏

No.	意見の概要	当社の見解
113	私の家は、往生山から最も近い家の一つだと思いますが、今回の風力発電計画によって生活に影響があることを、とても心配しており、基本的には反対です。 環境保全の見地からとの事で、里山の自然を守る、田畑を守るには、そこで生活している人々が安心して暮らしていける環境が維持されてこそだと思います。最近イノシシもよく見られ、動物が里に下りてくるのを加速させないかも心配です。 里山の自然を維持してゆく人々の暮らしに影響が出ないよう、ご検討願いたい。	今後、地域住民の皆様の生活環境や自然環境への影響の程度を、可能な限り予測・評価し、必要な保全措置を講じることにより、環境影響の程度を回避・低減してまいります。また、その結果については、準備書説明会等により、住民の皆様へ丁寧にご説明する予定です。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜景観、その他＞

福島県いわき市在住メ氏

No.	意見の概要	当社の見解
114	会社についての説明不足。会社ホームページでえつらんしても詳細については特に不明で、この様な大規模事業が本当についこうできるか不安である。 又資本金等については英文であり誠意が見られない。 方法書の縦覧方法について平日のみで時間も庁舎の開庁時と同じく一般の勤め人がこれでどれだけの人に広報できると考えているのかはなはだギモンである。 又、説明会の曜日、時間も住民の側にたった設定でなく、これで理解しろというのか無理である。住民に安全、安心を理解される努力をお願いしたい。	今後、会社についての説明について、ホームページの見直し等も含めて対応いたします。また、縦覧方法については、弊社ホームページにも掲載しておりますので、そちらの利用もご検討いただければ幸いです。説明会の曜日時間設定につきましても、今後検討を行い、地域住民の参加しやすい曜日、時間を設定いたします。
115	環境影響評価についての選定について景観の項目での判断者は住民等地域に関係のある方の意見を重要視すべしである。	皆様からの意見も踏まえ、景観の調査地点として往生山を追加いたしました。今後の環境影響評価手続きの中で、専門家の意見を取り入れながら、景観への環境影響を適切に予測・評価し、配置等を検討することにより、環境影響を極力低減いたします。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜土砂災害・生活用水＞

福島県いわき市在住モ氏

No.	意見の概要	当社の見解
116	日本列島全体に自然災害が猛威をふるうなか土石流の危険度の高い入定地区に密集する計画は素人目にもリスクがあると思います。また生活用水汚濁の評価も環境影響の大事な要素のひとつであり多少の不便を我慢しながら何世代にもわたり山川草木を愛し農業を営み静かな環境で安穏なる生活をしている地域住民の心情を考えると脱原発の代替を大義名分はいささか早急の感ありを否認しません。従来どうりの農村風景を願ってやみません。 以上。	対象事業実施区域の地質は「塩基性岩源片岩」「変成石英斑岩類」「片状花崗閃緑岩」から構成されますが、風車置予定位置は主に塩基性岩源片岩が分布しており、風化しやすい性質をもっていることも考えられます。 今後、土砂災害については、地形及び地盤の調査を実施した段階で、風車及び工事用道路の配置や工法の詳細な検討を行います。この結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、災害発生の防止に努めます。 生活用水についても、専門家に相談し、使用されている水の取水及び利用状況についての調査を行います。その後、これらの状況を把握したうえで、必要となる現地調査を実施し、必要に応じて保全措置を検討いたします。 調査等により把握した情報は、可能な限り準備書内に記載いたします。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜土砂災害、生活用水、その他＞

福島県いわき市在住ヤ氏

No.	意見の概要	当社の見解
117	風車が予定する山々の頂上の地質は砂地で巨大な岩が無数にゴロゴロと地面からむきだしているほとんどがスギ山で見えないが往生山の上の方、鶴石の牧場の手前の山林を伐採して1つの山が丸坊主になっている。この場所に行けば山の地質がわかります。さらさらの砂地とまるとい巨大岩がいまにもころげおちそうになっている。先日大手建設の方が見にきました。全国で異常気象、台風、豪雨、九州広島、各地方で映像で山がくずれ、土石流で多くの家が破壊され多くのだいたいな命がなくなりました。あの土石流のなかに巨大岩が人家をおそい、家がうまるほどの砂が家をものみこみました。 遠野地区で九州、広島、各地での豪雨災害があればあの映像と同じ被害がおこるでしょう。なぜなら、地形や地質がにています。風車を立てるのに山を削り、埋め立て巨大風車を立てる。この山の地質では無理、土砂災害危険地域です。 風車の立つ山のふもとでは沢の水、井戸水を生活用水として飲んでいる。 風車の立つ下には湯の岳断層がある巨大地震 3.11 と 4.11 の2回にできた断層、地割れがいまでもはっきりのこっている。	対象事業実施区域の地質は「塩基性岩源片岩」「変成石英斑岩類」「片状花崗閃緑岩」から構成されますが、風車置予定位置は主に塩基性岩源片岩が分布しており、風化しやすい性質をもっていることも考えられます。 今後、土砂災害については、地形及び地盤の調査を実施した段階で、風車及び工事用道路の配置や工法の詳細な検討を行います。この結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、災害発生の防止に努めます。 生活用水についても、専門家に相談し、使用されている水の取水及び利用状況についての調査を行います。その後、これらの状況を把握したうえで、必要となる現地調査を実施し、必要に応じて保全措置を検討いたします。
118	入遠野での1度目の説明会においてメディア、住民にたいして録音撮影を禁止してなんの説明もなく一方的に説明会を打ち切った。 2度目の説明会でもまったく同じで工事の内容の質問にたいして、明確な答えがまったくなく住民に不信感をあたえただけ 事業者は日本における実績もなくとつぜん会社を立ちあげ、社員もすくなく、資本金が1千万円、これはおどろきです。この会社が27基の風車をどうやって立てるのか、資金は銀行、親会社いちばんだいたいな住民の説明もできない会社が信用できません。	入遠野での1度目の説明会（6月13日）は、ご参加者の方に理由を説明の上で、開催中止とさせていただきます。 ご指摘いただきましたメディア対応については、当社でも真摯に受け止めており、今後の説明会をどのように地域住民の皆様のご希望にそった形で開催できるか、検討しているところでございます。頂いたご意見を参考にしながら、最大限、改善の努力をしたいと考えております。 また、弊社は、前身は世界で2000MW（7000基）の実績がある日本法人の会社で、大規模事業の実績もあります。また、親会社を買収され現会社が誕生した経緯がありますが、親会社も、風力を含めた再生可能エネルギー全体で4000MWの実績がある会社です。決して実績の無い組織ではないことをご理解いただけるよう、事業を進めてまいります。
119	遠野の山々は自然環境の豊かな所です。風力発電工事によっては災害がおきたらそれは、人災です。この地区は土砂災害危険地域で風車を立てるのはとても危険です。国、県、市はしっかり判断して危険のない安全な場所に風力発電をつくるべきです。意見書投函箱に入れるところをビデオに取りました。	No. 117 の回答と同じになります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜景観・人と自然との触れ合いの活動の場、地形・地質、植物、その他＞ 東京都小平市在住ユ氏

No.	意見の概要	当社の見解
120	関係地域住民の思い入れが強い等という理由から対象事業実施区域から往生山近傍等を除外し、風力発電機設置想定範囲も相当狭めたことについて、環境影響評価方法書の記載に事業者側の検討の経緯や考え方の丁寧な解説が一切ない。これでは、事業者側が配慮したということであったとしても、その思いが関係地域住民側に伝わらないのは仕方がないのではないかと。 わざわざ狭めたのに、調査範囲の設定等の兼ね合いから表示上狭めていないように見せたりしたことも、関係地域住民側の疑念を招く結果に繋がったのではないかと。 福島県内では風力発電所設置想定範囲を特定の尾根に分布させるのではなく面的に広がるようにしている事例は少ない。全体としてどのように風力発電機が分布し、他所からどのように見えるようになるのか、イメージし辛いので、それが分かるような想定図を作って環境影響評価準備書に記載すること。 往生山については、何故関係地域住民がとても大切にするのか、環境影響評価方法書にその辺の事情の解説がないので、他所の者がこれを読んで理解しようとしても分からない。その辺の事情等を関係地域住民等にヒアリングし、環境影響評価準備書において具体的に説明すること。	今後の図書の作成にあたっては、住民説明会等で住民の皆様から頂いているご意見の意図が伝わるように、より一層慎重に作成いたします。 また、景観調査では、風車の見え方についてのフォトモンタージュを作成するなどして、住民の皆様にご理解頂けるよう作成いたします。 往生山については、人と自然との触れ合いの活動の場として利用者にヒアリングし、結果を準備書において記載いたします。
121	また、風力発電所設置想定範囲は地形が比較的に急峻で、地質は風化の激しい花崗岩のところも多く、風力発電機の設置に当たっては事前に安定地盤の分布についてボーリング調査を綿密にし、その結果も環境影響評価準備書において明らかにするべきである。 風力発電所設置想定範囲には湯の岳断層の分布が及んでいる可能性もあり、この点についても明らかにするべきである。	地質及び地盤の調査は綿密に行います。湯の岳断層については、最新の知見に基づき適切な対応を検討させていただきます。 調査等により把握した情報は、可能な限り準備書内に記載いたします。
122	対象事業実施区域内には、自然度の高い森林も含まれ、樹幹等に希少な着生植物種が生息している可能性があるため、それらの生息状況も把握できる現地調査の手法等を選択すること。	現地調査の手法等は専門家のヒアリングを踏まえて選定いたします。また、調査の結果、希少な着生植物種の生育が確認された場合には、事業者の可能な範囲で保全措置を検討いたします。
123	法定されている環境影響評価図書の説明会は、事業者が自主的かつその責任において最善の方法を選んで実施されるべきものであり、予定通りに混乱なく終始するように図ることも事業者の責務である。環境影響評価準備書の法定説明会の実施については、混乱を繰り返すことのないよう、万全に準備するべきである。 他方、事業者は、関係地域や自然環境と調和した事業の実現を目指しているのだから、それをどのように実現しようというのか、事業者側の事情や考え方が読んで良く分かるよう、その辺のところが環境影響評価準備書で丁寧に説明される必要があるのではないかと。 風力発電機やそれにより発生する低周波音等の特性については、次第に科学的に明らかにされているが、そうした知見の普及は、一般レベルでは全く進んでいない。そうしたことも丁寧に環境影響評価準備書で説明する必要があると考えられる。	今後、説明会において、混乱を繰り返すことのないよう、万全に準備いたします。また、準備書においては、関係地域や自然環境と調和した事業を推進している旨を記載させていただきます。超低周波音についても、最新の知見等を準備書の中で説明し、周辺住民の不安を取り除くよう努めます。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜生活用水、その他＞

東京都小平市在住ユ氏

No.	意見の概要	当社の見解
124	利水状況調査は環境影響評価とは別にするとしているが、別にする理由が不明である。環境影響評価としてすれば、その結果が環境影響評価準備書に示されることが義務付けられることから、関係地域住民が確実に知りたい結果を知ることができるという観点から、環境影響評価としてすべきである（発電所アセス省令の参考項目はあくまでも参考に過ぎず、それだけやれば良いということでも、参考項目になっていない調査、予測及び評価はしてはいけないという意味でもない。）。	生活用水については、専門家に相談し、使用されている水の取水及び利用状況についての調査を行います。その後、これらの状況を把握したうえで、必要となる現地調査を実施し、必要に応じて保全措置を検討いたします。 調査等により把握した情報は、可能な限り準備書内に記載いたします。
125	なお、一般からの意見に対する事業者の見解については、いい加減なものは許されない。提起された疑問点については、逐一丁寧に具体的に答えること。そして、応募された意見の中に、「カットイン風速」だの「フェザリング」だの「コウモリ類の専門家」だの一部のマニアックな人にしか分からないような表現文言が含まれている場合、それに対する事業者見解の中で、その意味を可能な限り誰でも分かるように解説を加えること。	住民意見に対しては丁寧な見解を示すとともに、専門用語等については、分かりやすい表現に努めます。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜土砂災害、その他＞

福島県いわき市在住ヨ氏

No.	意見の概要	当社の見解
126	この環境影響評価方法書は、「(仮称)遠野風力発電事業」の環境影響を調べる方法を記したものであるが、以下に述べる理由のため、この事業そのものが住民にとって多大なる危険や不利益をもたらす可能性が大きいこと、かつこの事業を計画している事業者の姿勢が極めて住民を無視したものであることが明らかと思われるので、当事業は中止・撤回しかないことを強く主張したい。	当社としては反対意見があることは真摯に受け止めております。今後、環境影響評価書の段階において、環境影響の程度を可能な限り定量的に予測・評価し、必要な保全措置を講じることにより、環境影響を回避又は極力低減し、皆様にご理解いただけるように努めてまいります。
127	1. 土砂災害の危険 事業が計画されている入遠野北部の入定地区は極めて土砂災害を起こしやすい地形・地質・気候条件が重なっている、入遠野地区の中でも特に急峻であり、地質は結晶片岩の岩塊の上に風化した粘土と結晶片岩の石が混じった土がかぶさっている。この地区は太平洋から流れ込む湿った南東の風が最初にぶつかる地理的条件を持っており、夏季は県内でも特に大雨の降りやすい地域で、これまでも台風や局地的豪雨のたびに土石流や土砂崩れを引き起こしてきた。最近では10年前の8月29日の未明に3時間で150mm以上(県の観測点・入定)という局地的豪雨があり、わずか2～3kmの範囲で60か所以上の地滑りや土砂崩れが確認されている。三瀧神社の隣の沢では大規模な土石流が発生し、貝那夫や後台など一時10世帯あまりが孤立状態になった。この上流の尾根にも風車の計画があるが、言語道断と言わざるを得ない。地質が同様なので、この沢以外の沢や溪流も同様の危険があるが、その尾根上に多数の風車や搬入路を作って安全といえるわけがない。計画地内ではないが、計画地と入遠野川をはさんで向かいの山では、同じ日に林道が崩壊することが引き金になって大規模な土石流が発生している。安易に山に手を加えることがこの地域では非常に危険だということを私たちに知らせた災害と言え、「(仮称)遠野風力発電事業」の計画があまりに無謀だということを証明している。 それにも関わらず、環境影響評価方法書(以下、「方法書」)の中では土砂災害の危険性に関して項目にすら入っていない。計画地に棲む動植物への影響は細かく調べるのに、その生息範囲を大規模に破壊する土石流などの土砂災害に関して想定すらしていないのなら、大きな問題であると言える。住民説明会の中では、「別途評価する」とは言っていたが、正式な文書として残す義務がないのなら、無責任な調査となる可能性もあり、住民としては看過できないものである。住民の財産はもちろん、場合によっては生命も奪う土砂災害の危険ひとつとってみても、この計画は中止するしかない考える。	対象事業実施区域の地質は「塩基性岩源片岩」「変成石英斑岩類」「片状花崗閃緑岩」から構成されますが、風車設置予定位置は主に塩基性岩源片岩が分布しており、風化しやすい性質をもっていることも考えられます。 今後、土砂災害については、地形及び地盤の調査を実施した段階で、風車及び工事用道路の配置や工法の詳細な検討を行います。この結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、災害発生の防止に努めます。 調査等により把握した情報は、可能な限り準備書内に記載いたします。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜生活用水＞

福島県いわき市在住ヨ氏

No.	意見の概要	当社の見解
128	2. 生活用水への影響 この地域は公共水道が通っていないため、井戸水や沢水を使って生活用水としているが、特に計画地に近い地域では、沢水を使っている世帯の割合が高く、計画地を水源とした沢から水を引いている世帯も多い。沢水は通常でも強い雨の後には濁るが、上流での工事ではもちろん、細い林道の施設や木の伐採だけでも濁りがひどくなる。大規模な建設工事が行われた場合、生活用水として使えなくなる時間が増え、沈殿槽などの掃除にもより多くの労力を割られることとなり、老人だけの世帯の多いこの地域の住民にとっては大きな負担となる。また、建設機械からの機械油の流入や、稼働後の事故による多量のオイル漏れなど起きた場合、生活用水として使用不能となり、生活そのものができなくなる可能性も否定できないなど、住民にとってはあまりに大きなリスクとなる。 ところが、方法書では稼働後の水の濁りなどの環境影響に関しては対象外となっている。建設が終わったからといってすぐに植生が戻るというわけではないので、濁りの増大は相当長い期間続くはずであり、この点でも住民軽視の姿勢は明らかである。 震災時の教訓でも、水はまさに生命線であり、住民の生命線を奪う可能性のある風車建設は断じて許されるものではない。	生活用水については、専門家に相談し、使用されている水の取水及び利用状況についての調査を行います。その後、これらの状況を把握したうえで、必要となる現地調査を実施し、必要に応じて保全措置を検討いたします。調査等により把握した情報は、可能な限り準備書内に記載いたします。 風力発電所の運用にあたっては、オイル漏れ等の事故が起きないよう、風力発電所の定期安全管理検査制度に基づく保守管理を徹底し、事故の未然防止を図ります。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜騒音・超低周波音＞

福島県いわき市在住ヨ氏

No.	意見の概要	当社の見解
129	3. 低周波・超低周波音による健康被害 低周波・超低周波音に関しては、感じ方や影響の受け方に関して個人差が大きいようで、実際にできない限り断定できないのが本当のところであるが、今回の計画よりも規模の小さな風車でも 3km 先まで影響がみられるという報告もあることから、今回もっとも人家まで近い距離が 1km 未満というのはあまりに近すぎる。「ISO が示した、超低周波音の感じることでできる最低音圧が 100dB なので、それよりも十分低い」といって影響はないと言い切る事業者もあるようだが、「感じなければ被害なし」と言い切れないのは、放射線の例を挙げるだけで十分だろう。この点に関しては、いくら影響評価をしたところで、実際に生活に影響が出た場合、すぐに風車の稼働を中止すると断言するぐらいの姿勢でなくては住民は納得できないのは当然だろうと思う。	超低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成 29 年 5 月、環境省）にて、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、環境影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった」とあります。この指針は、「風力発電等による低周波音の人への影響評価に関する研究」（平成 22～24 年）や、「風力発電等による低周波音・騒音の長期健康影響に関する疫学研究」（平成 27 年度）及び「同事後評価結果」等の最新の研究・知見をまとめた結果として示されています。 また、超低周波音を含めた騒音に関する研究は世界各国でも行われております。オーストラリア国立保健医療研究評議会は、「感覚閾値以下の超低周波音が、生理的もしくは心理的な影響を生じさせるという信頼できる証拠は無い」との見解を示しております※¹。フランス食品環境労働衛生安全庁は、風力発電設備周辺住民の騒音被害と健康上の影響を調査した結果として「風力発電設備により発生する騒音は、聴覚器官に対する直接的な健康上の影響を及ぼさないことが明らかになった」との見解を示しております※²。さらに、マサチューセッツ州環境保護省は、「風力発電機への反応に関するほとんどの疫学文献は「自己報告の」不快感」に関連しており、風力発電機からの騒音および風力発電機の視認性の影響とは独立した不快感、またはその逆と関連性があるかどうかを決定する疫学的証拠は不十分である。」との見解を示しております※³。 総じて、国内外いずれにおいても、風車から発生する超低周波音と健康影響について、明らかな関連を示す知見は確認されておりませんが、本事業では、超低周波音を環境影響評価項目として選定し、調査、予測及び評価を行い、住居等と風車の隔離について適切に対応いたします。 また、20～100Hz の低周波音については、騒音の帯域に含まれるため、騒音の調査の中で予測及び評価を行います。 ※1 Berglund et al. Community Noise. Archives of the Center for Sensory Research 1995, 2(1) 1-195. ※2 Impacts sanitaires du bruit genere par les eoliennes. Agence Francaise de securite sanitaire de l' environnement et du travaille. 2008. ※3 Massachusetts Department of Environmental Protection and Massachusetts Department of Public Health. Wind Turbine Health Impact Study: Report of Independent Expert Panel. 2012.

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

<事業計画、その他>

福島県いわき市在住ヨ氏

No.	意見の概要	当社の見解
130	4. 風車火災の心配 昨年、唐津市で風車の火災事故が起きた。原因は変圧器から火花が出てオイルに引火したようだ。この事故に限らず国内でも何件か火災事故が報告されているようだが、山林に設置した風車の火災事故では山火事を引き起こす可能性やオイルの流失による河川の汚染も問題となり、住環境への大きなリスクとなる。火災のリスクや対応に関して方法書ではまったく触れていないように思えるので、この点に関しても取り上げる必要があるのではないかと。	実際に国内で火事の事例がある事は弊社としても把握しています。最新の風車は自動消火装置や遠隔操作の技術向上のため、火災リスクは低くなっていますが、風力発電設備の運用に当たっては、風力発電設備の定期安全管理検査制度等に基づく保守管理を徹底し、事故の未然防止および有事の際の速やかな対応を図ります。 また、火災のリスクや上記にも記載した火災への対応については、準備書の「特定対象事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの」の項に記載させていただきます。
131	5. その他 方法書とは直接関係ないが、住民説明会における対応がひどいのでここで言及する。遠野地区では、前述のようにこれまで風車が作られてきた他の地域とは異なり、土砂災害が起りやすく、しかも多くの住民が山水をそのまま生活用水として使っている。このため、風力発電に対する懸念の声が強いので、マスコミも関心を持っている地域である。前回の配慮書の際もマスコミ報道がされたので、今回もマスコミの取材があるのは当然事業者として想定すべきものであったが、実際には取材はおろか入室さえ許さないというもので、取材者も県民ということを考えるなら、信じられない対応であった。しかも、住民が説明会の冒頭でこの問題を明らかにするまで、事業者からの説明は一切ないままで、事業者と住民の対立を世間に隠そうという意図が明らかであった。本来、住民説明会はオープンな場であるべきで、進行を妨害しない限り、住民以外でも誰でも参加し、その内容も公表しても構わないものではないだろうか。 しかも、6月13日の説明会の延期を決めた際の約束で、次回はTV取材を許可すると約束したにもかかわらず、7月3日の説明会ではTVどころか一切のマスコミの取材、住民による録音・録画・撮影も禁止するというものであった。もともと地域の公的施設での説明会で、事業者側がこうした行為を禁止する権限があるかということも疑問だが、このように住民側との約束を簡単に破る業者に対して、風力発電事業への住民の理解を求めること自体に無理があると思う。環境影響評価に関しても、これから事業者側が住民を欺くということが十分考えられるからだ。事業者が猛省を促したいと同時に、「遠野風力」の計画はすぐに中止・撤回することを求めたい。 最後になるが、どれだけの住民が遠野地区の風力発電に懸念を持っているか、隣接事業計画を含む風力発電計画に反対する署名の集まり具合を記しておこう。この数字だけ見ても、住民の理解を得ることは、この地域では不可能ではないかと思われる。	ご意見誠にありがとうございます。ご指摘いただきました点については、当社でも真摯に受け止めており、今後の説明会をどのように地域住民の皆様のご希望にそった形で開催できるか、検討しているところでございます。頂いたご意見を参考にしながら、最大限、改善の努力をしたいと考えております。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜土砂災害、生活用水＞

福島県いわき市在住ラ氏

No.	意見の概要	当社の見解
132	私は今回の遠野風力発電事業には、以下の理由により反対です。 ①この計画書の地域では、過去、二度も土砂災害が発生しており、この事業による搬入路工事や風車建設工事で、一層災害が発生しやすくなる恐れがある。	対象事業実施区域の地質は「塩基性岩源片岩」「変成石英斑岩類」「片状花崗閃緑岩」から構成されますが、風車設置予定位置は主に塩基性岩源片岩が分布しており、風化しやすい性質をもっていることも考えられます。 今後、土砂災害については、地形及び地盤の調査を実施した段階で、風車及び工事用道路の配置や工法の詳細な検討を行います。この結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、災害発生防止に努めます。
133	②計画地域の直ぐ下流には、沢水を生活用水としている世帯があり、上流での工事により、湧水や汚濁などの影響が心配される。	生活用水については、専門家に相談し、使用されている水の取水及び利用状況についての調査を行います。その後、これらの状況を把握したうえで、必要となる現地調査を実施し、必要に応じて保全措置を検討いたします。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜騒音・超低周波音＞

福島県いわき市在住ラ氏

No.	意見の概要	当社の見解
134	③風車の位置が住居から僅か 850m と近いところもあり、低周波や超低周波による健康への影響が心配される。	超低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成 29 年 5 月、環境省）にて、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、環境影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった」とあります。この指針は、「風力発電等による低周波音の人への影響評価に関する研究」（平成 22～24 年）や、「風力発電等による低周波音・騒音の長期健康影響に関する疫学研究」（平成 27 年度）及び「同事後評価結果」等の最新の研究・知見をまとめた結果として示されています。 また、超低周波音を含めた騒音に関する研究は世界各国でも行われております。オーストラリア国立保健医療研究評議会は、「感覚閾値以下の超低周波音が、生理的もしくは心理的な影響を生じさせるという信頼できる証拠は無い」との見解を示しております※¹。フランス食品環境労働衛生安全庁は、風力発電設備周辺住民の騒音被害と健康上の影響を調査した結果として「風力発電設備により発生する騒音は、聴覚器官に対する直接的な健康上の影響を及ぼさないことが明らかになった」との見解を示しております※²。さらに、マサチューセッツ州環境保護省は、「風力発電機への反応に関するほとんどの疫学文献は「自己報告の」不快感」に関連しており、風力発電機からの騒音および風力発電機の視認性の影響とは独立した不快感、またはその逆と関連性があるかどうかを決定する疫学的証拠は不十分である。」との見解を示しております※³。 総じて、国内外いずれにおいても、風車から発生する超低周波音と健康影響について、明らかな関連を示す知見は確認されておりませんが、本事業では、超低周波音を環境影響評価項目として選定し、調査、予測及び評価を行い、住居等と風車の隔離について適切に対応いたします。 また、20～100Hz の低周波音については、騒音の帯域に含まれるため、騒音の調査の中で予測及び評価を行います。 ※1 Berglund et al. Community Noise. Archives of the Center for Sensory Research 1995,2(1)1-195. ※2 Impacts sanitaires du bruit genere par les eoliennes. Agence Francaise de securite sanitaire de l' environnement et du travaille. 2008. ※3 Massachusetts Department of Environmental Protection and Massachusetts Department of Public Health. Wind Turbine Health Impact Study: Report of Independent Expert Panel.2012.

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

<その他>

福島県いわき市在住ラ氏

No.	意見の概要	当社の見解
135	④7月3日のやり直し説明会には、「マスコミ取材を認める」と住民に説明会開催を納得させておいて、直前になって「会社の都合により今回も取材は受け入れられない」とした御社の姿勢。 更に、環境影響評価に土地変更の影響や風車稼働後の水質の変化などの項目を入れてない為、工事後に土石流や水質悪化があったとき「環境影響評価になかったから」と逃げられる心配がある。 以上の理由により、この事業は白紙撤回すべきと思います。 -以上-	ご指摘いただきましたメディア対応については、事業者でも真摯に受け止めており、今後の説明会をどのように地域住民の皆様のご希望にそった形で開催できるか、検討しているところでございます。頂いたご意見を参考にしながら、最大限、改善の努力をしたいと考えております。 なお、土砂災害及びご利用の水については、調査等により把握した情報を、可能な限り準備書内に記載いたします。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜生活用水、土砂災害＞

福島県いわき市在住氏

No.	意見の概要	当社の見解
136	1. 計画地域の直ぐ下流には、沢水を生活用水としている世帯があります。上流での工事により、濁水や汚濁などの影響が心配されます。	生活用水については、専門家に相談し、使用されている水の取水及び利用状況についての調査を行います。その後、これらの状況を把握したうえで、必要となる現地調査を実施し、必要に応じて保全措置を検討いたします。
137	2. この計画書の地域では、過去に土砂災害が発生しています。この事業による風車建設工事で、災害が発生しやすくなる恐れがあります。最近の予測出来ない大雨によって、災害の拡大もあります。 以上の観点から建設工事は中止されるようお願い致します。	対象事業実施区域の地質は「塩基性岩源片岩」「変成石英斑岩類」「片状花崗閃緑岩」から構成されますが、風車設置予定位置は主に塩基性岩源片岩が分布しており、風化しやすい性質をもっていることも考えられます。 今後、土砂災害については、地形及び地盤の調査を実施した段階で、風車及び工事用道路の配置や工法の詳細な検討を行います。この結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、災害発生の防止に努めます。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜生活用水、騒音・超低周波音＞

福島県いわき市在住ル氏

No.	意見の概要	当社の見解
138	私は、今回の遠野風力発電事業には、以下の理由により反対です。 ①計画地域の直ぐ下流には、沢水を生活用水としている世帯があり、上流での工事により、渇水や汚濁などの影響が心配される。	生活用水については、専門家に相談し、使用されている水の取水及び利用状況についての調査を行います。その後、これらの状況を把握したうえで、必要となる現地調査を実施し、必要に応じて保全措置を検討いたします。
139	②風車の位置が住居が僅か850mと近く、低周波や超低周波による健康への影響が心配される。	超低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(平成29年5月、環境省)にて、「風力発電施設から発生する20Hz以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ることで、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、環境影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった」とあります。この指針は、「風力発電等による低周波音の人への影響評価に関する研究」(平成22～24年)や、「風力発電等による低周波音・騒音の長期健康影響に関する疫学研究」(平成27年度)及び「同事後評価結果」等の最新の研究・知見をまとめた結果として示されています。 また、超低周波音を含めた騒音に関する研究は世界各国でも行われております。オーストラリア国立保健医療研究評議会は、「感覚閾値以下の超低周波音が、生理的もしくは心理的な影響を生じさせるという信頼できる証拠は無い」との見解を示しております※1。フランス食品環境労働衛生安全庁は、風力発電設備周辺住民の騒音被害と健康上の影響を調査した結果として「風力発電設備により発生する騒音は、聴覚器官に対する直接的な健康上の影響を及ぼさないことが明らかになった」との見解を示しております※2。さらに、マサチューセッツ州環境保護省は、「風力発電機への反応に関するほとんどの疫学文献は「自己報告の」不快感」に関連しており、風力発電機からの騒音および風力発電機の視認性の影響とは独立した不快感、またはその逆と関連性があるかどうかを決定する疫学的証拠は不十分である。」との見解を示しております※3。 総じて、国内外いずれにおいても、風車から発生する超低周波音と健康影響について、明らかな関連を示す知見は確認されておきませんが、本事業では、超低周波音を環境影響評価項目として選定し、調査、予測及び評価を行い、住居等と風車の隔離について適切に対応いたします。 また、20～100Hzの低周波音については、騒音の帯域に含まれるため、騒音の調査の中で予測及び評価を行います。 ※1 Berglund et al. Community Noise. Archives of the Center for Sensory Research 1995, 2(1)1-195. ※2 Impacts sanitaires du bruit genere par les eoliennes. Agence Francaise de securite sanitaire de l' environnement et du travaille. 2008. ※3 Massachusetts Department of Environmental Protection and Massachusetts Department of Public Health. Wind Turbine Health Impact Study: Report of Independent Expert Panel. 2012.

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜その他＞

福島県いわき市在住ル氏

No.	意見の概要	当社の見解
140	③7月3日のやり直しの説明会には、「マスコミ取材を認める」と住民に説明会開催を納得させておいて、直前になって「会社の都合により、今回も取材は受け入れられない」とした御社の姿勢。 更に、環境影響評価に土地改変の影響や風車稼働後の水質の変化などの項目を入れてない。 その為工事後に、土石流や水質悪化があっても「環境影響評価になかったから」と逃げ道を作っていると思われる不信感がぬぐえない。 以上の理由により、この事業は白紙撤回してもらいたい。	ご指摘いただきましたメディア対応については、事業者でも真摯に受け止めており、今後の説明会をどのように地域住民の皆様のご希望にそった形で開催できるか、検討しているところでございます。頂いたご意見を参考にしながら、最大限、改善の努力をしたいと考えております。 なお、土砂災害及びご利用の水については、調査等により把握した情報を、可能な限り準備書内に記載いたします。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜その他＞

福島県いわき市在住レ氏

No.	意見の概要	当社の見解
141	説明会の時からマスコミを締め出し、地域住民の写真録音を禁止するなど、住民の理解で進める姿勢が全くみられない。地域住民の反対署名は90%以上で、近隣地区は、ほぼ全世帯に近い。今年4月から改正になったエネ庁の住民合意を最初からきちんともらうようにとの主旨にまっこうから反している。 最近のごう雨が全国的に問題になっている。絶対、この場所には建設すべきでないことを強く求める。	ご指摘いただきましたメディア対応については、事業者でも真摯に受け止めており、今後の説明会をどのように地域住民の皆様のご希望にそった形で開催できるか、検討しているところでございます。頂いたご意見を参考にしながら、最大限、改善の努力をしたいと考えております。 また、土砂災害や水の濁りについて必要な調査を行い、災害発生の防止に努めます。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜土砂災害、人と自然との触れ合いの活動の場、その他＞

福島県いわき市在住口氏

No.	意見の概要	当社の見解
142	風力発電そのものは再生エネルギーであり、おおいに取り組む必要があります。しかし、建設に当たっては自然条件や社会的条件をクリアしなければなりません。遠野風力発電はそのいずれも満たしていないので反対です。	当社としては反対意見があることは真摯に受け止めております。今後、環境影響評価書の段階において、環境影響の程度を、可能な限り定量的に予測・評価し、必要な保全措置を講じることにより、環境影響の程度を回避又は極力低減し、皆様にご理解いただけるように努めてまいります。
143	理由① 設置される「湯ノ岳～三大明神～鶴石」山系は、阿武隈山地が隆起し続けながら表層が浸食されて残った残丘です。その残丘は深成岩の花崗岩です。花崗岩は風化しやすく周囲の谷間や盆地では浸食されてしまいましたが、予定の山系では風化が進んだまま残っています。まさに崩落危険地域であることは福島県の指定があることから明白です。広島県の土砂災害を遠野地区や高野地区に引き起こしかねません。	対象事業実施区域の地質は「塩基性岩源片岩」「変成石英斑岩類」「片状花崗閃緑岩」から構成されますが、風車設置予定位置は主に塩基性岩源片岩が分布しており、風化しやすい性質をもっていることも考えられます。 今後、土砂災害については、地形及び地盤の調査を実施した段階で、風車及び工事用道路の配置や工法の詳細な検討を行います。この結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、災害発生の防止に努めます。
144	②私は長年、高校山岳部の顧問をし、この設置予定山系は地元登山のホームグラウンドでした。また、地区大会をやり、7年ごとに県大会も実施してきました。磐城山岳会主催の「いわき7峰縦走」が毎年行われ県内外から多くの参加者があり大イベントになっています。多くの登山者が楽しみにしている低山の魅力あるコースが破壊されるのは残念でなりません。	「人と自然の触れ合いの活動の場」については、今後の環境影響評価手続きにおいて、登山状況、森林の現地利用状況等を踏まえながら、本事業による環境影響を適切に評価し、可能な限り影響を低減できるよう検討いたします。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜騒音・超低周波音＞

福島県いわき市在住口氏

No.	意見の概要	当社の見解
145	③巨大出力の風力発電が発する低周波音の影響は何キロ先までになるのか不明です。また、数十基の低周波が合成された場合にどうなるのか示されておりません。地元への影響を懸念します。	低周波音については、「風力発電等による低周波音の人への影響評価に関する研究」等を踏まえた最新の知見（「風力発電施設から発生する騒音・低周波音等への対応について」（平成 28 年、風力発電施設から発生する騒音・低周波音等の評価手法に関する検討会）が環境省より公開されています。これによると、「風車騒音・低周波音は 20Hz 以下の超低周波音の問題ではなく、通常可聴周波数範囲の騒音の問題としてとらえるべきものであり、騒音としての評価を基本とすることが適当である。」とあります。それを踏まえて、20～100Hz の低周波音については、騒音の帯域に含まれるものとして、騒音の調査の中で予測及び評価を行います。 一方、超低周波音の帯域については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成 29 年 5 月、環境省）にて、「風力発電施設から発生する 20Hz 以下の超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、環境影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった」とあります。この指針は、「風力発電等による低周波音の人への影響評価に関する研究」（平成 22～24 年）や、「風力発電等による低周波音・騒音の長期健康影響に関する疫学研究」（平成 27 年度）及び「同事後評価結果」等の最新の研究・知見をまとめた結果として示されています。 また、超低周波音を含めた騒音に関する研究は世界各国でも行われております。オーストラリア国立保健医療研究評議会は、「感覚閾値以下の超低周波音が、生理的もしくは心理的な影響を生じさせるという信頼できる証拠は無い」との見解を示しております※¹。フランス食品環境労働衛生安全庁は、風力発電設備周辺住民の騒音被害と健康上の影響を調査した結果として「風力発電設備により発生する騒音は、聴覚器官に対する直接的な健康上の影響を及ぼさないことが明らかになった」との見解を示しております※²。さらに、マサチューセッツ州環境保護省は、「風力発電機への反応に関するほとんどの疫学文献は「自己報告の」不快感」に関連しており、風力発電機からの騒音および風力発電機の視認性の影響とは独立した不快感、またはその逆と関連性があるかどうかを決定する疫学的証拠は不十分である。」との見解を示しております※³。総じて、国内外いずれにおいても、風車から発生する超低周波音と健康影響について、明らかな関連を示す知見は確認されておりませんが、本事業では、超低周波音を環境影響評価項目として選定し、調査、予測及び評価を行い、住居等と風車の隔離について適切に対応いたします。 ※¹ Berglund et al. Community Noise. Archives of the Center for Sensory Research 1995, 2(1)1-195. ※² Impacts sanitaires du bruit genere par les eoliennes. Agence Francaise de securite sanitaire de l' environnement et du travaille. 2008. ※³ Massachusetts Department of Environmental Protection and Massachusetts Department of Public Health. Wind Turbine Health Impact Study: Report of Independent Expert Panel. 2012.

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

＜動物、生活用水、土砂災害、その他＞

福島県いわき市在住ワ氏

No.	意見の概要	当社の見解
146	環境保全の見地から、とおっしゃいますが、1番大事なのは地元住民の同意なのではないでしょうか！ 先日の説明会のような、メディアの立入禁止、録画も録音も禁止という、何も公開にしない説明会に、どんな意味があるのか！これでは、地元住民をないがしろにしていると思いませんか！そんな態度で住民の同意を得られると思っているのか！田舎だからとバカにしているのか？ 自分の仕事に誇りはないのか？もう少し自分の仕事に真摯に向き合ってみたらよいのではないのでしょうか。	ご指摘いただきましたメディア対応については、当社でも真摯に受け止めており、今後の説明会をどのように地域住民の皆様のご希望にそった形で開催できるか、検討しているところでございます。頂いたご意見を参考にしながら、最大限、改善の努力をしたいと考えております。
147	野鳥の会からも要望書が出されたと、新聞報道で知りました。稀少動物のクマタカの営巣が確認された土地に巨大な風車を建設するのは、信義にもとる行為です。風力発電はあきらめてほしい。 ＜信義にもとる・・・道理からはずれた、信用を失わせるような行為をすること＞	クマタカを含めた希少猛禽類については、日本野鳥の会からの要望書を踏まえた上で、現地調査を実施し生息状況を把握したうえで、事業の影響について予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討します。また、これらの検討の際には専門家等の助言をいただき、可能な限り環境に配慮した事業といたします。
148	市の水道を引いていない地域の住民にとって、わき水、沢の水を利用した水道は命の源です。風車の建設によって、地盤が壊され、水脈が途切れる、又は泥水の流入等の心配事が起きれば、住民の生活も命もおびやかされることになります。水がないことがどれだけ大変なことか、水が使えなくなることがどれだけ大変なことか、東日本大震災の時、私達は身をもって感じましたし、その後の各地の地震や土砂災害の被災者の方達も語り、メディアで報道されている通りです。私達は遠野の水を守りたい。生活を守り、命を守るための選択です。風力発電の建設には、反対です。	生活用水については、専門家に相談し、使用されている水の取水及び利用状況についての調査を行います。その後、これらの状況を把握したうえで、必要となる現地調査を実施し、必要に応じて保全措置を検討いたします。 当社としては反対意見があることは真摯に受け止めております。皆様にご理解いただけるように努めてまいります。
149	風車を設置する場所の地盤を、よく調査したのでしょうか？土砂災害警戒区域と聞きましたが、その上に巨大な建造物を建てることになれば、高さのあるものを支える為には、それなりに深く掘らなければならないのではないのでしょうか。地盤の危険な所なのに、又、遠野は降水量の多い土地でもあり、土砂崩れの危険が増大する所に、なぜ建設を進めるのか、納得ができません。	対象事業実施区域の地質は「塩基性岩源片岩」「変成石英斑岩類」「片状花崗閃緑岩」から構成されますが、風車設置予定位置は主に塩基性岩源片岩が分布しており、風化しやすい性質をもっていることも考えられます。 今後、土砂災害については、地形及び地盤の調査を実施した段階で、風車及び工事用道路の配置や工法の詳細な検討を行います。この結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、災害発生の防止に努めます。

注：意見の概要は、原文の表現のままで記載することを原則とさせていただきました。

添付書類 環境影響評価方法書についての説明会での質疑応答

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。説明会における質疑応答は、次のとおりである。

環境影響評価方法書についての説明会（上遠野公民館）での質疑応答（1）

No.	住民からの質疑	事業者による応答
1	環境アセスメントは、民間のコンサルタントではなく、国の機関が実施すべきではないのか。	国の事業の場合は、国の機関が実施する場合がありますが、民間の事業の場合は、国の機関の起用はできず、民間のコンサルタントが実施いたします。ただし制度上、国や県から意見を頂くようになっており、弊社が単独で実施しているものではありません。
2	方法書 384 ページ、要約版 103 ページ、合わせると約 500 ページとなっており、縦覧をしても中身をよく確認できない状況である。また、インターネットで公開されている方法書については、印刷ができない。これでは、方法書の内容が住民のみなさんに十分に開示されているとはいえない、閉鎖的であるのが問題である。特に、中身を精査したいという住民に対しては、無料でコピーあるいはインターネットから印刷できるようにしてほしい。	インターネットでは公開されているため、閉鎖的ではないと考えております。また、印刷の禁止については他事業者も全て同様の仕様としており、特に弊社だけが閉鎖的なやり方をしているという訳ではございません。弊社が仕様を変えると他事業者にも影響が出かねないので、慎重に検討したいと考えております。
3	準備書段階の説明会はいつ開催するのか。	環境調査の期間が1年間あるため、少なくとも今から1年後以降になります。
4	風車の基礎、および道路に使用予定のコンクリートはどの程度になるのか。また、風車の基礎はどれくらいの深さまで入れるのか。最大で教えてほしい。	現状まだ地盤ボーリング調査を行っていないため、形状としても杭基礎になるかフーチング基礎になるかまだ分かりかねます。今後の地質調査により基礎形状を決定し、荷重に耐えられるよう基礎の長さについても設計を行う予定です。工事前には、工事内容を具体的に説明する場として、工事説明会を実施いたします。
5	切盛りした土は区域内で処理するのか。それとも外にだすのか。	基本的には、設計後にお答えすべきことですが、弊社としては出来るだけ残土は外に出さない方針でございます。
6	住民の反対意見にも関わらず、事業を進めていくのか。	今後、事業に対する正しい情報をお伝えしながら、長い時間をかけてご理解を得ていきたいと考えております。
7	自営送電線はどうなるのか。	現状、東北電力への系統連系は事業実施区域内で行う予定であるので、詳細の設計は未定ですが、送電線が区域外に出ることはございません。
8	アセスの騒音項目で、超低周波音は対象となっているが、低周波音は調査しないのか。	今回、低周波音は「騒音」という項目の中で調査を実施いたします。
9	アセス法の対象となる調査のみを実施するというのでは不十分である。具体的な問題に対する対応の説明を御願いたい。	弊社として特に、①土砂災害、②生活用水、③騒音の問題については、非常に気をつけたいと考えております。そのほかに事業者として気をつける必要がある問題については、ご意見をいただきたく存じます。今回の説明会は調査項目および調査方法についてご説明し、ご意見を頂くことを目的としているため、現段階で問題に対する対応策をご説明することが出来ないが、調査結果を反映した準備書段階で対応については説明させて頂く予定です。
10	眺望、景観については、住民の意見をどのように反映させると考えているのか。自分の地域は調査地点になっていない。三大明神を見ながらすごしているが、その景色はどうなるのか。また、眺望権についてはどのようにかんがえているのか。	眺望点の調査地点についての意見は大変参考になります。調査地点を増やして対応することも検討いたします。眺望権については専門家に相談の上、別途お答えいたします。

環境影響評価方法書についての説明会（上遠野公民館）での質疑応答（2）

No.	住民からの質疑	事業者による応答
11	地質調査について、環境影響評価項目から外れているが、それはなぜか。土砂災害警戒区域だが重要な地形ではないのか。	環境影響評価項目における地質調査は、学術的に重要な地形を変更する際の評価として扱われるため、本事業には当てはまりませんが、事業として別途専門的な調査を行い、土砂災害等が起きないように設計を行います
12	地質調査を方法書と 別途行うのはなぜか、地質調査は環境調査の項目から外れているが、土石流危険地域であれば入れるべきではないか。	
13	湯ノ岳断層への環境影響評価はないのか。	事業実施区域の近隣に断層があるのは認識しております。事業としても断層の真上に風車を設置するのは避けたいが、断層は地下深くにあり、表面数十メートルに杭を打ったとしても影響を及ぼすものではないと考えております。ただし一般的な例なので、今後専門家の調査を経てご連絡したいと考えております。
14	眺望点として、往生山を加えてほしい。	ご要望の通り、追加させていただきます。
15	イノシシの被害にあっているのだが、事業による影響は環境影響評価内にて調査しないのか。	すでに被害が深刻であることは認識しております。環境影響評価では、哺乳類の調査の項目にてカバーされるものです。
16	超低周波音、低周波音で健康被害の問題があるがそれは大丈夫なのか。枕が震える、眠れない、などの被害情報がインターネットであるので不安である。	確かに環境影響項目に騒音の基準がなかった過去の事業にて、低周波の問題があったのは事実ですが、大学で実施した過去事例に基づいた実証研究を基に、平成 29 年に環境省より騒音に関する指針が策定されております。超低周波に関しては、その実証研究において、人体への影響はない、という結論が環境省から出ております。
17	超低周波音と健康被害の因果関係が、まだ解明されていないのでは。	すでに影響はない、と解明されております。
18	某大学は福島原発の事故の一件で信用できないが。	実際の測定結果を見て頂くのが一番であると考えております。
19	本事業から、低周波音、超低周波音はでるのかでないのか。調査の前に分からないのか。	結果について、調査の後にご報告したいと考えております。
20	環境影響評価の配慮書によると、風車騒音の影響の可能性のある事業想定区域から 2km 圏内に、644 戸の建物があり、その中には、住居だけでなく学校や病院も含まれている。配慮書にも、方法書の中で、それらへの騒音に対して可能な限り低減をしなければならないと記されているにも関わらず、風車の配置は往生山の左側に集中配置している。これで本当に騒音の影響はないと考えているのか。ちなみに環境省が全国 162 ヶ所を調査した結果では、一基にあたり 1-1.2km 程度離すと影響がない、とされているがウィンドファームでは 1.5km-2km の範囲で騒音があらわれているので、十分に健康被害が心配である。	
21	地質の想定はある程度しているのではないのか。地盤調査をしなければわからないのはおかしい。	事故が起らないような設計をするために、環境影響評価とは別途、専門家による調査を行います。
22	開発により山から放射能が飛散するという可能性はないのか。	風が吹くことにより、風車が回るのであって、風車の回転により何かが飛散する、ということはございません。

環境影響評価方法書についての説明会（上遠野公民館）での質疑応答（3）

No.	住民からの質疑	事業者による応答
23	この地域では3つの事業計画があり、それぞれ重複している部分があるということだったが、他の風力発電事業者とどのような調整をされているのか。	配慮書時点で重複していた隣接事業ですが、まず風車設置区域については、隣接事業者は民有林での事業を検討しており、本事業は国有林での事業を検討しているので、線引きを明確にいたしました。また、他の変更点としては搬入路も一つに絞り込んでおります。今後、さらに検討を進める中で搬入路が重複した際には、工事時期、方法等を協議してまいります。
24	コンクリートに汚染された生活用水が流れ込まないか心配である。コンクリートの量はいつわかるのか。	コンクリートの量は基礎の設計の段階でわかります。生活用水については、まず地域の水利利用状況の調査および水源の調査に入らせて頂き、その時期は方法書の後の環境調査と同時期に入る予定です。その後、調査結果を反映し設計にはいるので、詳細のご説明ができるのは3年後程度となる見込みでございます。
25	雷による火災の際は、どのように消防車が通るのか。どのような対策があるのか。	昔の風車は自動消火装置がついていない仕様でしたが、現在の風車は中に二酸化炭素の消火装置があり、自動的に消火されます。また、昔の風車に比べて遠隔装置の機能も向上しており、火災の原因になるような事態が起きた際には、事業者が即座に通報がいき、事前に事故を防止することができる仕様になっております。消防車は放水しても風車の高さまでは届きません。
26	水の調査について、方法書では遠野町で表流水の取水口と湧水の取水口の状況の調査により水環境の濁りの調査を行うとあるが、これは入遠野川の濁りしかみないのか。川が汚れるレベルでは既に生活用水に影響が出ていると思われる。また、工事期間中だけでなく実際に工事の後の影響を見る必要がある。	環境影響調査では、川の水の濁りの調査を行います。ただ、それだけでは住民の生活用水への影響を調査するには不十分であると認識しており、水の利用調査を行った後、全ての水源について影響がでないよう評価を行います。また、調査期間についても、工事前、工事中、工事後と実施する必要があると考えていますが、調査内容の詳細については、まず水の利用状況を把握した後、決定いたします。
27	風車の設置による、町の活性化などの経済波及効果についての評価はしないのか。	現状では、経済波及効果の計算が出来る段階にありませんが、今後事業計画が固まってきた段階で、改めてご提出させていただきます。
28	事業者として、地元に何かしら還元することを考えているか。	地域の風力資源を使用させて頂く事業として、地域貢献ができるように利益の一部を還元する用意をしております。具体的なことについては、今後、相談させていただきたいと考えております。
29	調査会社は事業者の、国内の風力発電事業を委託するのは何件目となるのか。	親会社、前身の会社は世界で多くの実績がありますが、弊社として国内の事業は現在開発している状況であり、調査会社との案件も本件が初めてです。
30	区長会においての、住民説明会の平日 15:00 開始では、人が集まらないので時間帯を変更してほしいという要望はどうなったのか。	夕方から参加できない人のために昼の部として開催しております。入遠野地区は夕方からの開催としております。追加開催の要望があれば追加で開催させて頂くことを検討いたします。
31	環境影響評価として、どれほどの住民に納得してもらうものか、基準はないのか。追加開催の要望はどのように出せばよいのか。どの程度の人に理解してもらおうと考えているか。	追加開催も全く問題ございません。出来るだけ多くの人に聞いていただきたいと考えているため、後でご相談させていただきたいと考えております。
32	司会者と説明者を分けてほしい。	ご意見ありがとうございます。検討いたします。
33	調査会社は、いくらで調査を請け負っているのか。	説明会の趣旨と異なるかつ公にすべき内容ではないので回答は控えさせていただきます。
34	事業者への問合せ方法として、メールはなぜだめなのか。	届いた届いてない、見た見ていないという話になる恐れがあるため、郵送をお願いしておりましたが、再検討し、ホームページ等でご連絡いたします。

環境影響評価方法書についての説明会（三和ふれあい館）での質疑応答

No.	住民からの質疑	事業者による応答
1	方法書の位置づけはどのようなもので、意見はどのように反映させるのか。	現地調査を行うために、調査内容を決めるのが方法書です。調査地点や調査時期などについて、住民の方に意見をお聞きしたいと考えております。今後、方法書に皆様および自治体の意見を反映させて調査方法を決定いたします。
2	搬入路道路の造成があるが、どれくらい幅を広げるのか、どのような法面の保護を予定しているか。	現在は運搬する風車の機種も未選定であるので、明確には回答できません。設計が決まった段階で公開いたします。
3	配慮書では設置が 27 機で搬入路が 2 つあった。隣接事業との兼ね合いで移動し、各風車の密度が増えたが、騒音等の影響は考慮されるのか。これから 2 本作ることはあるのか。	道路は住民の意見で、学校等の付近を避けたため、下市萱に絞りました。配置については、今後環境影響を調査の上決定いたします。
4	地図上にて稜線を示してもらえないか。三和には風車は配置される。	三和町には風車は配置されず、風車は全て国有林野内に配置予定です。
5	どれくらいの大きさの風車なのか、他の近隣事業と比べて大きいのか。	大きさとしては、2500kW、3000kW 級と同等の大きさの風車を考えていただければと思います。
6	風車をどうして三和町側に寄せたのか。	三和町に寄せたのではなく、往生山を避けた配置に変更いたしました。
7	搬入路、林道を拡張した場合の路面はどのように整備するのか。	国有林の森林管理署などから指導を受けながら進めていくと想定しております。
8	道路の整備については事業者が行うのか。	弊社、国あるいは自治体に帰属させて管理を行うことになります。稼働後は風力発電所の運営のための道にもなるため、しっかりと管理を行うことを想定しております。
9	事業想定区域の風速はどれくらいなのか。	現在、風況を計測中ですが、平均風速 6.5～7.0m/s と想定しております。
10	振動の影響はどうか。	振動、騒音については今後調査いたしますが、三和町に関して、ほとんど影響はないと考えております。景観についても、少なくとも市街地からはほぼ見えないと考えております。
11	風車の耐用年数は。	一般的には耐用年数は 20 年ですが、その後も可能であれば発電する場合があります。どちらにしても、風車の撤去費用については積み立ての上で計画を立てております。
12	20 年後に風車が置き去りにされることはないか。FIT 法は 20 年間だけなので、その後を心配している。	その様なことはございません。海外では FIT なしでの運営もしている知見もございます。
13	風車と住民のお宅との距離はどれくらいか。	最も近いところでは水平距離で 850m です。
14	風車はどれくらいで、回り 始めるのか。	ハブ高さの風速で 1.5～2.0m/s で回り 始めます。3.5～4.0m/s で発電が始まり、13.0～14.0m/s で最大発電します。また、台風などで風速 25m 程度まで出ると、発電が止まる、あるいは風を逃がす仕様の風車がありますが、どちらの仕様の機種かは決まっておりません。
15	事業者は初めての事業か。水力はやらないのか。	弊社にとっては初めての事業ですが、前身は世界で 2000MW の実績があります。親会社を買収され現会社が誕生しました。親会社も世界中で多く実績があります。
16	三和地区で事業についてどのように周知しているか。	回覧板と新聞広告で実施いたしました。また、すべての区長さんにお会いできたわけではありませんが、11 区の区長さん宅を回らせていただき、回覧のお願いをいたしました。

環境影響評価方法書についての説明会（古殿町公民館）での質疑応答（1）

No.	住民からの質疑	事業者による応答
1	重要な地形及び地質については学術的な地質という説明があったが、地質についての定義はどのようになっているのか。その定義の中に活断層なども含まれるのか。この建てようとしている場所は、東日本大震災の際に関係のあった、井の沢断層と湯の岳断層の交差部分となっている。その部分の調査関係についてどのようになっているのか。説明をお願いしたい。	学術的に重要な地形、地質の定義については、専門家による基準を踏まえて日本全国で地形や地質の重要部がランク付けされている中で図面が整理されているものがあります。それは方法書の中でも示されております。今回はそれに該当していないので非選定としております。今後国などから指摘があれば、考慮してまいります。 断層については、断層直上に風車を建設することはありませんが、断層の影響なども踏まえ細心の注意を払って設計を行っていく所存でございます。
2	人と自然との触れ合いの活動の場の中で、大風川溪谷があったが、今現在、東日本大震災以降、施設がかなり壊滅状態にあって、入れない状態になっている。入れない状態でどういう調査をするのか。	情報の提供ありがとうございます。再度確認し、修正、対応いたします。
3	古殿町は日本が爆発して土地が形成されたときに、関東と東北の境であり、ローム層と言って、火山が噴火したときにできた地層である。ここにいる動植物はほかのところにいないような種類がいるというのがいままでの調査の結果である。クマタカなどは指定された鳥であるから調査するのであろうが、ほかにもいっぱいいる。そのところもしっかり押さえて調査してほしい。	ご意見ありがとうございます。わからないことなどあれば、ご相談に上がるかもしれません。よろしくお願いいたします。
4	大臣の意見が返ってくるまでにはどのくらいの期間があるのか。	一般的に方法書を提出してから180日以内です。
5	風車の稼働による騒音の調査というのは予備の風車を建てて調査をするということか。それは特別な調査の方法があるのか。	今回の調査は、風車を建てる前の現況の調査となります。昨年制定された風車音に対する手引きにそって行います。一週間の調査となります。
6	古殿町に風車を建てるという話は知っているか。そこで調査しているときは、風力調査をしているようだが、今回はしていないのか。	古殿町の話は把握しておりません。風況の調査は現在一か所で行っております。
7	調査結果の第三者によるチェックはないのか。信頼性はどのように確保されているのか。	手続きの中で経済産業省の専門家によって構成されている委員会があり、その中で調査の妥当性や、予測の妥当性に関して意見を頂ける場がございます。
8	第三者が調査に同行するという事はないのか。	植物に関する調査では調査結果を補足するために、大学の先生と同行し、調査結果など、審査とは別にみていただく予定でございます。
9	この場所で風力発電事業をやろうとしたのはなぜか。	風力発電事業をやれる条件というのがいくつかあり、一番大事なことはみなさまへの環境配慮ができることですが、それ以外に、風が吹かなければならない、送電線がなければならぬ、大きなものを運ぶための道がなければいけない、この4つの項目が必要となりますが、ここにはそのすべてがそろっています。
10	この説明会を開催する前に、この事業を行うにあたって基本的なところで事業展開ができるということをつかんだうえでこの計画が進行しているんですか。	条件がそろっているであろうということで下調べはしていますが、実際に地質調査などを行っているわけではないので、今のところはできるだろうという目論見です。
11	福島県の今の状況というのは原発事故以降大変な状況にある。その状況の中でここでやるメリットというものをもとに考えるというのは事業者であつたら誰でもあると思うが、地元貢献というのはこの事業を今後やっていくにあたっては事業者としては何を考えているのか。こういうことをしたいからこの事業をしたいんだというのがなければやる必要がなくなるから、それはなんですか。	今のところでは具体的には決まっておりません。むしろ、そのような要望をお聞きしたいというのが現状です。

環境影響評価方法書についての説明会（古殿町公民館）での質疑応答（2）

No.	住民からの質疑	事業者による応答
12	調査で出てくる問題点と、そこに住む人たちの考え方の問題という両面性からみて、そこになんからの問題点があれば、この事業をしないという判断をすることはあるのか。	その可能性もございます。
13	県内には今後パートナーという形で県内の企業を探すとありますが、現時点では県内には事業者と共同でこのような事業をしたことのある企業はありますか。	今回が初めてになります。県外でもそのような企業はございません。
14	この地帯には他業者の計画も含めて何台の風車が建つ予定なのか。	他業者の計画にもよるのでまだわかりません。他業者の計画との影響も含めて評価していく予定です。
15	工事をやる際は東京からゼネコンがくるのか。	まだ決定ではございませんが、今現在技術的な相談をしている。ゼネコンは東京に事務所があるゼネコンです。
16	この地区は昔鉱山があり、ずれ山や跡がある可能性がある。このあたりは竹貫変成岩が多くあり、頑丈に見えるが、土砂災害などの危険がある。そのような懸念がある。	ご指摘ありがとうございます。そのあたりも注意して調査してまいります。
17	低周波かどうかはわからないが、騒音で問題になっているのは、一番最初に東京電力さんが第一原発から引っ張った送電線から発する騒音があった。その後、リングによって改良されているみたいだが。	今回我々が評価に使用するのは最近環境省が定めた、今までよりもずっと厳しい指針値で評価させていただく予定です。
18	この事業は、立地はいわき市、影響は古殿町である。そういう観点の物事の考え方を相当しっかり考えないといけない。周辺住民からこの事業がどう見えるのかというのが一番大事である。そういう物事の見方をしてほしい。	ご意見ありがとうございます。ご指摘の点にも配慮して事業を進めてまいります。
19	（調査会社名）はこういう調査をする会社さんということですか。	環境調査をする会社でございます。二社の調査会社で調査を一緒にやるという形で進めさせていただきます。
20	福島県は 2040 年ごろまでに県内の電力を 100%再生可能エネルギーに置き換えたいという目標を挙げた。風力発電機の設置に対する 助成金などの援助はほとんどないとは聞いているが、福島県としての風力発電事業に対する後押しなどは感じるか。	県がゾーニングを実行し事業者を公募されていることを把握しております。原発の問題もあり、福島県が特に再生可能エネルギーに関して力を入れているという印象は持っております。
21	公募などはいわき市もやっているのか。	市がやっているという話は存じ上げておりません。県がやられているのは聞いております。

環境影響評価方法書についての説明会（入遠野公民館）での質疑応答（1）

No.	住民からの質疑	事業者による応答
1	事業に反対する人が多いことはどう考えるのか。風車が山に並び、景観が変わる。住民の了解が得られないことについて、環境影響の評価には関係するのか。外資系で信用できない。 また、風景が変わるが、環境影響評価の中でどう評価ができるのか。	住民意見は取り込まれて手続きが進められます。評価は決まった手順で行い、基準に合わせて事業の影響があるか評価します。保全対策等で意見を反映することになります。
2	配慮書と同じ「事業実施区域」として、東側に風車を建てないところを残しているのはなぜか。風車を配置する可能性はあるのか。	風車を建てない範囲は、往生山周辺への景観を考慮しました。往生山の上に立たないように、遠野の町から見えないよう、意見に配慮しました。事業実施区域は広く調査するために変えておりません。風車を配置する可能性はあります。
3	第7章の配慮書に対する知事意見、p.299で、離隔距離を取ると言っているが、距離は配慮書とあまり変わっていない。	方法で書かれている調査をやり、現地を把握して風車のデータを頂き、予測して行う旨で記載します。
4	雨が降ると直ぐ吸収し一気に流れる。道路や基礎を作ったどうか、安全なのか説明して欲しい。岩がごろごろして、奥に行くほど砂になる。このような地形で行ったらどうなるか。	安全に作れないのであれば、建てられません。基礎については地質調査等をして、安全に作ります。情報共有いたします。
5	近くに住んでいる。生活用水で困っている、原子力発電の替わりとして風力とあるが、この地域で実施することでどうなるのかと思う。この様な危険なところはどうして計画したのか。	風力発電ができる4つの条件は、風が吹くこと、できた電気を流せる電線があること、風車を運ぶ道があること、環境を考慮すれば建てられる可能性があることです。
6	もう一つ。住民の理解。	その通りで、それは非常に大切だと思います。
7	まだ道を作ると。なぜそこまでしてここで作るのか聞きたい。	既に林道があり、拡張するだけでよいです。比較的影響が少ないです。
8	近くに人が住んでいるのを理解しているのか。	何人住んでいるかまでは理解しておりませんが、どのような集落があるかは理解しております。
9	それでも建てようと思うのか。	影響が十分小さくできればと。そのために環境影響評価を行います。結果により、本数を減らす結果もあり得ます。
10	地形・地質が項目として「×」で、重要な地質等がないからと言っており、土砂災害、水の汚濁などは別途調査すると言っているが、どのような調査をするかわからない。約束を破られる心配があるので、項目に入れてはどうか。生活用水の実態をきちっとやるかどうか、評価項目の中に位置付けないと信用できない。工事中しか汚染がないことにしているが、伐採、切盛土すれば、元に戻るのに数年間から数10年間かかる地域がある。	基本的には決められた項目でアセスメントを行います。安全に関する項目も、行わない事業者はおりません。準備書の段階にて説明会で報告することは可能ですが、準備書の項目に入れることは確約できません。水については、事前、工事中、事後と3つに分けて調査を行います。情報共有を工夫します。
11	超低周波の部分について、和歌山で2軒が転居した例があるので課題と考えている。水、土石流についても、環境影響評価に入れずに別途と言われるが、今後も環境影響評価に載せないということか。	環境影響評価項目化については、調整の上別途お知らせします。
12	今、九州等で大雨が降っているが、入定地区も標高830mで雨による災害が心配である。それが反対97%につながっている。このような状況下でマスコミを排除することを不安に思う。	土砂災害の懸念については調査中です。今後検討し改めて結果を共有させていただきます。
13	いわき市内でも土石流の危険な場所であることを知って欲しい	ご意見賜りました。
14	24～25軒が山水を使っている。工事による泥などの対策はどのようにするか。また、湯ノ岳断層について、現地確認の話があったが、来ない。	断層の現地確認の話は他社の事業ではないでしょうか。断層の確認は今後させていただき、生活水は影響のないように対応いたします。

環境影響評価方法書についての説明会（入遠野公民館）での質疑応答（3）

No.	住民からの質疑	事業者による応答
15	上遠野公民館で質問した時の説明がいくつか不明のままだったので、確認したい。調査をしていないとのことだが、土石流が起きないと言えない、水についても汚染が起きると考えるが、起きないと言えないという状況だということを確認したい。	調査はこれからです。専門家に相談し対処します。
16	アセスというのは、お金をもらって調査をするが、実際に判断する人は現地を分かっている。一番分かるのは住民で、8～9割が反対、土石流の危険がある。資源エネルギー庁のガイドライン改訂で、住民の理解について書かれている。今の状態は住民の理解が全くない。配慮書で撤退を勧めたのに方法書を出してきた。林道を少し切っただけでも沢水は濁りやすい。大きく削ると崩れやすい。水が汚れると生活用水として使えない。別の場所がいいのではないかな。	意見は重く受け止めますが、とにかく調査等をさせて頂き、その結果を検討させて頂くという形でお願いさせていただきます。
17	住民とのマッチングはその次か。	マッチングのための調査で、住民の方に納得いただける調査結果が必要と考えます。
18	風車が密集し、超低周波音、騒音の影響がぬぐえない。	最新の調査結果では、実験等を行い影響はないと環境省が発表しております。ただし、今回の調査では騒音及び超低周波音を調査し、評価結果はお伝えします。
19	土石流危険地帯だから心配。井戸が枯れて沢水を使っている地域がある。いわき市のイノベーションコーストに乗るような話をしているが、利益のため、税金等言っているが、地元にもメリットは無い。	地元への貢献としては、税収の他、一部還元を検討します。
20	入定、貝那夫地区で数十年前、土石流があり、水が濁った。林道の拡張、風車の下打ちで伐採後、木が育つまで時間がかかる。土石流の後、ちょっとの雨でも濁りが出た。工事の間注意するとあるが、補償はあるのか、管理はどうするのか。	新設・拡張する道路は、道路管理者又は事業者で20年間管理を継続します。
21	土石流に関する保障はどうするのか。水が濁ったときは飲料水を購入して対応した。費用の補償を考えてほしい。	万が一、水への影響があった場合は、手当てを考えます。補償するつもりです。
22	地元にもメリットがない、電気代をサービスするとか。	いわき市内に建設、開発、運営を行う会社を設立します。工事会社、メンテナンスの会社は地元の会社を採用したいと考えております。メリットとしては、税収によって売電収入を地元へ還元することを考えております。
23	メディアを入れて公平に質疑応答を行った方がよいと思う。	メディアが入ると住民の方が言いたいことが言えなくなる恐れがあります。また、会社の判断で入れられませんでした。
24	公平性のためにも入れた方がよいと思っている。会社のためを思って言っている。お互いに中立の立場で意見交換をした方がよいと思う。	メディアを入れなくても中立的だと判断いたしました。
25	新聞の折り込みチラシには、「マスコミの皆さんへ」とある。それなのに入れないというなら、話し合いに臨む気がないと思われる。	申し訳ございません。その後の本社指示で入れられないということになり、急遽、ホームページの文面も変えました。
26	なにか隠さなければならないことがあるのか。	そのようなことはございません。メディアを入れると、賛成の声も上げられないおそれがあります。
27	こちらからメディアに話すことは良いのか。	構いません。
28	会社の姿勢として、メディアの件を抜きにしてというのは、感情的にも何も信用しなくなる。	ご意見として承りました。
29	他も同じにならないか。本社がダメだと言った場合、今回回答頂く内容も後で翻されることになるのか。	マスコミの件はメディアポリシーの話です。この件は権限委譲を受け発言しているの、後から撤回するということはありません。

環境影響評価方法書についての説明会（入遠野公民館）での質疑応答（4）

No.	住民からの質疑	事業者による応答
30	事業を進める方向で話されているが、この事業には反対である。	環境影響についてこれから調査しますので、調査の結果を見てご判断いただきたく思います。情報共有の努力をいたします。
31	環境影響評価がされた後に、反対意見を言う機会があるのか。	現地調査の結果はこの次の準備書の段階でお示しし、同様に縦覧や説明会を開催しますので、その際に内容をご確認ください。
32	また、調査会社への費用はどこが支払っているのか。	調査会社への費用は弊社が支払っておりますが、弊社に有利なようにアセス図書を作ることはできません。図書は、国、県、市町村に送られます。また、専門家の先生方による審査会で図書が正しく作られているか確認されます。評価結果が妥当でなければ調査会社も信用を失いますので、調査はしっかり行われます。
33	何ヶ月も前、何故反対するのかと言われた。林業関係の人たちが道路を作ってやりたいと言っている。山が裸になったら大変なことになると話した。住民の話を聞かないで、賛成の人の話で動かされてはたまったものではない。	承りました。
34	説明会の目的は何か。説明会の意見はどこに行くのか。意見書ではないから伝わらないのか。我々の意見は直接伝わるのか。国や県に提出して欲しい。	意見を集約し、県、市町村へ提出します。その後、国からの助言を受けます。
35	今回の説明会の意見は議事録として残して公開して欲しい。情報共有をしてほしい。	議事録は次の図書、準備書の後ろに載せて公表します。
36	本日の議事録について、マスコミを入れずに、録音や写真撮影をするなど。メモで残すと言っていた。録音しないといていた。それで議事録を作成することができるのか。	意思疎通ができておりませんでした。議事録を作ります。
37	意見が握りつぶされたら、何のための説明会か分からない。誰が何を言ったか証拠が欲しい。録音や写真をとることを、考えて欲しい。	申し訳ございません。今回はそういう条件で開催させて頂いたということになるので、了承してください。
38	誰も納得していない。録音したのを皆に聞いて貰わないと、意見書を出した時に、回答が違うということになりかねない。信用できない。	情報共有の仕方について対処いたします。
39	事業者の会社説明を探したが無い。資本金はいくらか、社長の経歴や企業理念、実績が分からない。あれば示して欲しい、会社の信用につながる。	ホームページの会社説明は十分ではございませんので、すぐに掲載いたします。
40	方法書を役所で見たと。業者が説明すると思っていたが、本が2冊置いてあるだけで、5人しか縦覧していない。住民に伝わっていない、分かりづらい。メディアの件、録音の件、張り紙など、信頼できない。がっかりした。	情報公開の補完に担当者が説明に回ります。
41	今の環境をそのまま残したいのが本音。一部還元とか、ここの地域にそのようないやしい人はいない。	一つの意見として承りました。
42	市や県にも業者として正確に伝えてほしい。都合の良いことだけ言わずに。市や県も大変な思いをしてやっている。	弊社が勝手に進めているわけではありません。県、市町村の意見を踏まえ、国が弊社へ意見します。問い合わせいただければ回答します。
43	配慮書の時から事業者は会社が変わったのか。	2017年に配慮書を出しており、前回と変わっておりません。
44	風力発電の実績はあるのか。	新しい会社なので、弊社としての風力発電事業は初めてですが、前身会社等で経験があります。
45	事業者として実績はないのか。	昨年6月に会社ができましたが、風力発電は開発期間が長くなるので、今建っている風車はありません。

環境影響評価方法書についての説明会（入遠野公民館）での質疑応答（5）

No.	住民からの質疑	事業者による応答
46	できたばかりの会社で心配がある。実績がないと信用できない。実績があると株主も大手になる。お金の方も心配。株主はどこか。	親会社が 100%株主です。大きな会社で信用力はあります。
47	登録はケイマン諸島なのか。	大きな組織なので、ケイマン諸島が本社の会社もありますが、こちらは日本の会社です。
48	今日の説明会を含め、この事業に住民の合意を得られていないとの認識でよいか。目的に国、県の施策の一助と言うことを記載しているが、おこがましい。事業の目的は発電所を作って利益を上げること。FIT 法により高い料金となり、環境への影響があり、地域住民の迷惑施設になる。県の事業構想に協力なんておこがましい。	ご意見として承りました。
49	マスコミへの対応はまずいと思う。取材に来たスタッフは反対ではなかった。反対意見があるからマスコミを排除したのか。	マスコミの件と反対意見の有無は無関係です。
50	今後、次回説明会を含めて、マスコミ排除は止めるべきである。	現時点ではお答えできません。
51	メディアについて、個人で事業の考えを述べていいということで、インタビューを受けた。しかし前回は会社の許可が取れないとメディアの方が言っていた。	社内ではメディア対応するには所定の研修が必要です。
52	方法書を提供して欲しい	検討いたします。

○日刊新聞紙における広告

福島民報(平成 30 年 6 月 1 日(金))

お知らせ

環境影響評価法の規定に基づき、(仮称)遠野風力発電事業
環境影響評価方法書」を作成しましたので、公告します。

1 事業者の名称 アカシア・リニューアブルズ株式会社
代表者の氏名 代表取締役 デイヴィッド・ボヴァール
事務所の所在地 東京都中央区築地2-15-19
ミレニアム築地7階

2 事業の名称 (仮称)遠野風力発電事業
発電所の種類 風力(陸上)
発電所の出力 発電出力最大86、400kW
(3、200V、200Hz×21、27基)

3 対象事業実施区域 福島県いわき市遠野町入遠野、いわき市三和町下市萱、
いわき市三和町中寺、いわき市三和町渡戸

4 縦覧場所 福島県庁 生活環境部環境共生課
福島県いわき市地方振興局 県民部県民生活課
いわき市役所本庁舎1階市民ロビー
いわき市役所遠野支所
いわき市役所三和支所
いわき市役所三和支所
古殿町役場産業振興課

5 縦覧期間 平成30年6月1日(金)から同年7月2日(月)まで
縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
電子縦覧 www.acacia-renewables.com

6 意見書の提出 環境影響評価方法書について環境の保全の
見地からの意見をお持ちの方は、各縦覧場所に附置の用
紙等に記入の上、備付けの意見箱に投函いただくか、7
に示す期限までに8に示す提出先まで郵送ください。

7 意見書の記載事項
i 意見書の提出の対象である環境影響評価方法書の名称
ii 提出者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、
その名称、代表者の氏名、及び主たる事務所の所在地)
iii 環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの
意見

8 意見書の提出期限 平成30年7月20日(金) 当日消印有効
意見書の提出先及び問合せ先
〒104-0045
東京都中央区築地2-15-19 ミレニアム築地7階
アカシア・リニューアブルズ株式会社
担当:御手洗、佐久間
info@acacia-renewables.com

福島民友(平成 30 年 6 月 1 日(金))

お知らせ

環境影響評価法の規定に基づき、(仮称)遠野風力発電事業環
境影響評価方法書」を作成しましたので、公告します。

一、事業者の名称 アカシア・リニューアブルズ株式会社
代表者の氏名 代表取締役 デイヴィッド・ボヴァール
事務所の所在地 東京都中央区築地2-15-19
ミレニアム築地7階

二、事業の名称 (仮称)遠野風力発電事業
発電所の種類 風力(陸上)
発電所の出力 発電出力最大八万六千四百キロワット
(三、二千キロワット×四、二千二百キロワット
×二十一、二十七基)

三、対象事業実施区域 福島県いわき市遠野町入遠野、いわき市三和町下市萱、
いわき市三和町中寺、いわき市三和町渡戸

四、縦覧場所 福島県庁 生活環境部環境共生課
福島県いわき市地方振興局 県民部県民生活課
いわき市役所本庁舎1階市民ロビー
いわき市役所遠野支所
いわき市役所三和支所
古殿町役場産業振興課

五、縦覧期間 平成30年6月1日(金)から同年7月2日(月)まで
縦覧時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで
電子縦覧 www.acacia-renewables.com

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの
意見をお持ちの方は、各縦覧場所に附置の用紙等に記
入の上、備付けの意見箱に投函いただくか、七に示す期
限までに八に示す提出先まで郵送ください。

七、意見書の記載事項
i 意見書の提出の対象である環境影響評価方法書の名称
ii 提出者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、
その名称、代表者の氏名、及び主たる事務所の所在地)
iii 環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの
意見

八、意見書の提出期限 平成30年7月20日(金) 当日消印有効
意見書の提出先及び問い合わせ先
〒104-0045
東京都中央区築地2-15-19 ミレニアム築地7階
アカシア・リニューアブルズ株式会社
担当:御手洗、佐久間
info@acacia-renewables.com

○日刊新聞紙における広告(延長)

福島民報(平成 30 年 6 月 26 日(火))

お知らせ

平成30年6月1日付けにて公告いたしました、「(仮称)遠野風力発電事業環境影響評価方法書」につきまして、次の通り縦覧期間を延長、並びに説明会を開催いたしますのでお知らせいたします。

- 1 事業者の名称 アカシア・リニューアブルズ株式会社
代表者の氏名 代表取締役 デイウィッド・ボヴァール
事務所の所在地 東京都中央区築地2-15-19
ミレニアム築地7階
- 2 新しい縦覧期間 平成30年6月1日(金)から
同年7月23日(月)まで
- 3 新しい意見書提出期限 平成30年8月6日(月) 当日消印有効
- 4 説明会の開催日程 平成30年7月3日(火) 19時より
- 5 説明会の開催場所 入遠野公民館
(いわき市遠野町入遠野字前田38-1)
- 6 意見書の提出先及び問合せ先
〒104-0045
東京都中央区築地2-15-19 ミレニアム築地7階
アカシア・リニューアブルズ株式会社
担当: 御手洗、佐久間
info@acacia-renewables.com

※本説明会において取材を希望される報道関係各位におかれましては、事前承認の取得をお願いしておりますので、右記連絡先までお問い合わせください。

福島民友(平成 30 年 6 月 26 日(火))

お知らせ

平成三十年六月一日付けにて公告いたしました、「(仮称)遠野風力発電事業環境影響評価方法書」につきまして、次の通り縦覧期間を延長、並びに説明会を開催いたしますのでお知らせいたします。

- 一、事業者の名称 アカシア・リニューアブルズ株式会社
代表者の氏名 代表取締役 デイウィッド・ボヴァール
事務所の所在地 東京都中央区築地2-15-19
ミレニアム築地七階
- 二、新しい縦覧期間 平成三十年六月一日(金)から
同年七月二十三日(月)まで
- 三、新しい意見書提出期限 平成三十年八月六日(月) 当日消印有効
- 四、説明会の開催日程 平成三十年七月三日(火) 十九時より
- 五、説明会の開催場所 入遠野公民館
(いわき市遠野町入遠野字前田三八-一)
- 六、意見書の提出先及び問合せ先
〒104-0045
東京都中央区築地2-15-19 ミレニアム築地七階
アカシア・リニューアブルズ株式会社
担当: 御手洗、佐久間
info@acacia-renewables.com

※本説明会において取材を希望される報道関係各位におかれましては、事前承認の取得をお願いしておりますので、右記連絡先までお問い合わせください。

〇いわき市遠野町の自治会への回覧によるお知らせ



(仮称) 遠野風力発電事業に係わる図書縦覧のお知らせ

アカシア・リニューアブルズ株式会社が計画する「(仮称)遠野風力発電事業」に係わる環境影響評価方法書の縦覧を実施いたしますので、お知らせいたします。

福島県、特に浜通り地区においては、原子力発電所事故からの復興に向け、イノベーション・コースト構想や福島新エネ社会構想等の国のプロジェクトが展開され、新たな産業や地域雇用の創出を図る取組が進められています。

アカシア・リニューアブルズ株式会社が実施予定の本事業においても、上記の福島県の取り組み、温暖化防止の一助となることを目的として事業を計画しております。

1. 環境影響評価方法書の縦覧場所、期間

場所：福島県庁生活環境部環境共生課（西庁舎 8 階）、福島県いわき地方振興局 県民部県民生活課、いわき市役所本庁舎 1 階市民ロビー、いわき市役所遠野支所、いわき市役所三和支所、古殿町役場産業振興課

期間：平成 30 年 6 月 1 日（金）～ 7 月 3 日（月）（意見受付は 7 月 20 日（金）まで）

時間：平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

HP 縦覧：www.acacia-renewables.com

2. 住民説明会概要

入遠野地区：平成 30 年 6 月 13 日（水）18 時 30 分より

入遠野公民館（いわき市遠野町入遠野字前田 38-1）

上遠野地区：平成 30 年 6 月 14 日（木）15 時より

上遠野公民館（いわき市遠野町上遠野堀切 1-1）

3. 事業の実施場所

いわき市遠野町、三和町

（図 1 参照）

4. 問い合わせ先

〒104-0045

東京都中央区築地 2-15-19 ミレニウム築地 7 階

アカシア・リニューアブルズ株式会社

Tel:03-5148-7303

担当：御手洗、佐久間

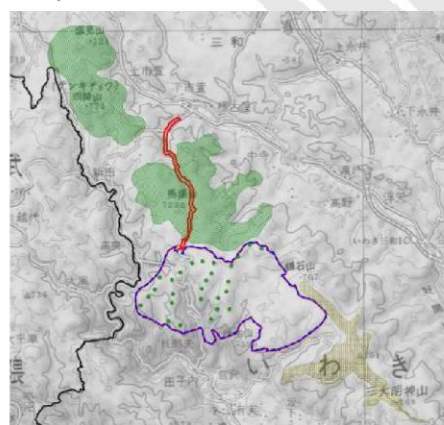


図 1 事業実施区域

〇いわき市三和町の自治会への回覧によるお知らせ



回 覧

(仮称) 遠野風力発電事業に係わる住民説明会及び

図書縦覧のお知らせ

アカシア・リニューアブルズ株式会社が計画する「(仮称)遠野風力発電事業」に係わる環境影響評価方法書の住民説明会及び図書縦覧を実施いたしますので、お知らせいたします。

福島県、特に浜通り地区においては、原子力発電所事故からの復興に向け、イノベーション・コースト構想や福島新エネ社会構想等の国のプロジェクトが展開され、新たな産業や地域雇用の創出を図る取組が進められています。

アカシア・リニューアブルズ株式会社が実施予定の本事業においても、上記の福島県の取り組み、温暖化防止の一助となることを目的として事業を計画しております。

1. 環境影響評価方法書の縦覧場所、期間

場所：福島県庁生活環境部環境共生課（西庁舎 8 階）、福島県いわき地方振興局 県民部県民生活課、いわき市役所本庁舎 1 階市民ロビー、いわき市役所遠野支所、いわき市役所三和支所、古殿町役場産業振興課

期間：平成 30 年 6 月 1 日（金）～7 月 3 日（月）（意見受付は 7 月 20 日（金）まで）

時間：平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

HP 縦覧：www.acacia-renewables.com

2. 住民説明会概要

日時：平成 30 年 6 月 15 日（金）

午後 6 時 30 分～午後 7 時 30 分

場所：三和ふれあい館

いわき市三和町下市萱字竹ノ内 114-1

3. 事業の実施場所

いわき市遠野町、三和町

（図 1 参照）

4. 問い合わせ先

〒104-0045

東京都中央区築地 2-15-19 ミレニウム築地 7 階

アカシア・リニューアブルズ株式会社

Tel: 03-5148-7303

担当：御手洗、佐久間



○石川郡古殿町大久田区の自治会への回覧によるお知らせ



大久田区の皆様へ

(仮称) 遠野風力発電事業に係わる図書縦覧のお知らせ

アカシア・リニューアブルズ株式会社が計画する「(仮称)遠野風力発電事業」に係わる環境影響評価方法書の縦覧を実施いたしますので、お知らせいたします。

福島県、特に浜通り地区においては、原子力発電所事故からの復興に向け、イノベーション・コースト構想や福島新エネ社会構想等の国のプロジェクトが展開され、新たな産業や地域雇用の創出を図る取組が進められています。

アカシア・リニューアブルズ株式会社が実施予定の本事業においても、上記の福島県の取り組み、温暖化防止の一助となることを目的として事業を計画しております。

1. 環境影響評価方法書の縦覧場所、期間

場所：福島県庁生活環境部環境共生課（西庁舎 8 階）、福島県いわき地方振興局 県民部県民生活課、いわき市役所本庁舎 1 階市民ロビー、いわき市役所遠野支所、いわき市役所三和支所、古殿町役場産業振興課

期間：平成 30 年 6 月 1 日（金）～7 月 3 日（月）（意見受付は 7 月 20 日（金）まで）

時間：平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

HP 縦覧：www.acacia-renewables.com

2. 住民説明会概要

日時：平成 30 年 6 月 19 日（火）

午後 6 時 30 分～午後 7 時 30 分

場所：古殿町公民館

石川郡古殿町大字松川字横川 2 3 5

3. 事業の実施場所

いわき市遠野町、三和町

（図 1 参照）

4. 問い合わせ先

〒104-0045

東京都中央区築地 2-15-19 ミレニアム築地 7 階

アカシア・リニューアブルズ株式会社

Tel: 03-5148-7303

担当：御手洗、佐久間



○石川郡古殿町大久田区の自治会へのお知らせ



上山区の皆様へ

(仮称) 遠野風力発電事業に係わる図書縦覧のお知らせ

アカシア・リニューアブルズ株式会社が計画する「(仮称)遠野風力発電事業」に係わる環境影響評価方法書の縦覧を実施いたしますので、お知らせいたします。

福島県、特に浜通り地区においては、原子力発電所事故からの復興に向け、イノベーション・コースト構想や福島新エネ社会構想等の国のプロジェクトが展開され、新たな産業や地域雇用の創出を図る取組が進められています。

アカシア・リニューアブルズ株式会社が実施予定の本事業においても、上記の福島県の取り組み、温暖化防止の一助となることを目的として事業を計画しております。

1. 環境影響評価方法書の縦覧場所、期間

場所：福島県庁生活環境部環境共生課（西庁舎 8 階）、福島県いわき市地方振興局 県民部県民生活課、いわき市役所本庁舎 1 階市民ロビー、いわき市役所遠野支所、いわき市役所三和支所、古殿町役場産業振興課

期間：平成 30 年 6 月 1 日（金）～7 月 3 日（月）（意見受付は 7 月 20 日（金）まで）

時間：平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

HP 縦覧：www.acacia-renewables.com

2. 住民説明会概要

日時：平成 30 年 6 月 19 日（火）

午後 6 時 30 分～午後 7 時 30 分

場所：古殿町公民館

石川郡古殿町大字松川字横川 2 3 5

3. 事業の実施場所

いわき市遠野町、三和町

（図 1 参照）

4. 問い合わせ先

〒104-0045

東京都中央区築地 2-15-19 ミレニウム築地 7 階

アカシア・リニューアブルズ株式会社

Tel: 03-5148-7303

担当：御手洗、佐久間

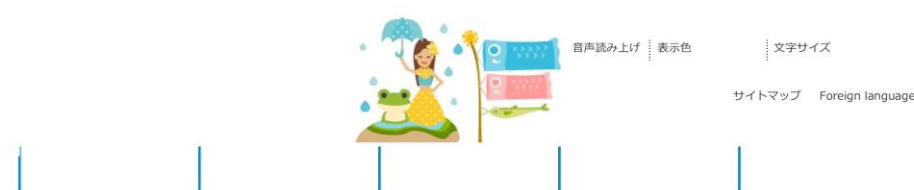


図 1 事業実施区域

○福島県ホームページによるお知らせ

方法書	公告日	平成30年6月1日(金)	
	縦覧期間	平成30年6月1日(金)～平成30年7月2日(月)	
	意見書提出期間	平成30年6月1日(金)～平成30年7月20日(金)	
	縦覧場所	福島県庁生活環境部環境共生課(西庁舎8階)、福島県いわき地方振興局県民部県民生活課、いわき市役所本庁舎1階ロビー、いわき市役所遠野支所、いわき市役所三和支所、古殿町役場産業振興課	
	説明会の開催	平成30年6月13日(水) 18時30分～ 入遠野公民館 (いわき市遠野町入遠野字前田38-1) 平成30年6月14日(木) 15時～ 上遠野公民館 (いわき市遠野町上遠野字堀切1-1) 平成30年6月15日(金) 18時30分～ 三和ふれあい館 (いわき市三和町下市萱字竹ノ内114-1) 平成30年6月19日(火) 18時30分～ 古殿町公民館 (石川郡古殿町大字松川字横川235)	
	意見数		
	福島県環境影響評価審査会	開催日	
	知事意見	通知日	
公 告 日			

〇いわき市ホームページによるお知らせ



[トップページ](#) > [くらし・地域](#) > [ごみ・環境](#) > [環境保護](#) > [環境保全対策](#)・[お知らせ](#) > 環境影響評価

環境影響評価

Twitter いいね! 0 シェア LINEで送る 問い合わせ番号：14507-5168-9820 更新日：2018年6月1日

環境影響評価（環境アセスメント）制度について

環境影響評価（環境アセスメント）制度とは、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする者が、事業の実施前に、住民、市町村、県等が参加する一連の手続きを通じて、その事業が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討することにより、その事業を環境保全上より望ましいものとしていく仕組みです。

我が国の環境影響評価制度は、昭和59年に閣議決定された環境影響評価実施要綱などにより運用されてきましたが、平成9年6月に「環境影響評価法」が制定され、平成11年6月から全面施行されました。福島県では、平成3年7月に環境影響評価要綱を施行し、ゴルフ場等を対象に運用してきましたが、環境影響評価法の制定等を踏まえ、評価の対象となる事業の範囲を拡大するなど制度の大幅な充実を図り、平成10年12月に「福島県環境影響評価条例」を制定しました。

現在、縦覧を行っている事業について

（仮称）遠野風力発電事業環境影響評価方法書

●縦覧期間

平成30年6月1日（金）～7月2日（月）
（土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

●市内の縦覧場所

いわき市役所 本庁舎1階 市民ロビー（平字梅本21）
遠野支所（遠野町根岸字白幡40-1）
三和支所（三和町下市萱字竹ノ内114-1）
福島県いわき地方振興局 県民部県民生活課（平字梅本15）

●事業者ホームページ [事業者ホームページはこちら](#)

●意見書の提出

方法書について、環境保全の見地からの意見をお持ちの方は、各縦覧場所に設置された用紙などに記載事項を記入の上、備え付けの意見箱に投函いただくか、郵送により期限内に提出先まで提出してください。

●意見書の記載事項

1. 提出者の氏名及び住所
2. 方法書に対する環境保全の見地からの意見（理由も含めて記載してください。）

●意見書の提出期限

7月20日（金）（当日消印有効）

●意見書の提出先及び問合せ先

アカシア・リニューアブルズ株式会社
〒104-0045 東京都中央区築地2-15-19 ミレニアム築地7階
電話：03-5148-7303

●住民説明会を開催する場所・時間

1. 6月13日（水） 午後6時30分～
入遠野公民館（遠野町入遠野字前田3-1）
2. 6月14日（木） 午後3時～
上遠野公民館（遠野町上遠野字堀切1-1）
3. 6月15日（金） 午後6時30分～
三和ふれあい館（三和町下市萱字竹ノ内114-1）

📧 お問い合わせ

生活環境部 環境企画課
電話番号：0246-22-7441
ファクス番号：0246-22-7599

ライブメニューから探す

妊娠・出産

子育て

入園・入学

結婚・離婚

引越し・住まい

就職・退職

高齢・介護

お悔やみ

よくある質問

○アカシア・リニューアブルズ株式会社のホームページによるお知らせ

「（仮称）遠野風力発電事業」
に係る環境影響評価方法書の公表及び縦覧について

※縦覧期間の延長、並びに説明会開催のお知らせ

環境影響評価法の規定に基づき、「（仮称）遠野風力発電事業環境影響評価方法書」（以下、方法書）を作成しましたので、公表します。

※方法書は、2018年06月01日（金）08:30～2018年07月23日（月）17:15までの期間中は閲覧が可能です。

※当社ウェブサイト以外での閲覧、閲覧期間を過ぎた場合は表示できません。

※当社ウェブサイト上で閲覧期間中でも、ご使用のブラウザ、プラグインが対応していない場合は表示できません。

※方法書閲覧時のブラウザは、Internet Explorerを推奨します。

※ダウンロードで閲覧や印刷はできません。

- ・ [表紙・目次](#)
- ・ [第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)
- ・ [第2章 対象事業の目的及び内容](#)
- ・ [第3章-1 対象事業実施区域及びその周囲の概況](#)
- ・ [第3章-2 対象事業実施区域及びその周囲の概況](#)
- ・ [第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果](#)
- ・ [第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見および事業者の見解](#)
- ・ [第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の方法](#)
- ・ [第7章 その他環境省令で定める事項](#)
- ・ [要約書](#)

方法書の縦覧

縦覧場所

福島県庁 生活環境部環境共生課
福島県いわき市地方振興局 県民部県民生活課
いわき市役所本庁舎 1 階市民ロビー
いわき市役所遠野支所
いわき市役所三和支所
古殿町役場産業振興課

方法書説明会

日時・開催場所

平成30年6月13日（水） 18時30分～
入遠野公民館 （いわき市遠野町入遠野字前田38-1）

平成30年6月14日（木） 15時～
上遠野公民館 （いわき市遠野町上遠野堀切1-1）

平成30年6月15日（金） 18時30分～
三和ふれあい館 （いわき市三和町下市萱字竹ノ内114-1）

平成30年6月19日（火） 18時30分～
古殿町公民館 （石川郡古殿町大字松川字横川235）

平成30年7月3日（火） 19時～
入遠野公民館 （いわき市遠野町入遠野字前田38-1）

縦覧期間

平成30年6月1日（金）から同年7月23日（月）まで

意見書提出期限

平成30年8月6日（月） 当日消印有効

環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、意見書に記入の上、下記連絡先までお送りください。

意見書様式は[こちら](#)でダウンロードしてください。

○福島県ホームページによるお知らせ(延長)

方法書	公告日	平成30年6月1日(金)
	縦覧期間	平成30年6月1日(金)～平成30年7月23日(月)
	意見書提出期間	平成30年6月1日(金)～平成30年8月6日(月)
	縦覧場所	福島県庁生活環境部環境共生課(西庁舎8階)、福島県いわき地方振興局県民部県民生活課、いわき市役所本庁舎1階ロビー、いわき市役所遠野支所、いわき市役所三和支所、古殿町役場産業振興課
	説明会の開催	

	平成30年6月14日(木) 15時～ 上遠野公民館 (いわき市遠野町上遠野字堀切1-1) 平成30年6月15日(金) 18時30分～ 三和ふれあい館 (いわき市三和町下市萱字竹ノ内114-1) 平成30年6月19日(火) 18時30分～ 古殿町公民館 (石川郡古殿町大字松川字横川235) 平成30年7月3日(火) 19時00分～ 入遠野公民館 (いわき市遠野町入遠野字前田38-1)
--	--

〇いわき市ホームページによるお知らせ(延長)



[トップページ](#) > [くらし・地域](#) > [ごみ・環境](#) > [環境保護](#) > [環境保全対策・お知らせ](#) > 環境影響評価

環境影響評価

Twitter いいね! シェア LINEで送る 問い合わせ番号: 14507-5168-9820 更新日: 2018年7月6日

環境影響評価（環境アセスメント）制度について

環境影響評価（環境アセスメント）制度とは、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする者が、事業の実施前に、住民、市町村、県等が参加する一連の手続を通じて、その事業が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討することにより、その事業を環境保全上より望ましいものとしていく仕組みです。

我が国の環境影響評価制度は、昭和59年に閣議決定された環境影響評価実施要綱などにより運用されてきましたが、平成9年6月に「環境影響評価法」が制定され、平成11年6月から全面施行されました。福島県では、平成3年7月に環境影響評価要綱を施行し、ゴルフ場等を対象に運用してきましたが、環境影響評価法の制定等を踏まえ、評価の対象となる事業の範囲を拡大するなど制度の大幅な充実を図り、平成10年12月に「福島県環境影響評価条例」を制定しました。

現在、縦覧を行っている事業について

1（仮称）遠野風力発電事業環境影響評価方法書

●縦覧期間

平成30年6月1日（金）～7月23日（月）
（土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

●市内の縦覧場所

いわき市役所 本庁舎1階 市民ロビー（平字梅本21）
遠野支所（遠野町根岸字白幡40-1）
三和支所（三和町下市萱字竹ノ内114-1）
福島県いわき地方振興局 県民部県民生活課（平字梅本15）

●事業者ホームページ [事業者ホームページはこちら](#)

●意見書の提出

方法書について、環境保全の見地からの意見をお持ちの方は、各縦覧場所に設置された用紙などに記載事項を記入の上、備え付けの意見箱に投函いただくか、郵送により期限内に提出先まで提出してください。

●意見書の記載事項

1. 提出者の氏名及び住所
2. 方法書に対する環境保全の見地からの意見（理由も含めて記載してください。）

●意見書の提出期限

8月6日（月）（当日消印有効）

●意見書の提出先及び問合せ先

アカシア・リニューアブルズ株式会社
〒104-0045 東京都中央区築地2-15-19 ミレニアム築地7階
電話：03-5148-7303

●住民説明会を開催する場所・時間

1. 6月13日（水） 午後6時30分～
入遠野公民館（遠野町入遠野字前田3-1）
2. 6月14日（木） 午後3時～
上遠野公民館（遠野町上遠野字堀切1-1）
3. 6月15日（金） 午後6時30分～
三和ふれあい館（三和町下市萱字竹ノ内114-1）
4. 7月3日（火） 午後7時～
入遠野公民館（遠野町入遠野字前田3-1）

ライフメニューから探す

妊娠・出産

子育て

入園・入学

結婚・離婚

引越し・住まい

就職・退職

高齢・介護

お悔やみ

よくある質問

○アカシア・リニューアブルズ株式会社のホームページによるお知らせ(延長)

「(仮称) 遠野風力発電事業」
に係る環境影響評価方法書の公表及び縦覧について

※縦覧期間の延長、並びに説明会開催のお知らせ

環境影響評価法の規定に基づき、「(仮称) 遠野風力発電事業環境影響評価方法書」(以下、方法書)を作成しましたので、公表します。

- ※方法書は、2018年06月01日(金)08:30～2018年07月23日(月)17:15までの期間中は閲覧が可能です。
- ※当社ウェブサイト以外での閲覧、閲覧期間を過ぎた場合は表示できません。
- ※当社ウェブサイト上で閲覧期間中でも、ご使用のブラウザ、プラグインが対応していない場合は表示できません。
- ※方法書閲覧時のブラウザは、Internet Explorerを推奨します。
- ※ダウンロードで閲覧や印刷はできません。

- ・表紙・目次
- ・第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- ・第2章 対象事業の目的及び内容
- ・第3章-1 対象事業実施区域及びその周囲の概況
- ・第3章-2 対象事業実施区域及びその周囲の概況
- ・第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果
- ・第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見および事業者の見解
- ・第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の方法
- ・第7章 その他環境省令で定める事項
- ・要約書

方法書の縦覧

縦覧場所

福島県庁 生活環境部環境共生課
福島県いわき地方振興局 県民部県民生活課
いわき市役所本庁舎1階市民ロビー
いわき市役所遠野支所
いわき市役所三和支所
古殿町役場産業振興課

方法書説明会

日時・開催場所

平成30年6月13日(水) 18時30分～
入遠野公民館 (いわき市遠野町入遠野字前田38-1)

平成30年6月14日(木) 15時～
上遠野公民館 (いわき市遠野町上遠野堀切1-1)

平成30年6月15日(金) 18時30分～
三和ふれあい館 (いわき市三和町下市萱字竹ノ内114-1)

平成30年6月19日(火) 18時30分～
古殿町公民館 (石川郡古殿町大字松川字横川235)

平成30年7月3日(火) 19時～
入遠野公民館 (いわき市遠野町入遠野字前田38-1)

縦覧期間

平成30年6月1日(金)から同年7月23日(月)まで

意見書提出期限

平成30年8月6日(月) 当日消印有効

環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、意見書に記入の上、下記連絡先までお送りください。

○新聞折込チラシによるお知らせ(表面 平成 30 年 6 月 29 日 (金))

平成 30 年 6 月

アカシア・リニューアブルズ株式会社

「(仮称)遠野風力発電事業環境影響評価方法書」 に係るお知らせ

◎環境影響評価方法書の住民説明会追加開催について

以下の日程で住民説明会を追加開催させていただきます。

皆様にお越し頂くとともに、ご意見をお寄せ頂きますよう、宜しくお願い致します。

☆ 説明会の開催について

開催場所：入遠野公民館

日時：平成 30 年 7 月 3 日 (火) 19 時より

住所：福島県いわき市遠野町入遠野字前田 38-1

※本説明会において取材を希望される報道関係各位におかれましては、事前承認の取得をお願いしておりますので、下記連絡先までお問い合わせください。

◎環境影響評価方法書の縦覧期間等延長について

上記に伴い、縦覧及び意見書の受付期間を延長致しました。

変更後の期間については、以下をご参照下さい。

☆ 方法書の縦覧について

縦覧の場所：福島県庁生活環境部環境共生課、福島県いわき市地方振興局県民部県民生活課、
いわき市役所本庁舎 1 階市民ロビー、いわき市役所遠野支所、いわき市役所三和支所、
古殿町役場産業振興課

縦覧の期間：平成 30 年 6 月 1 日 (金) ～平成 30 年 7 月 23 日 (月)

※当社ホームページにおいて上記期間中に方法書を閲覧可能です。アドレスは下記のとおりです。

www.acacia-renewables.com

☆ 意見書の提出について

意見書の受付期間：平成 30 年 6 月 1 日 (金) ～平成 30 年 8 月 6 日 (月)

意見書の提出方法：上記の縦覧場所に備え付けた投函箱への投函、郵送、Eメールのいずれか

連絡先 (意見書提出先)

アカシア・リニューアブルズ株式会社

〒104-0045 東京都中央区築地 2-15-19 ミレニウム築地 7 階

担当：御手洗・佐久間 Eメール：info@acacia-renewables.com

【裏面に説明会の場所(地図)を記載しております】

○新聞折込チラシによるお知らせ(裏面 平成 30 年 6 月 29 日 (金))

平成 30 年 6 月

アカシア・リニューアブルズ株式会社

「(仮称)遠野風力発電事業環境影響評価方法書」

に係るお知らせ

環境影響評価方法書の住民説明会開催場所のご案内

以下の場所で住民説明会を開催致します。日時等につきましては、裏面をご参照下さい。



○ご意見記入用紙

「(仮称)遠野風力発電事業環境影響評価方法書」に対する意見書

ご 芳 名 _____

ご 住 所 _____

ご連絡先(電話番号) _____

意見書送付先：〒104-0045 東京都中央区築地 2-15-19 ミレニアム築地 7 階

アカシア・リニューアブルズ株式会社 担当：佐久間、御手洗

E-mail: info@acacia-renewables.com

意見書の提出期限：2018 年 7 月 20 日(金)(ご郵送の場合は当日消印有効)